

別添

# 第十八改正日本薬局方原案作成要領 (一部改正)

令和元年 10 月

医薬品医療機器総合機構  
審査マネジメント部

## はじめに

日本薬局方は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号。以下「法」という。）第41条により医薬品の品質の適正を図るために定められ、薬事行政、製薬企業、医療、薬学研究、薬学教育などに携わる多くの医薬品関係者により、それぞれの場で広く活用されています。また、厚生労働省から示された「第十八改正日本薬局方作成基本方針」（平成28年10月19日厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）には、「日本薬局方は我が国の医薬品の品質を適正に確保するために必要な規格・基準及び標準的試験法等を示す公的な規範書」と位置づけられています。日本薬局方が、この役割を果たすために、少なくとも10年に一度の全面改正が義務付けられており、実際には第九改正（昭和51年）以降は5年ごとに全面改正が行われ、さらに第十二改正（平成3年）からは全面改正の間に2度の追補が発行されています。また、日本薬局方の事務局機能を強化するために、平成16年度から、厚生労働省の委託を受け、薬事・食品衛生審議会日本薬局方部会以外の委員会組織の事務局として、医薬品医療機器総合機構が検討組織の運営を行っています。

機構は日本薬局方の作成のため、分野毎に17の委員会を設置し、製薬企業等から提出された原案の検討を進めていますが、製薬企業から提出される原案の完成度を高め、委員会検討を円滑化するとともに日本薬局方全体の整合を図るために、原案作成のための要領を定め公開しているところです。第十七改正日本薬局方が平成28年3月に告示され、さらに平成28年10月19日に厚生労働省から「第十八改正日本薬局方作成基本方針」が示されたことから、この作成基本方針に基づき、第十七改正日本薬局方第一追補（平成29年12月告示）以降の改正にも適用できるよう、平成29年1月に「第十八改正日本薬局方原案作成要領」を公開してきました。今般、科学・技術の進歩や国際調和の発展を踏まえた新しい検討方針及び対応方法を組み入れるとともに、原案の完成度をさらに高めるため「第十八改正日本薬局方原案作成要領」の一部改正を行うこととなりました。

本作成要領が、薬事行政、製薬企業、医療、薬学研究、薬学教育に携わる皆様に、それぞれの場面に応じて活用頂ければ幸いです。

終わりに、本要領の作成に際し、ご尽力頂いた国立医薬品食品衛生研究所所長奥田晴宏先生他日本薬局方原案検討委員会総合小委員会の皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和元年 10 月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
審査マネジメント部長

日本薬局方原案検討委員会総合小委員会委員(五十音順)

石井 明子	国立医薬品食品衛生研究所 生物薬品部長
伊豆津 健一	国立医薬品食品衛生研究所 薬品部長
座長 奥田 晴宏	国立医薬品食品衛生研究所 所長
加藤 くみ子	北里大学 薬学部 教授
香取 典子	国立医薬品食品衛生研究所 客員研究員
川原崎 芳彦	関西医薬品協会
栗原 正明	国際医療福祉大学 薬学部 教授
合田 幸広	国立医薬品食品衛生研究所 副所長
坂本 知昭	国立医薬品食品衛生研究所 薬品部 第三室長
鈴木 幹雄	公益社団法人 東京医薬品工業協会
袴塚 高志	国立医薬品食品衛生研究所 生薬部長
丸山 卓郎	国立医薬品食品衛生研究所 生薬部 第一室長
宮崎 玉樹	国立医薬品食品衛生研究所 薬品部 主任研究官

令和元年 10月現在

## 目 次

1. 目 的 .....	1
2. 構 成 .....	1
3. 対 象 .....	1
4. 適 用 .....	1

### 第一部 第十八改正日本薬局方原案の作成に関する細則

1. 基本的事項 .....	2
1.1 規格及び試験方法の設定 .....	2
1.2 有害な試薬の扱い .....	2
2. 一般的な事項 .....	3
2.1 用語及び用字 .....	3
2.2 規格値／判定基準及び実測値 .....	4
2.3 単位及び記号 .....	4
2.4 溫度 .....	5
2.5 圧力 .....	6
2.6 時間 .....	6
2.7 質量百分率及び濃度 .....	7
2.8 長さ .....	7
2.9 質量 .....	8
2.10 容量 .....	8
2.11 計算式の記載方法 .....	8
2.12 一般試験法番号の記載方法 .....	9
2.13 国際調和に関する記載方法 .....	10
2.14 その他 .....	10
3. 医薬品各条 .....	12
3.1 各条の内容及び記載順 .....	12
3.2 日本名 .....	13
3.3 英名 .....	14
3.4 日本名別名 .....	14
3.5 ラテン名 .....	14
3.6 構造式 .....	14
3.7 分子式及び分子量（組成式及び式量） .....	16
3.8 化学名及びケミカル・アブストラクト・サービス（CAS）登録番号 .....	17
3.9 基原 .....	18
3.10 成分の含量規定 .....	19
3.11 表示規定 .....	20
3.12 製法 .....	21
3.13 製造要件 .....	21
3.14 性状 .....	22
3.15 生薬の性状 .....	25
3.16 確認試験 .....	25
3.17 示性値 .....	28
3.18 純度試験 .....	32
3.19 意図的混入有害物質 .....	37
3.20 乾燥減量、水分又は強熱減量 .....	37
3.21 強熱残分、灰分又は酸不溶性灰分 .....	38
3.22 製剤試験 .....	38
3.23 その他の試験 .....	43
3.24 定量又は成分の含量 .....	44

3.25 貯法	44
3.26 有効期間	45
3.27 その他	45
4. グロマトグラフィー等を用いる場合の表記	45
4.1 記載事項	45
4.2 試験条件の記載事項及び表記例	45
4.3 システム適合性	47
4.4 その他の記載例	51
5. ICP 発光分光分析法及び ICP 質量分析法を用いる場合の記載例	52
6. 核磁気共鳴スペクトル測定法による定量 NMR (qNMR) を用いる場合の記載例	53
6.1 定量 <sup>1</sup> H NMR 測定法	54
7. その他	55
7.1 標準品及び標準物質	55
7.2 試葉・試液等	56
<b>第二部 医薬品各条原案の提出資料とその作成方法</b>	<b>58</b>
別添 1 「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法	73
別添 2 「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法 (生物薬品(バイオテクノロジー応用医薬品/生物起源由来医薬品)標準品)	84
別添 3 「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法(システム適合性試験用標準品)	92
<b>付表及び用字例付表</b>	<b>101</b>
塩化物の%換算表	101
硫酸塩の%換算表	101
重金属の ppm 及び%換算表	102
ヒ素の ppm 換算表	102
乾燥減量及び強熱残分の%記載法	102
原子量表(2010)	107
用字例	109

## 第十八改正日本薬局方原案作成要領(一部改正)

締掛け 改正箇所

### 1. 目的

本要領は「原案」の具体的な作成方法、記載方法など第十八改正日本薬局方の作成にあたって必要な事項を定めることにより、「原案」の完成度を高め、委員会検討を円滑化し、日本薬局方全体の記載整備を図ることを目的とする。

### 2. 構成

本要領は、「第一部 第十八改正日本薬局方原案の作成に関する細則」及び「第二部 医薬品各条原案の提出資料とその作成方法」からなる。

「第一部 第十八改正日本薬局方原案の作成に関する細則」は、薬局方の医薬品各条を改正するにあたり、必要とされる具体的な原案の作成方針、記載方法等を定めたものである。

「第二部 医薬品各条原案の提出資料とその作成方法」は、規定の様式による医薬品各条原案の作成及び提出ができるよう、注意事項などを定めたものである。

### 3. 対象

本要領は「医薬品各条の原薬及びその製剤」を対象とする。

なお、本要領に記載のない事項については、当該各条の特殊性に応じた記載をすることができる。

また、一般試験法の記載についても可能な範囲で適用する。

### 4. 適用

本要領は、原則として第十八改正日本薬局方に適用するが、その考え方については今後予定される第十七改正日本薬局方の一部改正（追補を含む）においても適用する。

## 第十八改正日本薬局方原案の作成に関する細則

## 22 1. 基本的事項

## 23 1.1 規格及び試験方法の設定

## 24 1.1.1 試験項目の設定

25 日本薬局方は、法第41条の規定により、医薬品の適正な性状及び品質の確保を図ることを目的とするもの  
26 であり、試験項目としては、有効性、安全性に関して同等とみなすことができる一定の品質を総合的に保証  
27 する上で必要な試験項目を設定する。ただし、当該品目の原料、製造工程等からみて、適正な品質を確保で  
28 きることが明らかであるなど合理的な理由がある場合には、3.1に規定するすべての項目を設定する必要はない。  
29

## 30 1.1.2 規格値／判定基準の設定

31 規格値／判定基準には、必ずしも高い純度や含量を求めるのではなく、当該医薬品の有効性と安全性を確  
32 保することができるよう、実測値及び必要に応じて安全性試験や安定性試験（長期保存試験等）の結果等に基づき、一定の品質の保証に必要な限度値、許容範囲、その他の適切な基準を設定する。ただし、生物薬品などの工程由来不純物、製剤の溶出性、浸透圧比／pH等にみられるように、同一品目であっても製法が異なることなどによって、一定の品質の保証に必要な値を画一的に設定することが極めて困難な場合には、試験項目を設定した場合にあっても、規格値／判定基準の設定は行わず、法に基づく承認の際などに規格値／判定基準を設定させることができる。なお、局外規記載の規格値／判定基準を設定する場合にあっても、提出された実測値に基づいて検討するため、実測値を考慮した規格値／判定基準の提案が望ましい。

## 39 1.1.3 試験方法の設定

40 試験方法は、医薬品の品質の適否が明確となるように設定する。規格値／判定基準を法に基づく承認の際  
41 などに設定させる試験項目にあっては、試験方法を必ずしも設定する必要はない。

42 試験方法は、必要な目的が達せられるかぎり、簡易なものとなるよう配慮する。さらに、試験の妥当性を必要に応じて確認できる操作法、標準溶液と共に試験するなど目的が達せられる感度及び精度が得られていることが確認できる操作法などを試験法中に導入し、合理的なものとなるよう配慮する。このような観点から、確認試験、純度試験への機器分析の導入、定量法への相対試験法の導入等、簡便で鋭敏な試験法を積極的に導入する。

47 試料の調製法の規定に当たっては、試験に用いる試料並びに試薬の使用量を可能な限り低減するよう努める。  
48

## 49 1.1.4 「別に規定する」の定義

50 各条原案作成時には必要な試験項目と規格値／判定基準を設定する。

51 しかしながら、原案検討委員会の検討を経て、1.1.2にあるように、生物薬品などの工程由来不純物、製剤  
52 の溶出性、浸透圧比／pH等にみられるように、同一品目であっても製法が異なることなどによって、一定の  
53 品質の保証に必要な値を画一的に設定することが極めて困難で、知的所有権の一部で保護されるべき内容等について  
54 は、規格値／判定基準の設定は行わず、「別に規定する」と記載することができる。

55 「別に規定する」とは、法に基づく製造販売承認書の中の規格値／判定基準として別途規定されていることを意味する。なお、法に基づく承認審査において設定する必要がないと判断され、承認書に規定されない場合  
56 も含む。

## 58 1.2 有害な試薬の扱い

59 有害な試薬を用いないなど、人及び環境への影響に配慮した試験方法となるよう努める。

60 次のような試薬については使用を避けるか、又は使用量を最小限にする。

61 有害で試験者への曝露が懸念される試薬

62 有害作用及び残留性等で環境への負荷が大きい試薬

63 特殊な取扱いが必要な試薬（麻薬や覚醒剤等）

64 次の試薬は、原則として用いない。

65 水銀化合物

66 シアン化合物

67 ベンゼン

68 四塩化炭素  
69 1,2-ジクロロエタン  
70 1,1-ジクロロエテン  
71 1,1,1-トリクロロエタン  
72 1,4-ジオキサン  
73 次の試薬は、代替溶媒がない場合についてのみ使用できる。  
74 ハロゲン化合物（クロロホルム、ジクロロメタンなど、クロロホルムとジクロロメタンのどちらも選択可  
75 能な場合はジクロロメタンを優先して選択する。）  
76 二硫化炭素

## 77 2. 一般的事項

### 78 2.1 用語及び用字

79 薬局方の記載は、口語体で、横書きとする。  
80 用語については、原則として次の用語集などに従う。  
81 常用漢字及び現代仮名遣い  
82 文部科学省『学術用語集』  
83 なお、著しく誤解を招きやすいものについては、常用漢字以外の漢字を用いててもよい。

#### 84 2.1.1 おくりがななどの表記

85 おくりがな、かなで書くもの、文字の書き換え及び術語等については、原則として用字例による。ただし、  
86 顆、煎、膏、漿、絆、坐等は用いる。

#### 87 2.1.2 検液及び標準液

88 「検液」及び「標準液」は、それぞれ一般試験法中の各試験法又は標準液の項に規定されたものを用いる。  
89 医薬品各条で調製する場合は、「検液」は「試料溶液」、「標準液」は「標準溶液」と記載する。

#### 90 2.1.3 句読点

91 句読点は「、」、「。」、「：」を用いる。句読点は誤解が生じないよう適宜用いる。

#### 92 2.1.4 医薬品名、試薬名、外来語及び動植物名

93 次のものは、原則としてカタカナ又は常用漢字で表記する。  
94 医薬品名  
95 試薬名  
96 また、次のものは、原則としてカタカナで表記する。  
97 外来語  
98 植物名  
99 動物名

#### 100 2.1.5 繰り返し符号

101 繰り返し符号の「々」、「ゝ」、「ゞ」は、原則として用いない。ただし、慣用語（例：日々、徐々に）には用い  
102 ても差し支えない。

#### 103 2.1.6 数字

104 数字は算用数字（アラビア数字）を用いる。  
105 また、必要に応じてローマ数字を用いることができ、慣用語などについては漢数字を用いる。  
106 [例] 一般、一次、一度、一部、四捨五入、二酸化硫黄、二塩酸塩、ニグルコン酸塩、三水和物、エチレン  
107 ジアミン四酢酸二ナトリウム、酸化リン(V)

#### 108 2.1.6.1 大きな数字の表記

109 数字は連続して表記し、3桁ごとにカンマ（、）等で区切らない。

#### 110 2.1.7 文字及び記号

111 原則としてJIS第一水準及び第二水準の文字、記号などを用いる。  
112 また、動植物又は細菌等の学名、物理量を表す記号（例えば、屈折率  $n$ 、比重  $d$ 等）及び数式中の変数（例  
113 えば、吸光度  $A_1$ 、ピーク面積比  $Q_S$ など）などは、原則としてイタリック体を用いる。

#### 114 2.1.7.1 変数の代数表記

115 変数の代数表記は下記による。  
116 質量 :  $M$

117 容量 :  $V$   
118 吸光度 :  $A$   
119 ピーク面積 :  $A$   
120 ピーク高さ :  $H$   
121 ピーク面積等の比 :  $Q$   
122 ピーク面積等の和 :  $S$   
123 製剤単位の表示量 :  $C$

#### 124 2.1.8 括弧の使い方

125 括弧の使用順は、原則として次のとおりとする。  
126 括弧の使用順 : ( { [ ( ) ] } )  
127 [例] 2-(*Z*)-(2-Aminothiazol-4-yl)-[(2*S*,3*S*)-2-methyl-  
128 4-oxo-1-sulfoazetidin-3-ylcarbamoyl]methylenaminoxy}-  
129 2-methyl-1-propanoic acid  
130 リゾチームの量 [mg(力値)]  
131 クロラムフェニコール( $C_{11}H_{12}Cl_2N_2O_5$ )の量[ $\mu$ g(力値)]  
132 ただし、計算式の場合は下記の使用順とする。  
133 計算式の場合の括弧の使用順 : [ { ( ) } ]  
134 [例] デスマミド体以外の類縁物質の量(%) =  $\{A_T - (A_I + A_D)\} / A_T \times 100$

## 135 2.2 規格値／判定基準及び実測値

### 136 2.2.1 規格値及び実測値の定義

137 規格値とは、示性値、純度試験、特殊試験、定量法等で、試験の最終成績に基づいて適否の判定をする際に、基準となる数値をいう。

138 実測値とは、それぞれの項に記載された方法に従って試験して得た測定結果をいう。

### 140 2.2.2 規格値

#### 141 2.2.2.1 規格値の表記

142 規格値は、例えば、○～○%、△～△℃のように範囲で示すか、又は▽%以下(以上、未満)のよう  
143 に示す。

#### 144 2.2.2.2 規格値の桁数

145 規格値の桁数は、実測値の有効数字の桁数を考慮し、一定の品質を確保する観点から必要な桁数とする。

146 規格値が1000以上の場合で、その有効数字の桁数を明確にする必要がある場合は、規格値をべき数で表記  
147 することができる。

148 [例] 10000～12000 単位 →  $1.0 \times 10^4$ ～ $1.2 \times 10^4$  単位  
149 30000 単位以上 →  $3.0 \times 10^4$  単位以上

150 また、微生物限度の規格値については $10^1$ 、 $10^2$ 、 $10^3$ と表記する。

151 [例] 本品1mL当たり、総好気性微生物数の許容基準は $10^2$ CFU、総真菌数の許容基準は $10^1$ CFUである。

#### 152 2.2.3 実測値の丸め方

153 規格値又は規格値の有効数字の桁数がn桁の場合、通則の規定に従い、実測値をn+1桁目まで求めた後、n  
154 +1桁目の数値を四捨五入して、n桁の数値とする。

155 実測値が更に多くの桁数まで求められる場合は、n+2桁目以下は切り捨て、n+1桁目の数値を四捨五入し  
156 て、n桁の数値とする。

157 [例] 規格値又は規格値の有効数字が2桁の場合

158  $1.23 \rightarrow 1.2$ ,  $1.25 \rightarrow 1.3$ ,  $1.249 \rightarrow 1.2$   
159  $2.54 \times 10^3$  (2540) →  $2.5 \times 10^3$  (2500),  $2.56 \times 10^3$  (2560) →  $2.6 \times 10^3$  (2600),  
160  $2.549 \times 10^3$  (2549) →  $2.5 \times 10^3$  (2500)

## 161 2.3 単位及び記号

162 通則の規定に従い、SI単位系に整合した物理的及び化学的な単位を用いる。ただし、エンドトキシン単位  
163 のような生物学的単位はこの限りでない。

164 また、w/v%については、製剤の処方又は成分などの濃度を示す場合に限定して用いる。

165	メートル	m
166	センチメートル	cm
167	ミリメートル	mm
168	マイクロメートル	μm
169	ナノメートル	nm
170	キログラム	kg
171	グラム	g
172	ミリグラム	mg
173	マイクログラム	μg
174	ナノグラム	ng
175	ピコグラム	pg
176	モル	mol
177	ミリモル	mmol
178	セルシウス度	°C
179	平方センチメートル	cm <sup>2</sup>
180	リットル	L
181	ミリリットル	mL
182	マイクロリットル	μL
183	メガヘルツ	MHz
184	ニュートン	N
185	毎センチメートル	cm <sup>-1</sup>
186	キロパスカル	kPa
187	パスカル	Pa
188	モル毎リットル	mol/L
189	ミリモル毎リットル	mmol/L
190	パスカル秒	Pa·s
191	ミリパスカル秒	mPa·s
192	平方ミリメートル毎秒	mm <sup>2</sup> /s
193	ルクス	lx
194	質量百分率	%
195	質量百万分率	ppm
196	質量十億分率	ppb
197	体積百分率	vol%
198	体積百万分率	vol ppm
199	質量対容量百分率	w/v%
200	マイクロジーメンス毎センチメートル	pS · cm <sup>-1</sup>
201	ピーエイチ	pH
202	エンドトキシン単位	EU
203	コロニー形成単位	CFU
204	ラジアン	rad
205	度（角度）	°
206	オスモル	Osm
207	ミリオスモル	mOsm
208	当量	Eq
209	ミリ当量	mEq

## 2.4 溫度

試験又は貯蔵に用いる温度は、原則として具体的な数値で記載する。ただし、以下の記述を用いることができる。

### 2.4.1 溫度に関する定義

#### 2.4.1.1 溫度に関する用語の定義

温度に関する用語に対応する具体的な温度は、次のとおりである。

216	「標準温度」	20°C
217	「常温」	15 ~ 25°C
218	「室温」	1 ~ 30°C
219	「微温」	30 ~ 40°C

#### 220 2.4.1.2 「冷所」の定義

221 「冷所」は、別に規定するもののほか、1 ~ 15°Cの場所をいう。

#### 222 2.4.1.3 水の温度に関する用語の定義

223 水の温度に関する用語に対応する具体的な温度は、次のとおりである。

224	「冷水」	10°C以下
225	「微温湯」	30 ~ 40°C
226	「温湯」	60 ~ 70°C
227	「熱湯」	約 100°C

#### 228 2.4.1.4 「加温」の定義など

229 「加温する」とは、通例、60 ~ 70°Cに熱することをいう。

230 なお、「加熱する」又は「強熱する」場合は、できるかぎり具体的な温度を記載する。

#### 231 2.4.1.5 「加熱した溶媒（熱溶媒）」及び「加温した溶媒（温溶媒）」の定義

232 「加熱した溶媒」又は「熱溶媒」とは、その溶媒の沸点付近の温度に熱した溶媒をいう。

233 「加温した溶媒」又は「温溶媒」とは、通例、60 ~ 70°Cに熱した溶媒をいう。

#### 234 2.4.1.6 「冷浸」及び「温浸」の定義

235 「冷浸」は、通例、15 ~ 25°Cで行う。

236 「温浸」は、通例、35 ~ 45°Cで行う。

#### 237 2.4.1.7 水浴などを用いての加熱に関する定義

238 「水浴上で加熱する」とは、別に規定するもののほか、沸騰している水浴上で加熱することをいう。

239 ただし、「水浴」の代わりに「約 100°Cの蒸気浴」を用いることができる。

240 「還流冷却器を付けて加熱する」とは、別に規定するもののほか、その溶媒を沸騰させて、溶媒を還流させることである。

#### 242 2.4.2 温度の表記

243 温度の表記は、2.3 の規定に従い、セルシウス温度を用いて、アラビア数字の後に「°C」を付ける。

#### 244 2.4.3 温度の表記における許容範囲

245 試験操作法などにおいて、一点で温度を示す場合、その許容範囲は、通例、±3°Cとする。

246 また、原則として約〇°Cという温度の表記は用いず、試験操作法などの必要に応じ、37±1°C又は 32 ~ 37°Cのように範囲を記載する。

#### 248 2.4.4 クロマトグラフィーのカラム温度の表記

249 クロマトグラフィーにおけるカラム温度は、「××°C付近の一定温度」と記載し、「室温」は用いない。

### 250 2.5 圧力

#### 251 2.5.1 圧力の表記

252 圧力の表記は、2.3 の規定に従い、パスカルを基本単位とし、必要に応じて、補助単位と組み合わせて用いる。

#### 254 2.5.2 圧力の表記における許容範囲

255 試験操作法などにおいて、一点で圧力を示す場合、その許容範囲は、通例、±10%とする。また、原則として約〇 kPa という圧力の表記は用いず、試験操作法などの必要に応じ、50±2 kPa のように範囲を記載する。

#### 258 2.5.3 「減圧」の定義

259 「減圧」とは、別に規定するもののほか、2.0 kPa 以下とする。

### 260 2.6 時間

#### 261 2.6.1 時間の表記

262 時間の表記には、「秒」、「分」、「時間」、「日」、「箇月」を用いる。

263 また、これらの単位を組み合わせて用いることは避け、整数で小さな数値となる一つの単位を用いることとし、関連する記述の中では原則として共通の単位を用いることとする。

265 [例] 1時間30分は、通例、90分と記載し、1.5時間又は5400秒とは記載しない。

### 266 2.6.2 時間の表記における許容範囲

267 試験操作法などにおいて、一点で時間を示す場合、その許容範囲は、通例、 $\pm 10\%$ とする。ただし、液体  
268 クロマトグラフィー及びガスクロマトグラフィーの保持時間については、本規定の限りではない。

### 269 2.6.3 「直ちに」の定義

270 医薬品の試験の操作において、「直ちに」とあるのは、通例、前の操作の終了から30秒以内に次の操作を  
271 開始することを意味する。

## 272 2.7 質量百分率及び濃度

### 273 2.7.1 百分率などによる表記

274 百分率の表記は、2.3の規定に従い、質量百分率は「%」、体積百分率は「vol%」の記号を用いて表す。

275 通則においては、製剤に関する処方又は成分などの濃度を示す場合に限り、「w/v%」を用いることができ  
276 ると規定されているが、新たに原案を作成する場合は、製剤総則に「有効成分の濃度を%で示す場合はw/v%  
277 を意味する」という規定のある注射剤と点眼剤、腹膜透析用剤、点耳剤以外については、特段の混乱を生じさ  
278 せない限り「w/v%」以外の単位（例えば、「%」又は「vol%」など）を用いることが望ましい。

279 また、質量百万分率は「ppm」、質量十億分率は「ppb」、体積百万分率は「vol ppm」の記号を用いる。た  
280 だし、一般試験法核磁気共鳴スペクトル測定法で用いるppmは化学シフトを示す。

### 281 2.7.2 矢印を用いた表記

282 「\*\*の□□溶液(○→△)」とは、固体の試薬においては○g、液状の試薬においては○mLを溶媒に溶かし、全量を△mLとした場合と同じ比率になるように調製した\*\*の□□溶液のことである。

283 「\*\*溶液(○→△)」とは、○gの\*\*を水に溶かし、全量を△mLとした場合と同じ比率になるように調  
284 製した\*\*の水溶液のことである。

285 すなわち、○及び△の数値は比率を示すものであって、採取する絶対量を示すものではない。記載に当た  
286 っては、最小の整数となるように示す。例えば、(25→100)や(0.25→1)ではなく、(1→4)とする。

287 [例] 「パラオキシ安息香酸メチルのアセトニトリル溶液(3→4000)」とは、パラオキシ安息香酸メチル3g  
288 をアセトニトリルに溶かし、4000mLとした場合と同じ比率になるように調製したパラオキシ安息香酸  
289 メチルのアセトニトリル溶液のことである。

290 「水酸化ナトリウム溶液(1→25)」とは、水酸化ナトリウム1gを水に溶かし、25mLとした場合と同じ  
291 比率になるように調製した水酸化ナトリウム水溶液のことである。

### 292 2.7.3 モル濃度による表記

293 溶液の濃度の表記に当たっては、2.7.2のほか、モル濃度などによることができる。

294 [例] mol/L\*\*溶液

### 295 2.7.4 混液の表記

296 混液は、各試薬・試液名の間にスラッシュ「/」を入れて組成を表記する。

297 ○○○/△△△混液(10:1)又は\*\*\*/\*□□□/▽▽▽混液(5:3:1)などは、液状試薬・試液の○○○  
298 10容量と△△△1容量の混液又は\*\*\*5容量と□□□3容量と▽▽▽1容量の混液などを意味する。た  
299 だし、容量の大きいものから先に記載し、容量が等しい場合は、3.14.7.1 溶解性の記載順序の溶解性が同じ場  
300 合の記載順に従う。

301 [例] アセトン/ヘキサン混液(3:1) [ヘキサン/アセトン混液(1:3)とは記載しない。]

### 302 2.7.5 濃度の表記における許容範囲

303 溶液の濃度に関する数値の許容範囲は、通例、 $\pm 10\%$ とする。

## 305 2.8 長さ

### 306 2.8.1 長さの表記

307 長さの表記は、2.3の規定に従い、通例、一つの単位の記号を用いて整数で記載する。

308 [例] 2m 10cmは210cm, 2.5cmは25mm

### 309 2.8.2 長さの表記における許容範囲

310 試験操作法などにおいて、一点で長さを示す場合、通例、その許容範囲は $\pm 10\%$ とする。

### 311 2.8.3 図における器具などの寸法

312 一般試験法及び医薬品各条の図中の器具等の寸法はmmで示す。概略の数値を示す場合は「約」を付して記

313 載する。

## 314 2.9 質量

### 315 2.9.1 質量の表記

316 質量の表記は、2.3の規定に従い、「○ mg をとる」、「約○ mg を精密に量る」又は「○ mg を正確に量る」のように記載する。「約○ mg を精密に量る」とは、記載された量の±10%の試料につき、化学はかりを用いて0.1 mgまで読みとるか、又はセミミクロ化学はかりを用いて10 µgまで読みとることを意味する。化学はかり又は、セミミクロ化学はかりのいずれを用いるかは、規格値の桁数を考慮して定める。

320 ミクロ化学はかり及びウルトラミクロ化学はかりを用いる場合には、その旨を規定し、それぞれ、1 µg, 0.1  
321 µgまで読みとる。

### 322 2.9.2 「正確に量る」の意味

323 質量を「正確に量る」とは、指示された数値の質量をその桁数まで量ることを意味する。

324 「○ mg を正確に量る」と「○ mg をとる」とは同じ意味であり、指示された数値の次の桁を四捨五入して、  
325 ○ mgとなることを意味する。

326 50 mg	とは	49.5	～	50.4 mg
327 50.0 mg	とは	49.95	～	50.04 mg
328 0.10 g	とは	0.095	～	0.104 g
329 2.000 g	とは	1.9995	～	2.0004 g
330 5 g	とは	4.5	～	5.4 g

331 を量ることを意味する。

332 試料、試薬などの質量の桁数は、要求される実測値の桁数を考慮して、必要な桁数まで記載する。

### 333 2.9.3 質量の単位の表記

334 質量の単位は、原則として次のとおりとする。

100 ng 未満	ng
100 ng 以上 100 µg 未満	µg
100 µg 以上 100 mg 未満	mg
100 mg 以上	g

## 335 2.10 容量

### 336 2.10.1 容量の表記

337 容量の表記は、2.3の規定に従い、「○ mL をとる」、「○ mL を正確に量る」又は「正確に○ mL とする」  
338 のように記載する。

339 試料、試薬などの容量で、特に正確を要する場合には「正確に」という用語を用いるか、メスフラスコなどの  
340 化学用体積計を用いる旨明確に記載する。

341 [例]「本品 5 mL を正確に量り、…」とは、通例、5 mL の全量ピペットを用いることを意味し、「○○ mL  
342 を正確に量り、水を加えて正確に 100 mL とする。」とは、○○ mL を正確に 100 mL のメスフラスコにとり、  
343 水を標線まで加えることを意味する。

344 「水を加えて 50 mL とする。」とは、通例、メスシリンダーを用いることを意味する。

### 345 2.10.2 容量の単位の表記

346 容量の単位は、原則として次のとおりとする。

100 pL 未満	pL
100 pL 以上 1 mL 未満	mL (必要に応じて pL を使用してもよい)
1 mL 以上 5000 mL 未満	mL
5000 mL 以上	L

## 347 2.11 計算式の記載方法

348 計算式の右辺は変数、定数の順に記載し、変数は代数表記とする。なお、計算式においては容量分析用標準  
349 液のファクターは記載しない。

### 350 2.11.1 分数の表記について

351 ① 分数は、原則としてスラッシュ表記とする。

352 ② スラッシュ表記の分数項は括弧でくくらず、分数項の前後に半角スペースを挿入する。

- 353 記載例：\*\*の量(mg)= $M_s \times A_t / A_s$   
354 ③ 例えば下記のような場合であって、スラッシュ表記が誤解や混乱を招きやすくすると考えられる場合は  
355 スラッシュ表記としない。  
356 1) 分数式の分子又は分母に分数式が含まれる場合  
357 2) 三重以上の括弧を含む式であって、計算式右辺に改行が必要となる場合
- 358 2.11.2 分子量換算係数等の小数となる換算係数の記載桁数  
359 吸光度法、クロマトグラフィー等の計算式の分子量換算係数等は、有効数字3桁、又は小数第3位まで記載  
360 する。
- 361 2.11.3 定数の記載  
362 定数項の記載順は希釈等補正係数、分子量換算係数の順とする。  
363 定量法、含量均一性試験、溶出試験等では分子量換算係数以外の希釈等補正係数は、項を分けることなく、  
364 合算結果を一つの定数として記載する。  
365 純度試験では分子量換算係数などを別項とする必要がある場合を除き、全ての定数の合算結果を一つの定数  
366 として記載する。
- 367 2.11.4 定数の説明  
368 原案においては、計算式の理解を助けるように定数の説明を記載することができる。
- 369 2.12 一般試験法番号の記載方法  
370 2.12.1 一般試験法番号記載方針  
371 製剤総則、一般試験法、医薬品各条の適否判定にかかる試験の実施及び判定等において参考すべき一般試  
372 験法の番号を、"〈 〉"で囲んで記載する。  
373 適否の判定基準に該当しない医薬品各条の性状の項及び参考情報には、特に必要のない場合には、一般試験  
374 法番号を記載しない。また、「不溶性微粒子試験を適用しない」のように、試験の実施を伴わない場合及び「別  
375 に規定する」場合にも一般試験法番号を記載しない。
- 376 2.12.2 一般試験法番号の記載方法  
377 2.12.2.1 一般試験法名又は一般試験法が適用される名称の場合  
378 1) 試験法名が、一般試験法の名称どおりに記載されている場合：一般試験法名の直後に記載する。  
379 [例] 紫外可視吸光度測定法〈2.24〉により、…  
380 旋光度測定法〈2.49〉により  
381 2) 試験項目名が、一般試験法の名称どおりではないが一般試験法が適用される場合：試験項目名の直後に  
382 記載する。  
383 [例] 酸価〈1.13〉 0.2 以下  
384 なお、試験項目名に一般試験法番号を記載した項目中の当該一般試験法の適用を意味する語句には一般試  
385 験法番号を記載しない。  
386 [例] 旋光度〈2.49〉 エルゴタミン塩基  $[\alpha]_D^{20} : -155 \sim -165^\circ$  本品…とする。この液につき、層長  
387 100 mm で旋光度を測定する。  
388 3) 試験項目名に一般試験法番号記載がない項目の本文中に、一般試験法の名称どおりではないが、一般試  
389 験法の適用を意味する語句がある場合：一般試験法の適用を意味する「名詞的語句」の直後に該当する  
390 一般試験法番号を記載する。  
391 [例] …の定性反応〈1.09〉を呈する。  
392 …するとき、その融点〈2.60〉は…  
393 …水分〈2.48〉を測定しておく  
394 …で乾燥減量〈2.41〉を測定しておく  
395 また pHについても、適否判定以外の操作を意味する場合には一般試験法番号を記載しない。  
396 [例] リン酸を加えて pH 3.0 に調整した液  
397 4) 試験項目名に一般試験法番号記載がない項目の本文中に同じ一般試験法名又は一般試験法の適用を意  
398 味する「名詞的語句」が複数ある場合：必要に応じて、一般試験法番号を記載する。誤解や混乱を招く恐  
399 れのある場合を除き、一般試験法番号を重複記載しない。  
400 [例] 旋光度測定法〈2.49〉により  $20 \pm 1^\circ\text{C}$ 、層長 100 mm で  $[\alpha]_D^{20}$  を測定する。
- 401 2.12.2.2 一般試験法の名称に、当該試験法中の特定規定を示す「名詞的語句」が併記されている場合  
402 1) 一般試験法の名称と「名詞的語句」が助詞等を介することなく連続して記載されている場合：連続記載

- 403 された「名詞的語句」の直後に一般試験法番号を記載する。  
404 [例] 原子吸光光度法(冷蒸気方式) <2.23>  
405 2) 一般試験法名称と「名詞的語句」が「の」などを介して記載されている場合: 一般試験法名称の直後に  
406 一般試験法番号を記載する。  
407 [例] 赤外吸収スペクトル測定法 <2.25> の臭化カリウム錠剤法により,  
408 水分測定法 <2.48> の電量滴定法  
409 …の定性反応 <1.09> の(1)及び(3)を呈する。ただし、定性反応の一つのみを規定する場合は、「…  
410 の定性反応(1) <1.09> を呈する」と記載する。  
411 抗生物質の微生物学的力価試験法 <4.02> の円筒平板法により
- 412 2.12.2.3 特殊対応例  
413 「滴定 <2.50> する」のように記載する。  
414 [例] …で滴定 <2.50> する(電位差滴定法).  
415 …で滴定 <2.50> する(指示薬: \* \*).  
416 …で滴定 <2.50> するとき, …
- 417 2.13 國際調和に関する記載方法  
418 2.13.1 國際調和に関する記載方針  
419 通則 48 に基づき、日本薬局方、歐州薬局方及び米国薬局方(以下「三薬局方」という。)での調和合意に  
420 基づき規定した一般試験法及び医薬品各条については、それぞれの冒頭にその旨を記載し、三薬局方の調和合  
421 意文とは異なる部分を「◆ ◆」又は「◦ ◦」で囲む。  
422 2.13.2 記載方法  
423 2.13.2.1 一般試験法の場合  
424 1) 一般試験法が三薬局方で完全調和されている場合: 当該一般試験法の冒頭に記載する。  
425 [例] 本試験法は、三薬局方での調和合意に基づき規定した試験法である。  
426 2) 一般試験法が三薬局方で調和されたが、不完全調和である場合: 当該一般試験法の冒頭に記載する。  
427 [例] 本試験法は、三薬局方での調和合意に基づき規定した試験法である。  
428 なお、三薬局方で調和されていない部分のうち、調和合意において、調和の対象とされた項中非調和  
429 となっている項の該当箇所は「◆ ◆」で、調和の対象とされた項以外に日本薬局方が独自に規定する  
430 こととした項は「◦ ◦」で囲むことにより示す。  
431 2.13.2.2 医薬品各条の場合  
432 1) 医薬品各条が三薬局方で完全調和されている場合: 当該医薬品各条の基原の前に記載する。  
433 [例] 本医薬品各条は、三薬局方での調和合意に基づき規定した医薬品各条である。  
434 2) 医薬品各条が三薬局方で調和されたが、不完全調和である場合: 当該医薬品各条の冒頭に記載する。  
435 [例] 本医薬品各条は、三薬局方での調和合意に基づき規定した医薬品各条である。  
436 なお、三薬局方で調和されていない部分のうち、調和合意において、調和の対象とされた項中非調和  
437 となっている項の該当箇所は「◆ ◆」で、調和の対象とされた項以外に日本薬局方が独自に規定する  
438 こととした項は「◦ ◦」で囲むことにより示す。  
439 2.13.3 國際調和に関する参考情報における調和文書との対照表の記載  
440 1) 調和年月: 当該一般試験法及び医薬品各条が三薬局方間で調和された年月を記載する。  
441 2) 薬局方調和事項: 薬局方調和合意文書の項目順に英語で調和項目名を記載する。  
442 3) 日本薬局方: 日本薬局方に収載した当該文書の項目名を記載する。調和文書の項目を日局に規定しない  
443 場合は「規定しない」と記載する。  
444 4) 備考: 日本薬局方の規定と薬局方調和合意文書との差違などを必要に応じて記載する。
- 445 2.14 その他  
446 2.14.1 「適合」に関する記載  
447 「…に適合しなければならない」という意味の場合は「…に適合する」と記載する。  
448 2.14.2 「溶かす」に関する記載  
449 「本品 1.0 g に水 20 mL を加えて溶かす」ことを意味する場合には「本品 1.0 g を水 20 mL に溶かす」と記  
450 載する。なお、標準溶液及び試料溶液の調製操作など溶解時に「振り混ぜる」など敢えて記載する必要のない  
451 操作は記載しない。

- 452 2.14.3 「乾燥し」の意味  
453 試料について単に「乾燥し」とあるのは、その医薬品各条の乾燥減量の項と同じ条件で乾燥することをい  
454 う。
- 455 2.14.4 ろ過に関する記載  
456 ろ紙以外を用いてろ過する場合には、用いるろ過器を記載する。ガラスろ過器又はメンプランフィルター  
457 を用いる場合は、用いる目のあらさを記載する。また、必要がある場合には、メンプランフィルターなどの  
458 材質を記載する。  
459 ガラスろ過器の操作は、別に規定するもののほか、吸引ろ過とする。
- 460 2.14.5 試験に用いる水  
461 医薬品の試験に用いる水は、別に規定するもののほか、試験を妨害する物質を含まないなど、試験を行う  
462 のに適した水を用い、「水」と記載する。
- 463 2.14.6 水溶液の表記  
464 溶質名の次に溶液と記載し、特にその溶媒名を示さないものは水溶液を示す。
- 465 2.14.7 試料の使用量  
466 試験に用いる試料は、操作上又は精度管理上支障のない範囲で少量化をはかる。
- 467 2.14.8 試験を行うにあたり注意すべき操作の記載  
468 試験方法の冒頭に具体的な操作条件を記載する。  
469 試験操作中の曝露を制限する必要がある場合は、試験方法の冒頭に次のように記載し、原則として「本操作  
470 は直射日光を避け・・・」とは記載しない。  
471 通常の遮光条件下で行う場合（溶出試験の場合には、装置を遮光する必要はなく、分析操作には遮光容器を  
472 用いる。）  
473 **[例]** 本操作は遮光した容器を用いて行う。  
474 より厳しい遮光条件下で行う場合（溶出試験の場合には、試験室を暗くする、装置を適切な幕などで覆うな  
475 ど、遮光に工夫して試験を行う。）  
476 **[例]** 本操作は光を避け、遮光した容器を用いて行う。
- 477 また、標準溶液、試料溶液が安定でない場合などでは「速やかに行う」とは記載せず、試験時間・温度な  
478 どの具体的な条件を記載する。  
479 試験時間を規定して行う場合  
480 **[例]** 本操作は試料溶液調製後、2時間以内に行う。（グリクラジドなど）  
481 試料溶液などの保存温度などを規定して行う場合  
482 **[例]** 試料溶液及び標準溶液は5°C以下に保存し、2時間以内に使用する。（セフチブテン水和物など）
- 483 2.14.9 「薄めた……」による混液の表記  
484 1種類の試液又は液状の試薬と水の混液の場合には、組成比による記載（2.7.4）のほかに「薄めた□□」の  
485 表記も用いることができる。  
486 薄めた□□(1→△)とは、□□1mLに水を加えて△mLに薄めた場合と同じ比率で薄めた□□のことである。  
487 [例] 薄めた塩酸(1→5)  
488 薄めたメタノール(1→2)  
489 薄めた0.01mol/Lヨウ素液(9→40)  
490 薄めた色の比較液A(1→5)
- 491 2.14.10 飽和した溶液の表記  
492 水が溶媒の飽和溶液の表記は、「[溶質名]飽和溶液」、水以外の溶媒の飽和溶液の場合は「[溶質名]の  
493 飽和[溶媒名]溶液」と記載する。  
494 [例] 塩化ナトリウム飽和溶液（塩化ナトリウムを飽和した水溶液）  
495 水酸化カリウムの飽和エタノール(95)溶液（水酸化カリウムを飽和したエタノール(95)溶液）
- 496 2.14.11 日局で規定する試薬・試液の活用  
497 試薬・試液を設定する場合には安易に試薬・試液の新規設定をせず、既存の試薬・試液が使用可能かを極力  
498 検討する。既存の試薬・試液の採用が困難な場合には、新たに設定する。

500 3. 医薬品各条

501 3.1 各条の内容及び記載順

502 医薬品各条は次の項目の順に記載する。なお、医薬品の性状及び品質の適正を図る観点から設定の必要な項目は記載しない。製剤で有効成分が複数の場合、10) 成分の含量規格、15) 確認試験、21) 製剤試験、23) 定量法等は原則として成分ごとに記載する。

505 以下については、化学薬品の原薬を中心に記載しているが、生物薬品・生薬等については、特有の項目についてその旨注記している。

507 項 目	原薬	製剤	
508 1) 日本名	○	○	
509 2) 英名	○	○	
510 3) ラテン名	△	△	生薬関係品目について記載する
511 4) 日本名別名	△	△	
512 5) 構造式	○	×	
513 6) 分子式及び分子量（組成式及び式量）	○	×	
514 7) 化学名	○	×	
515 8) ケミカル・アブストラクト・サービス （CAS）登録番号	○	×	
516 9) 基原	△	△	
517 10) 成分の含量規定	○	○	
518 11) 表示規定	△	△	
519 12) 製法	×	○	
520 13) 製造要件	△	△	
521 14) 性状	○	△	
522 15) 確認試験	○	○	
523 16) 示性値	△	△	
524 17) 純度試験	○	△	
525 18) 意図的混入有害物質	△	△	
526 19) 乾燥減量、水分又は強熱減量	○	△	
527 20) 強熱残分、灰分又は酸不溶性灰分	△	×	
528 21) 製剤試験	×	○	
529 22) その他の試験	△	△	
530 23) 定量法	○	○	
531 24) 貯法	○	○	
532 25) 有効期間	△	△	
533 26) その他	△	△	
534			

535 (注) ○印は原則として記載する項目、△印は必要に応じて記載する項目、×印は記載する必要がない項目を示す。

536 3.1.1 試験項目における括弧及び算用数字・ローマ数字の使い分け

537 試験項目両方を満たさなければならない場合は両括弧とし、どちらか一方を満たせば良い場合は片括弧を用いる。項目番号のローマ数字は試験の操作順番などを細かく分けて記載する場合、同項目内に試験が複数ある場合又は試験を選択する場合等に用いる。

542 [例] 純度試験

543 (1) 重金属

544 (2) 類縁物質

545 [例] 生薬の性状

546 1)

547 2)

548 [例] 純度試験

549 (1) 次の i) 又は ii) により試験を行う。

550 i)  
551 ii)

## 552 3.2 日本名

### 553 3.2.1 原薬の日本名

554 原薬の日本名は、わが国における医薬品の一般的な名称（JAN）の日本語名及び国際一般的な名称（INN）を参考に命名する。JANもINNもない場合には、慣用名を参考にする。

556 1) 薬効本体がアミンであり、原薬がその無機酸塩又は有機酸塩の場合は、「〇〇〇\*\*\*塩」と命名する。

557 [例] アクラルビシン塩酸塩

558 クロミフェンクエン酸塩

559 2) 薬効本体が第四級アンモニウムであり、原薬がその塩の場合は、「〇〇〇\*\*\*化物」と命名する。

560 [例] アンベノニウム塩化物

561 エコチオパートヨウ化物

562 3) 薬効本体がアルコールであり、原薬がそのエステル誘導体の場合は、「〇〇〇\*\*\*エステル」と命名する。

563 [例] ヒドロコルチゾン酪酸エステル

564 エストラジオール安息香酸エステル

565 4) 薬効本体がカルボン酸であり、原薬がそのエステル誘導体の場合で、エステル置換基としてINNが定めた短縮名を用いる場合には、カルボン酸の名称とエステル置換基の名称をスペースでつないで命名する。ただし、基原以下の項ではスペースを空けずに記載する。

566 [例] セフロキシム アキセチル

567 セフテラム ピボキシル

568 5) 原薬が水和物の場合は、「〇〇〇水和物」と記載する。ただし、一水和物でない場合（二水和物や三水和物などの場合）であっても水和物の数は記載しない。

569 [例] アンピシリン水和物

570 ピペミド酸水和物

571 6) 原薬が薬効本体の包接体の場合は、ゲストである薬効本体の名称とINNが定めたホスト化合物の名称をスペースでつないで命名する。

572 [例] アルプロスタジル アルファデクス

573 リマプロスト アルファデクス

574 7) L-アミノ酸及びその誘導体の場合、日本名に「L-」を付ける。

575 [例] L-バリン, L-カルボシステイン

576 8) 遺伝子組換え医薬品の場合、名称の後に（遺伝子組換え）を追加して命名する。

577 9) 細胞培養医薬品の場合、名称の後に、原則として種細胞株を（ ）で追加して命名する。

578 10) インスリン類縁体及びインターフェロン類の場合、インスリン及びインターフェロンの後にスペースを入れ、その後ろにアミノ酸配列の違いを示す語を付けて命名する。

579 11) 糖タンパク質や糖ペプチドで、アミノ酸配列は同じで糖鎖部分が異なる場合、名称の後にスペースを入れその後ろにギリシャ文字のカタカナ表記（アルファ、ベータ、ガンマ等）を付けて命名する。

580 12) 生物薬品については、水溶液の場合、基原に水溶液であることを記載し、日本名に液や水溶液を付けない。

581 13) 生薬の日本名はカタカナ書きとする。

### 582 3.2.2 製剤の日本名

583 製剤の日本名は、通例、有効成分の名称に剤形を示す名称を組み合わせて命名する。

584 剤形を示す名称は、製剤総則の小分類（口腔内崩壊錠、吸入粉末剤など）に該当する場合は、その剤形名を用いる。小分類に該当するものがなく、中分類（錠剤、注射剤など）に該当するものがある場合は、中分類の剤形名を用いる。製剤各条及び生薬関連製剤各条に収載以外の剤形についても、必要に応じて、適切な剤形とすることができる。例えば、投与経路と製剤各条の剤形名などを組み合わせることにより、性状又は用途などに適した剤形名を使用することができる。有効成分の名称部分は、製剤の有効成分が単一の場合は、その原薬の日本名とし、製剤の有効成分が複数の場合は、これらの原薬の日本名を五十音順に並べるか、又は支障のない限り、このうちの一つ以上を代表させて五十音順に並べることにより構成するが、開発の経緯を踏まえ、主薬成分の順番を先とすることもできる。ただし、原薬として水和物を用いていても、製剤の日本名には「水和物」を表記しない。また、医療の場において広く使われている製剤の慣用名などで特定の商品名に由来しないものがある場合においては、支障のない限り、慣用名などを用いることは差し支えない。また、倍散製剤

601 はその濃度を%で表記し、倍散の名称は用いない。  
602 [例] アザチオプリン錠  
603 カイニン酸・サントニン散  
604 イオウ・サリチル酸・チアントール軟膏  
605 コデインリン酸塩散 1%

606 3.3 英名  
607 原薬の英名は、日本名に対応する英名で命名する。  
608 製剤の英名は、支障のない限り、日本名に対応する英名を用いて命名する。また、米国薬局方、欧州薬局  
609 方等で使用されている剤形名も参考とする。  
610 英名はそれぞれの単語の最初を大文字で始める。  
611 漢方処方エキスに用いる漢方処方名の英名は、関連主要学会の統一表記法（漢方処方名ローマ字表記法）に  
612 従う。参考資料：日本東洋医学雑誌、56(4), 609-622(2005); 和漢医薬学雑誌、22, 練じ込み別冊(2005);  
613 Natural Medicines, 59(3), 129-141(2005)。

614 3.4 日本名別名  
615 原薬の日本名別名は、原則として設定しないこととする。原薬の日本名が、INN の日本語読み、又は、繁  
616 用されている名称と異なるときなどは、これらを日本名別名として記載することができる。  
617 製剤においても、有効成分の名称部分については、必要があれば日本名別名を記載することができる。ま  
618 た、医療の場において広く使われている製剤の慣用名などで特定の商品名に由来しないものがある場合は、  
619 これを日本名別名とすることができる。  
620 原薬又は製剤の日本名が改正されたときには、必要に応じて改正前の日本名を日本名別名として記載す  
621 る。  
622 日本名が承認書の一般的な名称と異なる場合は、承認書の一般的な名称を日本名別名として記載する。  
623 生薬については、原則として漢字表記等の日本名を日本名別名として設定することとする。

624 3.5 ラテン名  
625 生薬では、ラテン名を国際名として英名の次に掲げる。ラテン名は、原則として生薬の基原の属名と利用  
626 部位を組み合わせたものとする。もし、同属に別な生薬がある場合には、種小名や、生薬の形態学的特徴、  
627 別名等を示すラテン語を組み合わせる。なお、生薬の慣用ラテン名がある場合にはそれを用いる。

628 3.6 構造式  
629 構造式は、「WHO 化学構造式記載ガイドライン (The graphic representation of chemical formulae in the  
630 publications of international nonproprietary names (INN) for pharmaceutical substances  
631 (WHO/Pharm/95.579))」, <http://apps.who.int/medicinedocs/pdf/h1807e/h1807e.pdf>」を指針に作成する。な  
632 お、幾何異性体、立体異性体及びラセミ化合物である場合においても、当該化合物の化学構造式は異性体で  
633 あることを反映した構造式であることを原則とする。  
634 ペプチド及びタンパク質性医薬品のアミノ酸配列は、3 文字（概ね 20 アミノ酸残基以下）又は 1 文字（概  
635 ね 21 アミノ酸残基以上）で表記する。1 文字表記においては、10 残基ごとにスペースを入れ、50 残基ごとに  
636 改行する。また、ジスルフィド結合及び翻訳後修飾等の構造情報も明記する。ペプチド及びタンパク質性医薬  
637 品については、通例、次のように記載する。なお、アミノ酸配列は等幅フォントを用いて記載する。また、翻  
638 訳後修飾については、アミノ酸と区別するために、異なるフォントを用いる。

639 [例 1] ペプチド性医薬品  
640 Glu-Ile-Val-Glu-Gln-Cys-Cys-Thr-Ser-Ile-Cys-Ser-Leu-Tyr-Gln-Leu-Glu-Asn  
641 Glu1, ピログルタミン酸

642 [例 2] ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品（2 本鎖）  
643 A 鎖

644 OHC-MIVEQCCTSI CSLYQLENYA CGEAGFFTPE G-NH<sub>2</sub>  
645  
646 B 鎖  
647 GIVEQCIYVL LENYIALYQL PVCQHLCGSH LVAAK

648

649 B鎖 K35, プロセシング（部分的）

650 [例 3] ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品（ホモダイマー）

651

652 APAERCELAA ALAGLAFTPAP RGYSLGNWVC AEPQPQGSQC VEHDCFALYP

653

654 AAKFESNFNT QATNRNTDGS TDYGILQINS GPATFLNASQ ICDGLRGHLM

655

656 RWWCNDGRTP GSRNLNCNIPC SALLSSDITA TVRSSVAADA ISLLLNGDGG

657

658 SVNCACKIVS DGNGMNAWVA WRNRCKGTDV QLPPGCGDPK RLGPLRGFQW

659

660 QAWIRGCRLV FPATCRPLAV GAWDESVENG GCEHACNAIP GAPRCQCAGP

661

662 AALQADGRSC TASATQSCND LCEHFCVPNP DQPGSYSCMC ETGYRLAADQ

663

664 HRCEDVDDCI LEPSPCPQRC VNTQGGFECH CYPNYDLVDG ECVEPVDPDF

665

666 RANCEYQCQP LNQTSYLCVC AEGFAPIPHE PHRCQMFCNQ TACPADC DPN

667

668 TQASCSCPEG YILDDGFICT DIDECE N GGF CSGVCTNLP G TFECIGPDK

669

670 C245, 分子間ジスルフィド結合 ; N322, ヒドロキシアスパラギン

671

672 [例 4] 糖タンパク質性医薬品

673

674 タンパク質部分

675

676 APAERCELAA ALAGLAFTPAP RGYSLGNWVC AEPQPQGSQC VEHDCFALYP

677

678 AAKFESNFNT QATNRNTDGS TDYGILQINS GPATFLNASQ ICDGLRGHLM

679

680 RWWCNDGRTP GSRNLNCNIPC SALLSSDITA TVRSSVAADA ISLLLNGDGG

681

682 SVNCACKIVS DGNGMNAWVA WRNRCKGTDV QLPPGCGDPK RLGPLRGFQW

683

684 QAWIRGCRLV FPATCRPLAV GAWDESVENG GCEHACNAIP GAPRCQCAGP

685

686 AALQADGRSC TASATQSCND LCEHFCVPNP DQPGSYSCMC ETGYRLAADQ

687

688 HRCEDVDDCI LEPSPCPQRC VNTQGGFECH CYPNYDLVDG ECVEPVDPDF

689

690 RANCEYQCQP LNQTSYLCVC AEGFAPIPHE PHRCQMFCNQ TACPADC DPN

691 TQASCSCPEG YILDDGFICT DIDECE N GGF CSGVCTNLP G TFECIGPDK

692

693 N87, N362, 及び T436, 糖鎖結合 ; N389, 糖鎖結合（部分的）；

694

695 S285, グルコシル化 ; N322, ヒドロキシアスパラギン

691 糖鎖部分（主な糖鎖構造）  
 692 N87, N362, N389  
 693  
 694 Man $\alpha$ 1-6  
 695 Man $\alpha$ 1-3 Man $\alpha$ 1-6  
 696 Man $\alpha$ 1-3 Man $\beta$ 1-4GlcNAc $\beta$ 1-4GlcNAc  
 697  
 698  
 699 (NeuAc $\alpha$ -2)-0-2  
 700  $\left\{ \begin{array}{l} 3/6\text{Gal}\beta\text{1-4GlcNAc}\beta\text{1-2Man}\alpha\text{1-6} \\ 3/6\text{Gal}\beta\text{1-4GlcNAc}\beta\text{1-2Man}\alpha\text{1-3} \end{array} \right.$   
 701 Man $\beta$ 1-4GlcNAc $\beta$ 1-4GlcNAc  
 702  
 703 T436  
 704  
 705 NeuAc $\alpha$ -2-Gal $\beta$ -3GlcNAc

### 706 3.7 分子式及び分子量（組成式及び式量）

#### 707 3.7.1 有機及び無機化合物

708 有機化合物については分子式及び分子量を、無機化合物については組成式及び式量を記載する。

#### 709 3.7.2 分子式の記載

710 分子式は構造式の表記と整合したものとする。

711 有機化合物の分子式の元素の記載順は、C, H の順とし、次いでそれ以外の元素記号を元素記号のアルファベット順に記載する。塩を形成する化合物、溶媒和物、包接化合物などは、分子式と分子式の間に「・」を入れて記載する【例 1】。分子式の係数は、原則として整数とする【例 2】。ただし、溶媒和物の場合は、溶媒の分子式の係数に分数（帯分数を含む）を使用することができる【例 3】。塩や溶媒の数が不明の時は、係数として x, yなどを用いて記載する【例 4】。

716 [例 1] C<sub>6</sub>H<sub>14</sub>N<sub>4</sub>O<sub>2</sub> · HCl  
 717 C<sub>16</sub>H<sub>10</sub>ClKN<sub>2</sub>O<sub>3</sub> · KOH  
 718 (C<sub>18</sub>H<sub>22</sub>N<sub>2</sub>S)<sub>2</sub> · C<sub>4</sub>H<sub>6</sub>O<sub>6</sub>  
 719 C<sub>37</sub>H<sub>67</sub>NO<sub>13</sub> · C<sub>12</sub>H<sub>22</sub>O<sub>12</sub>  
 720 C<sub>17</sub>H<sub>21</sub>NO · C<sub>7</sub>H<sub>7</sub>ClN<sub>4</sub>O<sub>2</sub>  
 721 C<sub>15</sub>H<sub>17</sub>NS<sub>2</sub> · C<sub>14</sub>H<sub>10</sub>O<sub>4</sub>  
 722 C<sub>18</sub>H<sub>18</sub>N<sub>6</sub>O<sub>5</sub>S<sub>2</sub> · C<sub>3</sub>H<sub>8</sub>O<sub>2</sub>  
 723 C<sub>4</sub>H<sub>10</sub>N<sub>2</sub> · C<sub>6</sub>H<sub>10</sub>O<sub>4</sub>  
 724 C<sub>12</sub>H<sub>15</sub>NO<sub>3</sub> · HCl · H<sub>2</sub>O  
 725 C<sub>15</sub>H<sub>15</sub>N<sub>3</sub>O · C<sub>3</sub>H<sub>6</sub>O<sub>3</sub> · H<sub>2</sub>O  
 726 [例 2] C<sub>16</sub>H<sub>19</sub>N<sub>3</sub>O<sub>5</sub>S · 2H<sub>2</sub>O  
 727 C<sub>16</sub>H<sub>20</sub>N<sub>7</sub>NaO<sub>7</sub>S<sub>3</sub> · 7H<sub>2</sub>O  
 728 (C<sub>12</sub>H<sub>19</sub>NO<sub>2</sub>)<sub>2</sub> · H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>  
 729 (C<sub>18</sub>H<sub>22</sub>N<sub>2</sub>S)<sub>2</sub> · C<sub>4</sub>H<sub>6</sub>O<sub>6</sub>  
 730 C<sub>20</sub>H<sub>24</sub>ClN<sub>8</sub>S · 2C<sub>4</sub>H<sub>4</sub>O<sub>4</sub>  
 731 (C<sub>20</sub>H<sub>41</sub>N<sub>5</sub>O<sub>7</sub>)<sub>2</sub> · 5H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>  
 732 C<sub>19</sub>H<sub>24</sub>N<sub>6</sub>O<sub>5</sub>S<sub>2</sub> · 2HCl · H<sub>2</sub>O  
 733 (C<sub>16</sub>H<sub>18</sub>N<sub>2</sub>O<sub>4</sub>S)<sub>2</sub> · C<sub>16</sub>H<sub>20</sub>N<sub>2</sub> · 4H<sub>2</sub>O  
 734 (C<sub>19</sub>H<sub>24</sub>N<sub>2</sub>O<sub>4</sub>)<sub>2</sub> · C<sub>4</sub>H<sub>4</sub>O<sub>4</sub> · 2H<sub>2</sub>O  
 735 [例 3] C<sub>18</sub>H<sub>16</sub>N<sub>8</sub>Na<sub>2</sub>O<sub>7</sub>S<sub>3</sub> · 3½H<sub>2</sub>O :  
 736 C<sub>22</sub>H<sub>24</sub>N<sub>2</sub>O<sub>8</sub> · HCl · ½C<sub>2</sub>H<sub>6</sub>O · ½H<sub>2</sub>O  
 737 C<sub>42</sub>H<sub>66</sub>O<sub>14</sub> · ½C<sub>3</sub>H<sub>6</sub>O  
 738 [例 4] C<sub>22</sub>H<sub>43</sub>N<sub>5</sub>O<sub>12</sub> · xH<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>  
 739 C<sub>20</sub>H<sub>18</sub>ClNO<sub>4</sub> · xH<sub>2</sub>O  
 740 C<sub>14</sub>H<sub>16</sub>N<sub>8</sub>O<sub>4</sub> · C<sub>2</sub>H<sub>8</sub>N<sub>2</sub> · xH<sub>2</sub>O  
 741 C<sub>22</sub>H<sub>36</sub>O<sub>5</sub> · xC<sub>36</sub>H<sub>60</sub>O<sub>30</sub>

742 C<sub>12</sub>H<sub>30</sub>Al<sub>8</sub>O<sub>51</sub>S<sub>8</sub> · xAl(OH)<sub>3</sub> · yH<sub>2</sub>O  
743

### 744 3.7.3 分子量（式量）の記載

745 分子量（式量）は 2015 年国際原子量表により、各元素の原子量をそのまま集計する。ただし、2015 年国際  
746 原子量表において原子量が変動範囲で示される元素の原子量は、2007 年国際原子量表による集計した値に  
747 ついて小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで求める。

### 748 3.7.4 分子式と分子量などの区切り

749 分子式（組成式）と分子量（式量）の間には「：」を入れる。

750 [例] C<sub>9</sub>H<sub>8</sub>O<sub>4</sub> : 180.16

### 751 3.7.5 生物薬品の分子式と分子量の記載

752 分子式及び分子量が均一なペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品については、その分子式及び分子量を  
753 記載する。分子式及び分子量が不均一な糖タンパク質性医薬品及び修飾タンパク質については、タンパク質部  
754 分の分子式・分子量のみを記載し、糖鎖や修飾基などを含めた分子量（概数）は基原に記載する。ペプチド性  
755 医薬品、タンパク質性医薬品及び糖タンパク質性医薬品は、通例、次のように記載する。

756 [例 1] ペプチド性医薬品 (3.6 [例 1] の場合)

757 C<sub>86</sub>H<sub>137</sub>N<sub>21</sub>O<sub>31</sub>S<sub>3</sub> : 2057.33 (注)

758 注 N 末端、C 末端、及び側鎖は非解離状態で計算する。また、Glu1 はピログルタミン酸として計  
759 算する。

760 [例 2] ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品 (3.6 [例 2] の場合)

761 C<sub>326</sub>H<sub>499</sub>N<sub>79</sub>O<sub>97</sub>S<sub>8</sub> : 7333.44 (2 本鎖) (注 1)

762 A 鎖 C<sub>148</sub>H<sub>221</sub>N<sub>35</sub>O<sub>49</sub>S<sub>5</sub> : 3434.87 (注 2)

763 B 鎖 C<sub>178</sub>H<sub>280</sub>N<sub>44</sub>O<sub>48</sub>S<sub>3</sub> : 3900.59

764 注 1 N 末端、C 末端、及び側鎖は非解離状態で計算する。分子内及び分子間ジスルフィド結合は結  
765 合した状態で計算する。A 鎖 M1 はホルミルメチオニンとして計算する。A 鎖 T31 はグリシンア  
766 ミドとして計算する。また、B 鎖 K35 は結合しているものとして計算する。

767 注 2 分子内ジスルフィド結合は結合した状態で計算する。分子間ジスルフィド結合は還元型として  
768 計算する。

769 [例 3] ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品 (3.6 [例 3] の場合)

770 C<sub>4078</sub>H<sub>6216</sub>N<sub>1186</sub>O<sub>1314</sub>S<sub>100</sub> : 96086.65 (二量体) (注 1)

771 单量体 C<sub>2039</sub>H<sub>3109</sub>N<sub>593</sub>O<sub>657</sub>S<sub>50</sub> : 48044.33 (注 2)

772 注 1 N 末端、C 末端、及び側鎖は非解離状態で計算する。N322 はヒドロキシアスパラギンとして  
773 計算する。分子内及び分子間ジスルフィド結合は結合した状態で計算する。

774 注 2 分子内ジスルフィド結合は結合した状態で計算する。分子間ジスルフィド結合は還元型として  
775 計算する。

776 [例 4] 糖タンパク質性医薬品 (3.6 [例 4] の場合)

777 C<sub>2039</sub>H<sub>3109</sub>N<sub>593</sub>O<sub>657</sub>S<sub>50</sub> : 48044.33 (タンパク質部分) (注)

778 注 N 末端、C 末端、及び側鎖は非解離状態で計算する。N322 はヒドロキシアスパラギンとして計  
779 算する。分子内ジスルフィド結合は結合した状態で計算する。N87, N362, N389, T436 及び  
780 S285 には糖が結合していないものとして計算する。

## 781 3.8 化学名及びケミカル・アブストラクト・サービス (CAS) 登録番号

### 782 3.8.1 化学名の記載

783 化学名は、IUPAC 命名法に従って、英語で命名し、化学名の最初は大文字で記載する。なお、幾何異性体、  
784 立体異性体及びラセミ化合物である場合においても、当該化合物の化学名は異性体であることを反映した化  
785 学名であることを原則とする。

### 786 3.8.2 CAS 登録番号の記載

787 CAS 登録番号のあるものについては、化学名の下に [ ] を付けてイタリック体で記載する。化学名を記載し

788 ない場合にあっては、分子式（組成式）の下に記載する。なお、医薬品各条の品目に該当する CAS 登録番号  
789 がない場合には、無水物などの CAS 登録番号を、[OO-OO-O, 無水物]のように記載する。

790 **3.9 基原**

791 **3.9.1 基原の記載**

792 原薬においては、通例、化学合成で製造されたもの以外は、その基原を記載する。

793 製剤においては、通例、化学合成で製造されたもの以外の原薬を有効成分として製造された製剤や天然物  
794 由来の製剤などで、原薬が収載されていない場合には、その基原を記載する。

795 なお、高分子化合物については、合成原料などその基原を明記する。

796 抗生物質において、培養により製造される場合は、產生菌の学名（ラテン語）を記載する。

797 **[例] 抗生物質（ゲンタマイシン硫酸塩）**

798 「本品は、*Micromonospora purpurea* 又は *Micromonospora echinospora* の培養によって得られる抗細  
799 菌活性を有するアミノグリコシド系化合物の混合物の硫酸塩である。」

800 生物薬品においては、水溶液の場合は、水溶液であることを明記する。分子量については、3.7.5 に従い必  
801 要に応じて基原に記載する。規格試験法に分子量の項がある場合は、その規格値を記載する。分子量には幅  
802 があつてもよい（例：○～△）。分子量の項がない場合で、不均一性が高いなどの理由により分子量を測定  
803 できない場合は、代表的な分子の各元素の原子量を集計して記載してもよい。遺伝子組換えタンパク質性  
804 医薬品については、細胞基材の種類を明記する。遺伝子組換え医薬品を含む生物薬品は、次のように記載す  
805 る。

806 **ペプチド性医薬品（3.6 [例 1] の場合）**

807 **[例]** 「本品は、〈健康な〉××（種）の□□（細胞、組織又は臓器等）から得られた（（ホルモン、酵素、  
808 サイトカイン、増殖因子、ワクチン、抗体、血液凝固因子又は阻害剤等）で）あり、18 個のアミノ酸残基  
809 からなるペプチドである。」

810 「本品は、合成（（ホルモン、酵素、サイトカイン、増殖因子、ワクチン、抗体、血液凝固因子又は阻害  
811 剤等））であり、18 個のアミノ酸残基からなるペプチドである。」

812 **ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品（3.6 [例 2] の場合）**

813 **[例]** 「本品の本質は、〈健康な〉××（種）の□□（細胞、組織又は臓器等）から得られた（（ホルモン、  
814 酵素、サイトカイン、増殖因子、ワクチン、抗体、血液凝固因子又は阻害剤等））であり、31 個のアミノ  
815 酸残基からなる A鎖 1 分子、及び 35 個のアミノ酸残基からなる B鎖 1 分子から構成される◇◇（ペプチ  
816 ド又はタンパク質）である。本品は、水溶液である。」

817 **ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品（3.6 [例 3] の場合）**

818 **[例]** 「本品は、〈健康な〉××（種）の□□（細胞、組織又は臓器等）から得られた（（ホルモン、酵素、  
819 サイトカイン、増殖因子、ワクチン、抗体、血液凝固因子又は阻害剤等））であり、449 個のアミノ酸残基  
820 からなるサブユニット 2 分子から構成される◇◇（ペプチド又はタンパク質）である。」

821 **糖タンパク質性医薬品（3.6 [例 4] の場合）**

822 **[例]** 「本品の本質は、〈健康な〉××（種）の□□（細胞、組織又は臓器等）から得られる（（ホルモン、  
823 酵素、サイトカイン、増殖因子、ワクチン、抗体、血液凝固因子又は阻害剤等））であり、449 個のアミ  
824 ノ酸残基からなる糖タンパク質（分子量約△△又は○○～△△）である。本品は、水溶液である。」

825 **遺伝子組換えペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品**

826 **[例]** 「本品の本質は、遺伝子組換えヒト××であり、○○個のアミノ酸残基からなる◇◇（ペプチド又は  
827 タンパク質）である。本品は、水溶液である。」

828 **遺伝子組換え糖タンパク質性医薬品**

829 **[例]** 「本品の本質は、遺伝子組換えヒト××であり、◇◇細胞で産生される。本品は、○○個のアミノ酸  
830 残基からなる糖タンパク質（分子量約△△）である。本品は、水溶液である。」

831 **遺伝子組換え糖タンパク質性医薬品（アミノ酸置換型）**

832 **[例]** 「本品の本質は、遺伝子組換えヒト××の類縁体で、\$鎖#番目が▽（アミノ酸）に、&番目が▲に  
833 置換されている。本品は◇◇細胞で産生される○○個のアミノ酸残基からなる糖タンパク質（分子量約△  
834 △）である。本品は、水溶液である。」

- 835 多糖類  
836 [例] 「本品は、〈健康な〉××(種)の□□(細胞、組織、又は臓器等)から〈得た▲▲(例:ヘパリン  
837 ナトリウム)の◇◇分解によって〉得た●●及び◇◇(単糖)からなる○○(例:グリコサミノグリカン、  
838 低分子量ヘパリン)(分子量約○○)である。」
- 839 3.9.2 学名の記載  
840 生薬の植物学名は、「The International Plant Names Index (IPNI), <http://www.ipni.org/>」を指針に記載  
841 する。ただし、学名の命名者名の姓はフルスペルで記載し、基礎異名の命名者名は省略する。  
842 [例] ミツバアケビの学名は IPNI では *Akebia trifoliata* (Thunb.) Koidz. となっているが、日局では  
843 *Akebia trifoliata* Koidzumi と記載する。  
844 科名は新エンゲラーの分類体系に従う。  
845 なお、基原が複数あり、基原により他の項目の規定が異なる場合は、1), 2)・・と番号を付して基原を記載  
846 する。
- 847 3.9.3 基原の書きだし  
848 書きだしは「本品は……」とする。  
849 製剤の特性を記載する必要がある場合、次のように記載する。  
850 [例] 本品は水性の注射剤である。  
851 [例] 本品は用時溶解(懸濁)して用いるシロップ用剤である。
- 852 3.10 成分の含量規定  
853 3.10.1 原薬の記載  
854 原薬は、通例、次のように記載する。  
855 化学薬品  
856 [例] 「本品は定量するとき、××(分子式)○～△%を含む。」  
857 抗生物質  
858 [例] 「本品は定量するとき、換算した脱水物 1 mg 当たり○～△ pg (力価)を含む。ただし、本品  
859 の力価は、××(分子式:分子量)としての量を質量(力価)で示す。」  
860 タンパク質性医薬品(溶液)  
861 [例] 「本品は定量するとき、1 mL 当たり○～△ mg のタンパク質を含み、タンパク質 1 mg 当た  
862 り×～□単位を含む。」  
863 タンパク質性医薬品(粉末)  
864 [例] 「本品は定量するとき、タンパク質 1 mg 当たり○○○△△～□単位を含む。」  
865 生薬  
866 生薬関連ではない医薬品各条と同様に、「定量するとき、」と規定する。  
867 [例] 「本品は定量するとき、○○○○(分子式)△.△%以上を含む。」  
868 「本品は定量するとき、換算した生薬の乾燥物に対し、○○○○(分子式)として△.△%以上を含む。」  
869 標準品を用いて定量する場合  
870 [例] 「本品は定量するとき、換算した生薬の乾燥物に対し、××(分子式:分子量)○%以上を含む。」  
871 試薬の定量用\*\*を用いて定量する場合  
872 [例] 「本品は定量するとき、換算した生薬の乾燥物に対し、××○%以上を含む。」  
873 なお、試験項目名として「成分含量測定法」は使用せず、「定量法」と記載する。
- 874 3.10.2 製剤の記載  
875 製剤は、通例、次のように記載する。  
876 製剤一般  
877 [例] 「本品は定量するとき、表示量の○～△%に対応する××(分子式:分子量)を含む。」  
878 注射剤(成分・分量が規定されていない注射剤)及び注射用\*\*  
879 [例] 「本品は定量するとき、表示量の○～△%に対応する××(分子式:分子量)を含む。」  
880 注射剤(成分・分量が規定されている注射剤)  
881 [例] 「本品は定量するとき、◇◇(分子式:分子量)○～△ w/v%を含む。」  
882 なお、確認試験、純度試験、含量均一性、溶出性、定量法のいずれの試験においても、『表示量に従い』と  
883 いう旨の記載は必要ない。」

884 3.10.3 成分の含量の規定における医薬品各条名又は化学的純物質名の記載法

885 成分の含量を規定する際には、通例、次により具体的な医薬品各条名又は化学的純物質名の記載を行う。

886 医薬品各条を示す場合は、医薬品名を「」で囲んで示す。

887 化学的純物質を示す場合は、医薬品名又は物質名の次に、分子式又は組成式を( )で囲んで示す。ただし、  
888 その名称に対応する分子量又は式量が当該医薬品各条に記載されていない場合には、分子式又は組成式に統  
889 けてそれぞれ分子量又は式量を記載する。

890 [例]

891 ① 医薬品各条を示す場合

892 (各条日本名) (例)

893 アミノフィリン水和物 「アミノフィリン水和物」

894 ② 化学的純物質を示す場合で、当該各条にその分子量又は式量の記載があるもの

895 (各条日本名) (例)

896 レセルピン レセルピン(C33H40N2O9)

897 塩化ナトリウム 塩化ナトリウム(NaCl)

898 ③ 化学的純物質を示す場合で、当該各条にその分子量又は式量の記載がないもの

899 (各条日本名) (例)

900 レセルピン散 0.1% レセルピン(C33H40N2O9 : 608.68)

901 生理食塩液 塩化ナトリウム(NaCl : 58.44)

902 3.10.4 含量規格値の記載

903 3.10.4.1 %で規定する場合

904 成分の含量を%で示す場合、原薬又は製剤に関わらず、通例、小数第1位まで規定する。

905 原薬の成分の含量規格値は、通例、幅記載とする。

906 製剤の成分の含量規格値は、通例、表示量に対する%で示し、幅記載とする。

907 なお、液体クロマトグラフィーにより定量を行っている原薬の含量規格の設定については、通例、98.0～  
908 102.0%のように規定する。

909 3.10.4.2 単位又は力価で規定する場合

910 成分の含量を一定の生物学的作用、すなわち力価で表すときは、「単位」で規定する。ただし、抗生物質医  
911 薬品にあっては、通例、「質量(力価)」で規定する。日本薬局方における単位とは日本薬局方単位を示す。

912 成分の含量規格値は、通例、幅記載とする。

913 3.10.5 乾燥などを行って定量した場合の含量の記載

914 乾燥減量の条件に従って乾燥したものを定量する場合は、「本品を乾燥したものは定量するとき、…」と、  
915 乾燥減量の実測値に従って換算するものは、「本品は定量するとき、換算した乾燥物に対し、…」と記載し、  
916 両者のいずれかを任意に選択する。また、水分の実測値に従って換算するものは、「本品は定量するとき、換  
917 算した脱水物に対し、…」と記載する。この場合、残留溶媒の限度規制が行われ、残留溶媒量が定量値に影響  
918 を及ぼすと考えられる場合には脱溶媒物換算を行うことができ、「本品は定量するとき、換算した脱水及び脱  
919 溶媒物に対し、…」と記載する。(例：プラバスタチンナトリウム等) また、残留溶媒が純度試験にエタノール  
920 など具体的に規定されている場合には、「本品は定量するとき、換算した脱水及び脱エタノール物に対し、  
921 …」と記載する。(例：金チオリンゴ酸ナトリウムなど)

922 3.10.6 その他

923 有機ハロゲン化合物であって医薬品の定量法が適切に設定されている場合には、含量規定に加えて、ハロ  
924 ゲン含量を設定する必要はない。なお、ハロゲン含量を規定する場合は、成分の含量としてではなく、示性  
925 値として規定する。

926 また、製剤の含量規格の設定に際しては、原則として増し仕込みに基づく含量規格の設定は行わない。

927 3.11 表示規定

928 表示規定を定める場合は、通例、次のように記載する。以下の場合に限らず、品目の特性を考慮した上で、  
929 必要に応じて表示規定を記載することができる。

930 ① 表示事項(数値、物性、単位等)について留意する必要がある場合

931 [例]

932 「本品の\*\*は××の量で表示する。」

933 「本品はその\*\*を××の単位で表示する。」

- 934 ② タイプ、用途等により分類される場合  
935 「本品はそのタイプを表示する。」  
936 「本品のうち、＊＊に用いるものについてはその旨表示する。」  
937 ③ 品質保持等を目的として特定の物質が加えられる可能性がある場合  
938 「＊＊剤として××を加えた場合、その旨表示する。」  
939 「本品は○○剤使用の有無とその成分を表示する。」  
940 ④ 別名を表示することができる場合  
941 「本品の＊＊が××以下のものは、別名として▲▲と表示することができる。」  
942 ⑤ 加工したものがある場合又は複数の加工法がある場合  
943 「本品のうち、＊＊したものはその旨表示する。」  
944 「本品はその加工法を表示する。」

### 945 3.12 製法

946 製剤総則の剤形に製法が記載されている場合は、その剤形名を用い、通例、次のように記載する。  
947 [例] 本品は「＊＊」をとり、錠剤の製法により製する。  
948 [例] 本品は「＊＊」をとり、シロップ用剤の製法により製する。  
949 [例] 本品は「＊＊」をとり、顆粒剤又は散剤の製法により製する。

### 950 3.13 製造要件

951 最終製品の規格だけでは品質確保が極めて困難な項目など、必要に応じて、規格に加えて、製造過程において留意すべき事項を製造要件として設定する。特定の試験方法及び判定基準を設定する場合は、当該試験方法及び判定基準を満たす必要がある場合や条件等についても言及した上で、記載例を参考に記載する。なお製造要件において、具体的な試験方法を記載する場合は、「3. 医薬品各条」で述べられている記載要領に準じて記載する。

952 (製造要件の例)

- 953 ・原料・資材、製造工程に関する要件：原料・資材や製造工程において混入又は生成するリスクがある不純物の制限など。
- 954 ・中間体の管理に関する要件：最終中間体など、中間体を管理することによって最終製品の品質を担保する場合の判定基準など。
- 955 ・工程内試験に関する要件：精製レベルを管理するなど、工程内試験によって、最終製品の品質を担保する場合など。
- 956 ・出荷時の試験の省略に関する要件：パラメトリックリリース、リアルタイムリリース試験、スキップ試験等が適用される場合のそれらの条件など。

957 [例] 本品は、＊＊由来の××を原料として製造し、その製造過程におけるDNA反応性（変異原性）不純物である▲▲の混入について評価する。

958 [例] □□の薬理活性を持つ××を除去又は最小とする製造方法で製造する。製造方法は、以下の試験に適合することが検証された方法とする。

959 [■■試験] 本品〇 gをとり、・・・・[■■試験]を行うとき、適合する。

960 [例] ＊＊は光学活性を有するため、中間体管理又は工程管理において、適宜、光学純度を規定し、最終××中の光学活性不純物の規格を満たすことが検証された製造方法とする。

961 [例] 本品は、＊＊を××化することによって得られる。中間体である▲▲は、以下の試験に適合する。

962 [■■試験] 本品〇 gをとり、・・・・試験を行うとき、▲▲は△%以下である。

963 [例] 本品の精製工程では、最終製品中の＊＊が△%以下となるように精製を行う。

964 生物薬品の品質は、通例、原薬あるいは製剤の規格及び試験方法の設定に加えて、製造工程の管理を適切に行うことでの確保される。管理すべき品質特性のうち、規格及び試験方法を設定しないものについては、製造要件を記載する。ただし、感染性物質混入回避への対応は、全ての生物薬品に対しての前提事項であるため、感染性物質に関する製造要件を各条に記載する必要はない。

965 1) 工程内試験を設定する場合

966 [例] 宿主細胞由来タンパク質

967 例 1: 工程内試験として宿主細胞由来タンパク質残存量を酵素免疫試験法により試験するとき、基準値以下である。

984 例 2：工程内試験として宿主細胞由来タンパク質残存量を酵素免疫試験法により試験するとき，○○  
985 以下である。  
986 例 3：▲▲クロマトグラフィーの溶出液を試料として，宿主細胞由来タンパク質残存量を酵素免疫試  
987 験法により試験するとき，基準値以下である。  
988 例 4：▲▲クロマトグラフィーの溶出液を試料として，宿主細胞由来タンパク質残存量を□□を用い  
989 た××により試験するとき，○○以下である。  
990 [例] 糖鎖非付加体  
991 工程内試験として，▲▲法を用いた□□により試験するとき，糖鎖非付加体は△%以下である。  
992 [例] 中間体  
993 ××化工程の直前の製品を重要中間体とし，●●，▲▲，■■に関して，試験方法と適否の判定基準  
994 を定める。  
995 2) 工程内試験を設定せず，パラメーター管理する場合  
996 [例] 糖鎖  
997 原薬を試料として糖鎖試験法(2.64)に準じた方法によりN結合型糖鎖を試験するとき，標準品と同  
998 様の糖鎖プロファイルを示すことが検証された方法により，生産細胞を培養する。  
999 [例] 宿主細胞由来DNA  
1000 原薬中のDNA残存量をPCR法により試験するとき，基準値以下となることが検証された方法により  
1001 精製する。  
1002 [例] 類縁物質  
1003 原薬を試料としてイオン交換クロマトグラフィーにより試験するとき，主なピーク以外のピークの面  
1004 積が○%未満であり，主なピーク以外のピークの合計面積が○%未満となることが検証された方法に  
1005 より精製する。  
1006 [例] 糖鎖非付加体  
1007 原薬中の糖鎖非付加体が○%以下になることが検証された方法により精製する。

### 1008 3.14. 性状

1009 性状は，当該医薬品の物理的，化学的性質及び形態を，参考として記載するものである。

#### 1010 3.14.1 性状の記載

##### 1011 3.14.1.1 性状の記載事項

1012 原薬の性状は，必要に応じて，色，形状，におい，味，溶解性，液性，物理的及び化学的特性(吸湿性，光  
1013 による変化など)，示性値(適否の判定基準としないもの)の順に記載する。融点が分解点で，規定する必要が  
1014 ある場合は，原則として性状の項へ記載する。結晶多形のあることが判明している原薬の融点については，特  
1015 許の有無にかかわらず適否の判定基準となる示性値とはせず，性状の項に参照スペクトルを測定した原薬の  
1016 融点を物性情報として載せる。

1017 製剤の特性は製品毎に異なるので，通例，性状は記載しない。ただし，例えば，注射剤，点眼剤では外観  
1018 を，薬局製剤では外観，におい，味(原則として内用剤に限る)の順に記載する。更に，製剤化により原薬と異  
1019 なる安定性，特性値が生じた場合は，これらを順に記載する。

1020 なお，示性値の記載の方法は，3.17に規定した方法による。

1021 また，何らかの理由により，原薬の収載のない製剤については，原則として製剤に使用する原薬の性状(溶  
1022 解性，液性等)を原薬の記載方法に準じて記載する。

1023 (例：注射用アセチルコリン塩化物)

#### 1024 3.14.2 におい及び味の記載

1025 におい及び味については，原則として記載する必要はないが，参考として試験者に情報提供する必要がある  
1026 場合は記載する。ただし，毒劇薬，麻薬，向精神薬又は作用の激しいものなど試験者に健康上の影響を与  
1027 える可能性があるもの又は飛散性のものについては，におい及び味を記載しない。

#### 1028 3.14.3 色

1029 色の表現は，通例，JIS Z 8102-2001“物体色の色名”による。

##### 1030 3.14.3.1 有彩色の基本名

1031 有彩色の基本名は，赤色，黄赤色，黄色，黄緑色，緑色，青緑色，青色，青紫色，紫色，赤紫色とする。  
1032 そのほか，褐色，橙色，紅色，黄白色などを用いてもよい。れんが色，さけ色，すみれ色などの色をものに  
1033 より例示する表現は，原則として用いない。

- 1034 3.14.3.2 無彩色の基本名  
1035 無彩色の基本名は、白色（ほとんど白色を含む），明るい灰色，灰色，暗い灰色，黒色とする。  
1036 3.14.3.3 有彩色の明度及び彩度  
1037 有彩色の明度及び彩度に関する形容詞は、ごく薄い，薄い，灰，暗い（又は暗），ごく暗い，さえた（鮮）  
1038 などを用いる。濃（濃い），淡（薄い），微（僅か）を使ってもよい。濃淡の順序は濃，淡，微の順とする。  
1039 [例] ごく薄い赤色，暗赤色  
1040 色相に関する形容詞は、帯赤（赤みの），帯黄（黄みの），帯緑（緑みの），帯青（青みの），帯紫（紫み  
1041 の）を用いる。  
1042 [例] 帯青紫色（青みの紫色）  
1043 3.14.3.4 無色に関する記載  
1044 無色は、ほとんど無色を含む。「無色の澄明の液」は「無色澄明の液」と記載する。  
1045 3.14.4 形状  
1046 3.14.4.1 結晶，結晶性の粉末及び粉末  
1047 結晶及び粉末については、次のような表現を用いる。  
1048 結晶……………肉眼又はルーペを用いて結晶と認められるもの。  
1049 粉末……………肉眼やルーペでは結晶と認められないものは「粉末」とする。  
1050 結晶性の粉末……粉末のうち、粉末X線回折測定法又は光学顕微鏡により結晶の存在が認められるものは、  
1051 「結晶性の粉末」と記載してもよい。なお、「結晶性粉末」の語は用いない。  
1052 3.14.5 におい  
1053 3.14.5.1 においの記載  
1054 においは、次のような表現を用いて記載する。  
1055 アミン臭，刺激臭，特異なにおい，不快なにおい，芳香，▲▲様のにおい  
1056 3.14.5.2 においの強弱の記載  
1057 においの強弱は、次のような表現を用いて記載する。  
1058 強，強い，弱，弱い，僅か  
1059 3.14.6 味  
1060 3.14.6.1 味の記載  
1061 味は、次のような表現を用いて記載する。  
1062 甘い，えぐい，塩味，辛い，酸味，塩辛い，舌をやくような，渋い，苦い，苦味，温感，冷感，金属味  
1063 3.14.6.2 味の強弱の記載  
1064 味の強弱は次のような表現を用いて記載する。  
1065 強，強い，弱，弱い，僅か  
1066 3.14.7 溶解性  
1067 3.14.7.1 溶解性の記載順序  
1068 溶解性に関する各溶媒の記載順序は、溶けやすい順とする。  
1069 また、溶解性が同じ場合は、通例、水、ギ酸、アセトニトリル、N,N-ジメチルホルムアミド、メタノール、  
1070 エタノール(99.5)（又はエタノール(95)），無水酢酸、アセトン、2-ブロパノール、1-ブタノール、ピリジ  
1071 ン、テトラヒドロフラン、酢酸(100)、酢酸エチル、ジエチルエーテル、キシレン、シクロヘキサン、ヘキサ  
1072 ン、石油エーテルの順とする。ただし、上記以外の溶媒については、その極性を考慮して記載する。  
1073 なお、溶媒の使用に当たっては1.2の規定に、また溶媒の名称などについては7.2.3の規定に留意すること。  
1074 3.14.7.2 溶解性を規定する溶媒  
1075 溶解性を規定する溶媒は、水及びエタノール(99.5)のほか、原則として試験に使用する全ての溶媒とする。  
1076 なお、試験にエタノール(95)が溶媒として使用されている場合は、エタノール(99.5)に代えてエタノール(95)  
1077 に対する溶解性を規定する。また、エタノール(95)及びエタノール(99.5)の両者を試験に使用している場合は、  
1078 エタノール(99.5)の溶解性を規定する。試験に使用する溶媒とは、試料を直接溶液にする操作に用いる溶媒で、  
1079 混合溶媒及び混合溶媒の構成成分となっている溶媒は、原則として含まない。  
1080 試験に使用しない溶媒でも、当該医薬品の特徴を示す溶解性がある場合はこれを記載する。また、試験に  
1081 複数の酸性又はアルカリ性の試液が使用されている場合、代表的な一つずつの酸・アルカリの試液について、  
1082 溶媒の溶解性の次に改行して、次のように記載する。  
1083 [例] 「本品は希塩酸又はアンモニア試液に溶ける。」  
1084 薄層クロマトグラフィーなどの展開溶媒を構成する溶媒及び塩基又は酸として抽出するときの溶媒は溶解

1085 性を規定する溶媒の対象とはしない。  
1086 水分の規定などの場合のように、簡略記載のために溶媒について具体的な記載のない場合においても、そ  
1087 の試験などにおいて試料を直接溶解するのに用いた溶媒（例えば、水分測定の際に、試料を溶解するのに用い  
1088 たメタノールなどの溶媒）については、その溶解性の記載を行う。

### 3.14.7.3 「溶媒に溶ける」又は「混和する」の意味

1090 医薬品が溶媒に溶けるとは澄明に溶けることを意味し、混和するとは、任意の割合で澄明に混ざり合うこ  
1091 とを意味する。

### 3.14.7.4 溶解性の試験方法及び溶解性を示す用語の定義

1092 溶解性を示す用語は次による。

1094 溶解性は、別に規定するもののほか、医薬品を 100 号(150  $\mu\text{m}$ )ふるいを通過する細末とした後、溶媒中に  
1095 入れ、20±5°Cで、5 分ごとに強く 30 秒間振り混ぜるとき、30 分以内に溶ける度合いをいう。試験で得られた  
1096 溶媒の量が二段階にまたがるときは、溶媒量の多い方の用語を用いる。

1097 なお、溶解性は、飽和溶液の濃度から算出しても差し支えない。

1098

〔用語〕 〔溶質 1 g 又は 1 mL を溶かすに要する溶媒量〕

極めて溶けやすい		1 mL 未満
溶けやすい	1 mL 以上	10 mL 未満
やや溶けやすい	10 mL 以上	30 mL 未満
やや溶けにくい	30 mL 以上	100 mL 未満
溶けにくい	100 mL 以上	1000 mL 未満
極めて溶けにくい	1000 mL 以上	10000 mL 未満
ほとんど溶けない	10000 mL 以上	

### 3.14.7.5 ガスの発生や塩の形成などを伴う場合の溶解性の表現

1100 ガスの発生、塩の形成など医薬品が反応して溶解する場合、一般の溶解性を示す記載の次に別行とし、  
1101 「○○は△△に溶ける」と記載する。

### 3.14.8 液性

1103 液性は pH で記載する。通例、「本品 \*\* g を水○ mL に溶かした液の pH は…」又は「本品の□□溶液(1  
1104 →20)の pH は」のように記載する。

### 3.14.9 物理的及び化学的特性

1106 その医薬品の吸湿性、潮解性、風解性、揮散性、蒸発性、固化性、凝固性、光による変化、色の変化、分  
1107 解、又は不溶物の生成など、主として当該医薬品の物理的又は化学的变化に関する特性を記載する。

1108 光による変化の記載は、光により変化する内容をより適切に表すため、分解生成物が検出されるような変  
1109 化は「分解する」とし、着色が起こるような変化は「●色となる」とし、「本品は光によって徐々に変化する」  
1110 とは記載しない。

1111 [例] 本品は光によって徐々に褐色となる。

1112 本品は吸湿性である。

1113 本品は湿気によって潮解する。

1114 吸湿性について、通例の記載基準 (25°C, 75%RH, 7 日間, 3%超の吸湿) に該当しない場合は、性状の項  
1115 に記載しないが、試験の実施に影響がある場合には必要に応じて当該試験の欄に記載する。

### 3.14.10 性状の項の示性値

#### 3.14.10.1 性状における示性値の扱い

1118 性状の項に記載する示性値は、参考に供するためのもので、適否の判定基準を示すものではない。  
1119 また、数値については、概数で示しても差し支えない。

#### 3.14.10.2 性状における示性値の記載

1121 記載方法は、原則として 3.17 の規定による。ただし、融点は「約○°C」の表現を用いても差し支えない。

1122 分解点は、「約△°C(分解).」と記載し、「○ ~ △°C(分解).」のような幅記載は行わない。また、融解又  
1123 は分解に 10°C以上の幅があるものは規定しないが、それらの現象が外観上で確認できる温度に関する情報を  
1124 提出する。

#### 3.14.10.3 光学活性を有する医薬品の塩の記載

1125 光学活性を有する医薬品の塩において、「薬理作用を有するが光学活性のない酸又は塩基部分」と「薬理作

1127 用はないが光学活性を有する酸又は塩基部分」とでイオン対を構成して旋光性を示すような医薬品の場合は、  
1128 旋光性を性状における示性値として記載する。

1129 (例：イフェンプロジル酒石酸塩)

#### 1130 3.14.10.4 不齊炭素を有するが旋光性を示さない（ラセミ体など）場合の扱い

1131 ラセミ体のように不齊炭素を有するが旋光性を示さない医薬品の場合には、性状の項に「本品の水溶液(1→  
1132 ○○)は旋光性を示さない」（固体の場合）又は「本品は旋光性を示さない」（液体の場合）と記載する。

#### 1133 3.14.10.5 純度試験に鏡像異性体又はジアステレオマーの規定がある場合の旋光度の扱い

1134 純度試験に鏡像異性体又はジアステレオマーの規定がある場合、旋光度については性状の項に記載する。

#### 1135 3.14.10.6 「結晶多形」に関する記載の例

1136 結晶多形を有する場合は次のように記載する。

1137 [例] 本品は結晶多形が認められる。

### 1138 3.15 生薬の性状

1139 生薬の性状は、必要に応じて、生薬の外部形態、長さ、径、外面の色、外面の特徴的要素、部位ごとの特徴  
1140 又はルーペ視、横切、折等で得られる特徴的要素、におい、味、鏡検で得られる特徴的要素、溶解性、液性等  
1141 の順で記載する。

1142 なお、試験者に健康上の影響を与える可能性があるものについては、におい及び味を規定しない。

1143 色、におい、味、溶解性、液性は、3.14 性状の項を参考に記載する。なお、基原が複数あり、それぞれの基  
1144 原により、生薬の性状が異なる場合は、基原に対応して片括弧で付番し、学名（命名者名含む）を記載し、そ  
1145 れぞれに、性状を全文記載する。

### 1146 3.16 確認試験

#### 1147 3.16.1 確認試験の設定

1148 確認試験は、医薬品又は医薬品中に含有されている有効成分などを、その特性に基づいて確認するための  
1149 試験である。

1150 (化学薬品) 原薬においては、一般的に赤外吸収スペクトル法、紫外可視吸収スペクトル法を記載し、塩の  
1151 場合はその確認を行う。(化学薬品) 製剤においては、配合剤や添加剤の影響に留意し、全ての製剤について  
1152 上の確認試験を設定する。定量法などの液体クロマトグラフィーを準用し相対保持時間で規定する場合は、異  
1153 なる条件の液体クロマトグラフィーを同時に設定するか、その他の方法も並列設定することが望ましい。

#### 1154 3.16.2 確認試験の合理化

1155 確認試験以外の項目の試験によっても医薬品の確認が可能な場合には、それらを考慮に入れることができ  
1156 る。必要に応じてこれらの試験を確認試験として設定することも可能であるが、確認試験以外の試験によ  
1157 って確認を行う場合は、確認試験の項にその旨を記載する（3.16.9 クロマトグラフィーによる確認試験の項を参  
1158 照）。

#### 1159 3.16.3 確認試験として設定する試験法

1160 確認試験としては、通例、スペクトル分析、化学反応、クロマトグラフィー等による理化学的方法や、生  
1161 化学的方法又は生物学的方法などが考えられる。

1162 生物薬品については、分子構造上の特徴やその他の特有の性質に基づいて、構造解析・物理的化学的方法（ペ  
1163 プチドマップ法、SDS ポリアクリルアミドゲル電気泳動法等）、免疫化学的方法（ウエスタンプロット法等），  
1164 生化学的方法（酵素活性測定法等）、生物学的方法（細胞応答性試験法等）を用いて設定する。ペプチドマッ  
1165 プを設定した場合、構成アミノ酸を設定する必要はない。

#### 1166 3.16.3.1 スペクトル分析

1167 スペクトル分析としては、原則として赤外吸収スペクトル及び紫外可視吸収スペクトルを設定する。ただ  
1168 し、重合高分子化合物などについては赤外吸収スペクトル及び紫外可視吸収スペクトルの適用の意義を慎重  
1169 に検討する。必要に応じ、核磁気共鳴スペクトル、近赤外吸収スペクトルの設定を検討する。

#### 1170 3.16.3.2 化学反応

1171 化学反応による方法については、化学構造の特徴を確認するのに適切なものがある場合に設定するが、ハ  
1172 ロゲン、ニトロ等の官能基が赤外吸収スペクトルで明確に確認できる場合は設定する必要はない。

#### 1173 3.16.3.3 クロマトグラフィー

1174 通例の定性反応、紫外可視吸収スペクトル、赤外吸収スペクトル又は核磁気共鳴スペクトルなどによる確認  
1175 試験に加えて、薄層クロマトグラフィー、液体クロマトグラフィー等のクロマトグラフィーによる *Rf* 値や保持

1176 時間の一致による確認試験を設定することができる。

1177 クロマトグラフィーによる確認試験は標準物質との比較によって行う。ただし、生薬等においてはその限  
1178 りではない。

### 3.16.3.4 免疫化学的方法、生化学的方法又は生物学的方法

1180 生物薬品については、目的物質の構造や物理的化学的性質に加え、免疫学的性質、生化学的性質、あるいは、  
1181 生物学的性質に基づいて、目的とする医薬品であることを確認する試験を設定することができる。

### 3.16.4 確認試験の記載の順序

1183 確認試験の記載の順序は、呈色反応、沈殿反応、分解反応、誘導体、吸収スペクトル（紫外、可視、赤外）、  
1184 核磁気共鳴スペクトル、クロマトグラフィー、特殊反応、陽イオン、陰イオンの順とする。分解した後に次  
1185 の反応を行うものは分解反応とする。

1186 生物薬品では、目的物質の構造や物理的化学的性質（ペプチドマップ又は構成アミノ酸、HPLC の保持時間、  
1187 SDS ポリアクリラミドゲル電気泳動・キャピラリー電気泳動の移動度等）、免疫学的性質（ELISA の反  
1188 応性、ウェスタンプロットにおける反応性と移動度、中和活性等）、生化学的性質（酵素活性、結合親和性等）、  
1189 生物学的性質（細胞応答性等）の順とする。

### 3.16.5 一般試験法の定性反応を用いる場合の記載

1191 確認試験に一般試験法の定性反応を用いる場合は、次のように記載する。

1192 一般試験法の塩化物の定性反応に規定されている全ての項目を満足する場合は、「本品は塩化物の定性反応  
1193 〈I.09〉を呈する」と記載する。

1194 規定されている項目のうち、特定の項目の試験のみを実施する場合には、「…の定性反応(1) 〈I.09〉を呈す  
1195 る」のように記載する。

1196 なお、定性反応を規定する場合、検液のイオン濃度は、通例、0.2～1%とし、明確な判定のために原則と  
1197 して「本品の水溶液(1→100)は…の定性反応 〈I.09〉…を呈する」のように濃度を規定する。

1198 また、対象とする塩が異なる場合には(1)ナトリウム塩、(2)リン酸塩のように分けて項立てる。

1199 [例]

1200 (1) 本品の水溶液(1→10)はナトリウム塩の定性反応 〈I.09〉を呈する。

1201 (2) 本品の水溶液(1→10)はリン酸塩の定性反応 〈I.09〉の(1)及び(3)を呈する。

### 3.16.6 紫外及び可視吸収スペクトルによる確認試験

1203 参照スペクトル又は標準品のスペクトルとの比較による方法の設定を検討する。参照スペクトルは原則と  
1204 して 220 nm 以上とするが、原案で測定する波長は、短波長での規定の必要性を判断（例えば、長波長側の極  
1205 大吸収の吸光度にスケールを合わせたため 230 nm 付近で振り切れている場合など）するため、原則として  
1206 210 nm 以上とする。製剤の確認試験に本法を適用する場合、原則として参照スペクトル法は採用せず、吸収  
1207 極大の波長により規定する。

1208 参照スペクトル又は標準品のスペクトルと同じ測定条件で紫外可視吸光度測定法により試料のスペクトル  
1209 を測定し、両者のスペクトルを比較するとき、同一波長のところに同様の強度の吸収を与える場合に、互い  
1210 の同一性が確認される。

1211 通例、「本品のエタノール(95)溶液(1→○○)につき、紫外可視吸光度測定法 〈2.24〉により吸収スペクトルを  
1212 測定し、本品のスペクトルと本品の参照スペクトル（又は\*\*標準品について同様に操作して得られたスペクト  
1213 ル）を比較するとき、両者のスペクトルは同一波長のところに同様の強度の吸収を認める。」と記載する。

1214 参照スペクトルとの比較による方法の設定が困難な場合には、吸収極大の波長について規定する方法を採  
1215 用する。規定する波長幅は通例、4 nm を基準とする。また、吸収スペクトルの肩が明確な場合には規定し、  
1216 波長幅は 10 nm 程度で差し支えない。なお、原則として吸収の極小は規定しない。

### 3.16.7 赤外吸収スペクトルによる確認試験

1218 赤外吸収スペクトル測定法 〈2.25〉により、参照スペクトル又は標準品のスペクトルとの比較により適否を  
1219 判定する。ただし、医薬品が塩である場合には、加える臭化カリウムや塩化カリウムとの間で塩交換を起こす  
1220 ことがあり注意が必要である。錠剤法や拡散反射法では、塩酸塩の場合には原則として塩化カリウムを使用す  
1221 る。その他の塩の場合にはペースト法を試みるなどの対応が必要である。なお、ATR 法では参照スペクトルの  
1222 設定が困難なため、原則として参照スペクトル法は用いない。

1223 通例、「本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法 〈2.25〉の●●法により試験を行い、本品のスペクトルと  
1224 本品の参照スペクトル（又は乾燥した\*\*標準品のスペクトル）を比較するとき、両者のスペクトルは同一波  
1225 数のところに同様の強度の吸収を認める。」と記載する。

1226 結晶多形を有するものについては、原薬の結晶形が特定されている場合を除き、通例、上記のような判定

記載の末尾に再測定の前処理法について記載する。具体的な規定が困難な場合に限って「別に規定する方法」とすることも可能だが、欧州薬局方などを参考に比較的簡単な規定ができる場合には、再処理方法を記載する必要がある。

[例] 「もし、これらのスペクトルに差を認めるときは、本品（及び\*\*標準品）を（それぞれ）□□に溶かした後、□□を蒸発し、残留物を……で乾燥したものにつき、同様の試験を行う。」

製剤では、添加剤の影響により参照スペクトルとの比較が困難な場合は、有効成分に特徴的な吸収帯を選び波数で規定する。2000 cm<sup>-1</sup>以上の波数は1位の数値を四捨五入して規定する。

[例] 「…につき、赤外吸収スペクトル測定法（2.25）の液膜法により測定するとき、波数 2940 cm<sup>-1</sup>, 2810 cm<sup>-1</sup>, 2770 cm<sup>-1</sup>, 1589 cm<sup>-1</sup>, 1491 cm<sup>-1</sup>, 1470 cm<sup>-1</sup>, 1434 cm<sup>-1</sup>, 1091 cm<sup>-1</sup> 及び 1015 cm<sup>-1</sup>付近に吸収を認める。」（クロルフェニラミンマレイン酸塩散）

なお、規定する吸収帯は、スペクトル中の主要な吸収帯及び有効成分の構造の確認に有用な吸収帯をできるだけ広い波数域にわたるように選択する。なお構造上特徴的な官能基は原則として帰属される必要がある。

### 3.16.8 核磁気共鳴スペクトルによる確認試験

原則として内部基準物質に対するシグナルの化学シフト、分裂のパターン及び各シグナルの面積強度比を規定し、測定装置の磁場の大きさを参考として記載する。ただし、シグナルの多重度は、測定装置の磁場の大きさが異なるとき、機器の分析能の差及びスピニ-スピニ結合の大きさとスピニ-スピニ結合した核同士の共鳴周波数の差との相対的関係から異なって観測されることがある。したがって、みかけの多重度が磁場の大きさに依存しないように、十分に大きい磁場で測定することが望ましい。

[例] 「本品の核磁気共鳴スペクトル測定用重水溶液につき、核磁気共鳴スペクトル測定用 3-トリメチルシリルプロパンスルホン酸ナトリウムを内部基準物質として核磁気共鳴スペクトル測定法（2.21）により<sup>1</sup>H を測定するとき、δ 1.2 ppm 付近に三重線のシグナル A を、δ 6.8 及び δ 7.3 ppm 付近にそれぞれ一対の二重線のシグナル B 及び C を示し、各シグナルの面積強度比 A : B : C はほぼ 3 : 2 : 2 である（ただし、試料濃度は〇〇、周波数は△△MHz で測定したとき）。」

### 3.16.9 クロマトグラフィーによる確認試験

通例、薄層クロマトグラフィーの場合は、試料溶液及び標準物質を用いて調製した標準溶液から得た主スポットの *R<sub>f</sub>* 値、色又は形状などが等しいことを規定する。定量用標準物質が「医薬品各条」と同一規格で設定されている場合には、確認試験での標準物質として、定量用標準物質を使用する。ただし、定量用標準物質に含量規格を「医薬品各条」より厳しくするような上乗せ規格がある場合には、定量用標準物質は使用せず、「医薬品各条」を使用することを原則とする。

液体クロマトグラフィーの場合は、試料溶液及び標準品又は標準物質を用いて調製した標準溶液から得た有効成分の保持時間が等しいこと、又は試料に標準被検成分を添加しても試料の試験成分のピークの形状が崩れないことを規定する。ただし、製剤の場合は原薬を用いて調製した標準溶液との比較でもよい。なお、被検成分の化学構造に関する知見が同時に得られる検出器が用いられる場合、保持時間の一致に加えて、化学構造に関する情報が一致することにより、より特異性の高い確認を行うことができる。

[例] 「本品及びアミカシン硫酸塩標準品 0.1 g ずつを水 4 mL に溶かし、試料溶液及び標準溶液とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフィー（2.03）により試験を行う。試料溶液及び標準溶液 2 μL ずつを薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に水／アンモニア水（28）／メタノール／テトラヒドロフラン混液（1 : 1 : 1 : 1）を展開溶媒として約 10 cm 展開した後、薄層板を風乾する。これにニンヒドリン・クエン酸・酢酸試液を均等に噴霧した後、100°C で 10 分間加熱すると、試料溶液から得た主スポット及び標準溶液から得たスポットは赤紫色を呈し、それらの *R<sub>f</sub>* 値は等しい。」（アミカシン硫酸塩）

[例] 試料溶液及び標準溶液 20 μL につき、定量法の条件で液体クロマトグラフ（2.01）により試験を行うとき、試料溶液及び標準溶液から得た主ピークの保持時間は等しい。

[例] 試料溶液及び標準溶液 25 μL につき、次の条件で液体クロマトグラフ（2.01）により試験を行うとき、試料溶液及び標準溶液から得た主ピークの保持時間は等しい。また、それらのピークの吸収スペクトルは同一波長のところに同様の強度の吸収を認める。

#### 試験条件

カラム、カラム温度、移動相及び流量は定量法の試験条件を準用する。

検出器：フォトダイオードアレイ検出器（測定波長：270 nm, スペクトル測定範囲：220 ~ 370 nm）

#### システム適合性

1278 システムの性能：標準溶液 25  $\mu$ L につき、上記の条件（ただし、測定波長 270 nm）で操作するとき、  
1279 \*\*のピークの理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ 5000 段以上、1.5 以下である。

### 1280 3.16.10 塩の場合の対イオンの確認試験

1281 対象となる医薬品が塩の場合は、薬理作用を持たない対イオンの確認試験も設定する。ただし、製剤には原則として設定する必要はない。

### 1283 3.16.11 確認する物質の名称の記載

1284 確認する物質の名称を末尾に（ ）で示すのは、確認する物質を特定する必要がある場合（例えば、ヨード・  
1285 サリチル酸・フェノール精）などに限る。

## 1286 3.17 示性値

### 1287 3.17.1 示性値の設定

1288 アルコール数、吸光度、凝固点、屈折率、浸透圧比、旋光度、構成アミノ酸、粘度、pH、成分含量比、比重、沸点、融点、酸価、けん化価、エステル価、水酸基価、ヨウ素価等のうち、適否の判定基準とする必要があるものを、旋光度、融点のような項目名を用い、設定する。記載順は上記のとおりとする。ただし、確認試験に紫外可視吸光度測定法による試験を設定した場合は、吸光度を規定する必要はない。原則として注射剤用原薬には pH を設定するが、非イオン性化合物では設定は不要である。

1293 生物薬品では示性値に該当する項目として分子量、等電点、構成アミノ酸、単糖（中性糖及びアミノ糖、シアル酸）の組成比／含量、糖鎖プロファイル（オリゴ糖の組成比）、グリコフォームプロファイル、電荷プロファイル、目的物質関連物質の組成比／含量、比活性、pH 等がある。

1296 各項目は、3.17.2～3.17.15 の規定のように記載するが、試験法が一般試験法と異なる場合は、操作法を記載する。

### 1298 3.17.1.1 製剤の示性値

1299 製剤の場合には、必要に応じて、製剤の安定性及び有効性・安全性等にかかわる品質評価に直接関与する項目を設定する。

1301 原薬の収載がない製剤については、必要に応じて、その原薬の示性値を記載する。

1302 製造販売承認書に規格として設定されている製剤の浸透圧比及び pH を日局に規定する場合は、「別に規定する。」とする。また、軟膏剤のうち水溶性軟膏剤、クリーム剤のうち水中油（O/W）型クリーム剤及び貼付剤のうちパップ剤には pH の規定が必要である。ただし、加水分解のおそれのない原薬を含有するこれらの製剤の場合には、pH の規定は必要ない。抗生物質については局外規第四部で浸透圧比／pH が設定されている場合にのみ設定する。浸透圧比は、通例、以下のように記載する。用時溶解して使用する注射剤の場合には、試料溶液調製法を記載する。ただし、筋肉内投与のない場合には原則として設定の必要はない。

#### 1308 [例]

1309 浸透圧比 <2.47> 0.9 ~ 1.1

1310 浸透圧比 <2.47> 「\*\*」1.0 g に対応する量を注射用水 10 mL に溶かした液の浸透圧比は 1.0 ~ 1.2 である。

### 1312 3.17.2 吸光度の記載

1313 吸光度は、通例、次のように記載するが、確認試験に紫外可視吸光度測定法による参考スペクトル法が規定されている場合には、吸光度を示性値として設定しなくてもよい。

1315 吸光度 <2.24>  $E_{1\text{cm}}^{1\%}$  (247 nm) : 390 ~ 410 (乾燥後、10 mg、メタノール、1000 mL)。

1316 これは「本品を乾燥減量の項に規定する条件で乾燥し、その約 10 mg をミクロ化学ばかりを用いて精密に量り、メタノールに溶かし、正確に 1000 mL とした場合と同じ比率の溶液とする。この液につき、一般試験法の紫外可視吸光度測定法 <2.24> により試験を行うとき、波長 247 nm における  $E_{1\text{cm}}^{1\%}$  は 390 ~ 410 である」を意味する。

1320 なお、吸光度の記号中の 1% とは、1 g / 100 mL を意味する。

### 1321 3.17.3 凝固点の記載

1322 凝固点は、通例、次のように記載する。

1323 凝固点 <2.42> 112°C 以上。

1324 これは「本品は、凝固点測定法 <2.42> により試験を行うとき、凝固点は 112°C 以上である」を意味する。

### 1325 3.17.4 屈折率の記載

1326 屈折率は、通例、次のように記載する。

1327 屈折率 <2.45>  $n_D^{20}$  : 1.481 ~ 1.486

1328 これは「本品は、屈折率測定法 <2.45> により 20°C で試験を行うとき、屈折率  $n_D^{20}$  は 1.481 ~ 1.486 である」

1329 を意味する。

### 3.17.5 旋光度の記載

1330 旋光度は、通例、次のように記載する。

1332 旋光度  $\langle 2.49 \rangle [\alpha]_D^{20} : +48 \sim +57^\circ$  (乾燥後, 0.25 g, 水, 25 mL, 100 mm).

1333 これは「本品を乾燥減量の項に規定する条件で乾燥し、その約 0.25 g を精密に量り、水に溶かし、正確に  
1334 25 mL とする。この液につき、旋光度測定法  $\langle 2.49 \rangle$  により試験を行い、20°C, 層長 100 mm で測定するとき、  
1335 比旋光度  $[\alpha]_D^{20}$  は  $+48 \sim +57^\circ$  である」を意味する。

### 3.17.6 粘度の記載

1337 粘度は、通例、次のように記載する。

1338 粘度  $\langle 2.53 \rangle 345 \sim 445 \text{ mm}^2/\text{s}$  (第 1 法, 25°C).

1339 これは「本品は、粘度測定法  $\langle 2.53 \rangle$  の第 1 法により 25°C で試験を行うとき、動粘度は  $345 \sim 445 \text{ mm}^2/\text{s}$  で  
1340 ある」を意味する。

1341 粘度  $\langle 2.53 \rangle 123 \sim 456 \text{ mPa}\cdot\text{s}$  (第 2 法, 20°C).

1342 これは「本品は、粘度測定法  $\langle 2.53 \rangle$  の第 2 法により 20°C で試験を行うとき、粘度は  $123 \sim 456 \text{ mPa}\cdot\text{s}$  で  
1343 ある」を意味する。

### 3.17.7 pH の記載

1345 pH は、通例、次のように記載する。

1346 液体の医薬品の場合：

1347 pH  $\langle 2.54 \rangle 7.1 \sim 7.5$

1348 これは「本品は、pH 測定法  $\langle 2.54 \rangle$  により試験を行うとき、pH は  $7.1 \sim 7.5$  である」を意味する。

1349 固体の医薬品の場合：

1350 pH  $\langle 2.54 \rangle$  本品 1.0 g を \* \* ○ mL に溶かした液の pH は △ ~ □ である。

### 3.17.8 比重の記載

1352 比重は、通例、次のように記載する。

1353 比重  $\langle 2.56 \rangle d_{20}^{20} : 0.718 \sim 0.721$

1354 これは「本品は、比重及び密度測定法  $\langle 2.56 \rangle$  により 20°C で試験を行うとき、比重  $d_{20}^{20}$  は  $0.718 \sim 0.721$  で  
1355 ある」を意味する。

### 3.17.9 沸点の記載

1357 沸点は、通例、次のように記載する。

1358 沸点  $\langle 2.57 \rangle 118 \sim 122^\circ\text{C}$

1359 これは「本品は、沸点測定法及び蒸留試験法  $\langle 2.57 \rangle$  により試験を行うとき、沸点は  $118 \sim 122^\circ\text{C}$  である」  
1360 を意味する。

### 3.17.10 融点の記載

1362 融点は、通例、次のように記載する。

1363 融点  $\langle 2.60 \rangle 110 \sim 114^\circ\text{C}$

1364 これは「本品は、融点測定法  $\langle 2.60 \rangle$  の第 1 法により試験を行うとき、融点は  $110 \sim 114^\circ\text{C}$  である」を意味  
1365 する。

1366 第 2 法又は第 3 法を用いるときは、その旨を融点の数値の次に記載する。

1367 [例] 融点  $\langle 2.60 \rangle 56 \sim 72^\circ\text{C}$ (第 2 法)。

### 3.17.11 酸価の記載

1369 酸価は、通例、次のように記載する。

1370 酸価  $\langle J.13 \rangle 188 \sim 203$

1371 これは「本品は、油脂試験法  $\langle J.13 \rangle$  により試験を行うとき、酸価は  $188 \sim 203$  である」を意味する。

### 3.17.12 エステル価(けん化価、水酸基価など)の記載

1373 エステル価は、通例、次のように記載する。

1374 エステル価  $\langle J.13 \rangle 72 \sim 94$

1375 これは「本品は、油脂試験法  $\langle J.13 \rangle$  により試験を行うとき、エステル価は  $72 \sim 94$  である」を意味する。

1376 けん化価、水酸基価等は、エステル価に準じて記載する。

### 3.17.13 ヨウ素価の記載

1378 ヨウ素価は、通例、次のように記載する。

1379 ヨウ素価 (I.I3) . 18 ~ 36

1380 これは「本品は、油脂試験法 (I.I3) により試験を行うとき、ヨウ素価は 18 ~ 36 である」を意味する。

1381 3.17.14 構成アミノ酸の記載方法

1382 一般試験法のタンパク質のアミノ酸分析法を用いる場合は、加水分解の方法、アミノ酸分析の方法、規格  
1383 値並びに操作法として加水分解（複数の方法を組み合わせる等、変法を用いている例があるため、詳細な方  
1384 法を規定する）及びアミノ酸分析の方法の順に記載する。

1385 なお、発色液等は分析装置と一体となっている場合が多いので、詳細な組成比、調製法について必ずしも  
1386 規定する必要はない。

1387 [例] セルモロイキン(遺伝子組換え)構成アミノ酸

1388 タンパク質のアミノ酸分析法 (2.04) 「1.タンパク質及びペプチドの加水分解」の方法 1 及び方法 4 によ  
1389 り加水分解し、「2.アミノ酸分析方法」の方法 1 により試験を行うとき、グルタミン酸(又はグルタミン)  
1390 は 17 又は 18, トレオニンは 11 ~ 13, アスパラギン酸(又はアスパラギン)は 11 又は 12, リシンは 11,  
1391 イソロイシンは 7 又は 8, セリンは 6 ~ 9, フェニルアラニンは 6, アラニンは 5, プロリンは 5 又は 6,  
1392 アルギニン及びメチオニンはそれぞれ 4, システイン及びバリンはそれぞれ 3 又は 4, チロシン及びヒス  
1393 チジンはそれぞれ 3, グリシンは 2 及びトリプトファンは 1 である。

1394 操作法

1395 (i) 加水分解 定量法(1)で得た結果に従い、総タンパク質として約50 µgに対応する量を2本の加水分解  
1396 管にそれぞれとり、減圧で蒸発乾固する。一方に薄めた塩酸(59→125)/メルカプト酢酸/フェノール混  
1397 液(100 : 10 : 1) 100 µL を加えて振り混ぜる。この加水分解管をバイアルに入れ、バイアル内を薄めた塩  
1398 酸(59→125)/メルカプト酢酸/フェノール混液(100 : 10 : 1) 200 µL を加えて湿らせる。バイアル内部を  
1399 不活性ガスで置換又は減圧して、約115°Cで24時間加熱する。減圧乾燥した後、0.02 mol/L 塩酸試液0.5 mL  
1400 に溶かし、試料溶液(1)とする。もう一方の加水分解管に氷冷した過ギ酸100 µL を加え、1.5時間氷冷下で  
1401 酸化した後、臭化水素酸50 µL を加えて減圧乾固する。水200 µL を加えて減圧乾固する操作を2回繰り返  
1402 した後、この加水分解管をバイアルに入れ、バイアル内を薄めた塩酸(59→125) 200 µL を加えて湿らせる。  
1403 バイアル内部を不活性ガスで置換又は減圧して、約115°Cで24時間加熱する。減圧乾燥した後、0.02 mol/L  
1404 塩酸試液0.5 mL に溶かし、試料溶液(2)とする。別にL-アスパラギン酸60 mg, L-グルタミン酸100 mg,  
1405 L-アラニン17 mg, L-メチオニン23 mg, L-チロシン21 mg, L-ヒスチジン塩酸塩一水和物24 mg, L  
1406 -トレオニン58 mg, L-プロリン22 mg, L-シスチン14 mg, L-イソロイシン45 mg, L-フェニルア  
1407 ラニン37 mg, L-アルギニン塩酸塩32 mg, L-セリン32 mg, グリシン6 mg, L-バリン18 mg, L-ロ  
1408 イシン109 mg, L-リシン塩酸塩76 mg 及びL-トリプトファン8 mgを正確に量り、0.1 mol/L 塩酸試液に  
1409 溶かし、正確に500 mL とする。この液40 µL をそれぞれ2本の加水分解管にとり、減圧で蒸発乾固した後、  
1410 試料溶液(1)及び試料溶液(2)と同様に操作し、標準溶液(1)及び標準溶液(2)とする。

1411 (ii) アミノ酸分析 試料溶液(1), 試料溶液(2), 標準溶液(1)及び標準溶液(2) 250 µL ずつを正確にとり、  
1412 次の条件で液体クロマトグラフィー (2.01) により試験を行い、試料溶液(1), 試料溶液(2), 標準溶液(1)及  
1413 び標準溶液(2)から得た各アミノ酸のピーク面積から、それぞれの試料溶液 1 mL 中に含まれる構成アミノ  
1414 酸のモル数を求め、更にセルモロイキン 1 mol 中に含まれるロイシンを 22 としたときの構成アミノ酸の  
1415 個数を求める。

1416 [例]

1417 試験条件

1418 検出器：可視吸光光度計 [測定波長：440 nm(プロリン)及び 570 nm(プロリン以外のアミノ酸)]

1419 カラム：内径 4 mm, 長さ 25 cm のステンレス管に 5 µm のポリスチレンにスルホン酸基を結合した液体  
1420 クロマトグラフィー用強酸性イオン交換樹脂(Na 型)を充填する。

1421 カラム温度：試料注入時は 57°C の一定温度。一定時間後に昇温し、62°C付近の一定温度

1422 反応槽温度：98°C付近の一定温度

1423 発色時間：約 2 分

1424 移動相：移動相 A, 移動相 B 及び移動相 C を次の表に従って調製後、それぞれにカプリル酸 0.1 mL を加  
1425 える。

1426 (表省略)

1427 移動相の送液：移動相 A, 移動相 B 及び移動相 C の混合比を次のように変えて濃度勾配制御する。

1428 (表省略)

1429 移動相及びカラム温度の切替え：標準溶液 0.25 mL につき、上記の条件で操作するとき、アスパラギン酸、  
1430 トレオニン、セリン、・・・、アルギニンの順に溶出し、シスチンとバリンの分離度が 2.0 以上、アン

モニアとヒスチジンの分離度が 1.5 以上になるように、移動相 A、移動相 B、移動相 C を順次切り替える。また、グルタミン酸とプロリンの分離度が 2.0 以上になるように、一定時間後に昇温する。  
反応試薬：酢酸リチウム二水和物 408 g を水に溶かし、酢酸(100) 100 mL 及び水を加えて 1000 mL とする。この液にジメチルスルホキシド 1200 mL 及び 2-メトキシエタノール 800 mL を加えて(I)液とする。別にジメチルスルホキシド 600 mL 及び 2-メトキシエタノール 400 mL を混和した後、ニンヒドリン 80 g 及び水素化ホウ素ナトリウム 0.15 g を加えて(II)液とする。(I)液 3000 mL に、20 分間窒素を通じた後、(II)液 1000 mL を速やかに加え、10 分間窒素を通じ混和する。  
移動相流量：毎分約 0.275 mL  
反応試薬流量：毎分約 0.3 mL  
システム適合性  
システムの性能：標準溶液 0.25 mL につき、上記の条件で操作するとき、トレオニンとセリンの分離度は 1.5 以上である。

### 3.17.15 糖鎖試験の記載方法

一般試験法の糖鎖試験法を用いる場合は、糖鎖試験の方法、規格値及び操作法の順に記載する。

#### [例 1] 单糖組成（中性糖及びアミノ糖）

单糖組成（中性糖及びアミノ糖） 糖鎖試験法（2.64）の单糖分析（中性糖及びアミノ糖）により試験を行うとき、タンパク質△△当たりのガラクトサミン、グルコサミン、ガラクトース、フコース及びマンノースの含量はそれぞれ、○～○、○～○、○～○、○～○及び○～○である。

本品の総タンパク質△△ $\mu\text{g}$  に対応する量を正確に量り、●●の方法により脱塩を行い、水 100  $\mu\text{L}$  に溶かす。この液を加水分解管（約 1.5 mL のガラス製又はポリプロピレン製）にとり、トリフルオロ酢酸 62  $\mu\text{L}$  を加え、100°C で 4 時間加熱した後、減圧で蒸発乾固する。残留物にメタノール 200  $\mu\text{L}$  を加えた後、更に減圧で蒸発乾固する。残留物に酢酸ナトリウム三水和物溶液(1→100) 10  $\mu\text{L}$  を正確に加えて溶かし、2-アミノ安息香酸誘導体化試液 50  $\mu\text{L}$  を正確に加えて混和し、80°C で 30 分間加温する。移動相 A 液△△  $\mu\text{L}$  を正確に加え、試料溶液とする。別にガラクトース、グルコース及びマンノースをそれぞれ 36.0 mg、ガラクトサミン及びグルコサミン 44.2 mg 並びにフコース 32.8 mg をそれぞれ水に溶かし、正確に 100 mL とする。これらの液○ mL、○ mL、○ mL、○ mL 及び○ mL を正確に量り、混合し、水を加えて正確に 10 mL とし、单糖混合標準原液とする。この液及び水 100  $\mu\text{L}$  につき、試料溶液と同様の方法で操作し、单糖混合標準溶液及び空試験液とする。試料溶液、单糖混合標準溶液及び空試験液△△  $\mu\text{L}$  ずつ を正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー（2.01）により試験を行い、各单糖のピーク面積から、各单糖の含量を求める。

#### [例 2] 单糖組成（シアル酸）

单糖組成（シアル酸） 糖鎖試験法（2.64）の单糖分析（シアル酸）により試験を行うとき、タンパク質△△当たりの N-アセチルノイタミン酸及び N-グリコリルノイタミン酸の含量はそれぞれ○～○及び○～○である。

本品の総タンパク質△△  $\mu\text{g}$  に対応する量を●●の方法により脱塩を行い、水 50  $\mu\text{L}$  に溶かす。この液に 0.1 mol/L 塩酸試液 50  $\mu\text{L}$  を正確に加えて混和し、80°C で 1 時間加温した後、氷水中で冷却し、試料溶液とする。別に N-アセチルノイタミン酸 15.5 mg 及び N-グリコリルノイタミン酸 16.3 mg をそれぞれ水に溶かし、正確に 5 mL とする。これらの溶液○○  $\mu\text{L}$  及び△△  $\mu\text{L}$  を正確に量り、混合し、水を加えて正確に 10 mL とし、シアル酸標準原液(1)とする。この液○○  $\mu\text{L}$  を正確に量り、水を加えて正確に 10 mL とし、シアル酸標準原液(2)とする。シアル酸標準原液(1)、シアル酸標準原液(2)及び水 50  $\mu\text{L}$  を正確にとり、それぞれに 0.1 mol/L 塩酸試液 50  $\mu\text{L}$  ずつを正確に加えてシアル酸標準溶液(1)、シアル酸標準溶液(2)及び空試験液とする。試料溶液、シアル酸標準溶液(1)、シアル酸標準溶液(2)及る 空試験液に 1,2-ジアミノ-4,5-メチレンジオキシベンゼン誘導体化試液 200  $\mu\text{L}$  ずつを正確に加え、混和する。遮光下、60°C で 2 時間加温後、氷水中で冷却し、反応を停止する。それぞれの液○○  $\mu\text{L}$  ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー（2.01）により試験を行い、シアル酸含量を求める。

#### [例 3] 糖鎖プロファイル

糖鎖プロファイル 糖鎖試験法（2.64）の糖鎖プロファイル法により試験を行うとき、試料溶液及び標準溶液から得られたクロマトグラムは同様であり、ピーク 1、ピーク 2、ピーク 3 及びピーク 4 の面積百分率は、それぞれ○～○%，○～○%，○～○% 及び○～○% である。

本品の総タンパク質△△  $\mu\text{g}$  に対応する量を●●の方法により脱塩を行い、水に溶かし、1  $\mu\text{L}$  に総タンパク質約 10  $\mu\text{g}$  を含む液となるように調製する。この液 10  $\mu\text{L}$  をとり、水 30  $\mu\text{L}$ 、pH 7.2 の 0.2 mol/L

1483 リン酸緩衝液 5  $\mu$ L 及び PNGase F 試液 5  $\mu$ L を加え, 37°Cで 16 時間反応させる。カーボン固相抽出により,  
1484 遊離糖鎖を精製し, 減圧下で蒸発乾固する。残留物に 2-アミノベンズアミド誘導体化試液 10  $\mu$ L を  
1485 加えて混和し, 65°Cで 3 時間加温する。反応終了後, アセトン 1 mL を加え, よく混和する。毎分 15000  
1486 回転で 10 分間遠心分離した後, 上澄液を除く。この操作を 2 回繰り返す。水/アセトニトリル混液(1:  
1487 1)50  $\mu$ L に溶かし, 試料溶液とする。別に\*\*<sup>(標準物質)</sup>を同様の方法で操作し, 標準溶液とする。試料  
1488 溶液及び標準溶液○ $\mu$ L ずつをとり, 次の条件で液体クロマトグラフィー <sup>(2.0)</sup> により試験を行う。

### 1489 3.18 純度試験

#### 1490 3.18.1 純度試験の設定

1491 純度試験は、医薬品各条のほかの試験項目と共に、医薬品の純度を規定するものであり、医薬品中の混在  
1492 物の種類、その混在量の限度及び混在量を測定するための試験法を規定する。この試験の対象となる混在物  
1493 は、その医薬品の製造工程（原料、溶媒などを含む）に混在し、又は保存の間に生じることが予想されるもの  
1494 である。原則として類縁物質を設定する。ただし、合理的理由がある場合は、試験の設定を省略することができる。  
1495

1496 生物薬品の不純物は、その由来に基づき、目的物質由来不純物（例えば、脱アミド体、多量体等）及び製造  
1497 工程由来不純物（宿主細胞由来タンパク質等）に分類される。管理すべき不純物については、純度試験を設定  
1498 し、限度値で適否を判定する。純度試験を設定しないものについては、製造要件を記載する（感染性物質は除  
1499 く）。

1500 用量が微量な医薬品の場合にあっては、試料量の少ない試験方法の設定を検討する。また、品質評価の上で  
1501 支障のない場合には、設定を省略しても差し支えない。

#### 1502 3.18.2 純度試験の記載の順序

1503 純度試験の記載の順序は、原則として次による。

1504 色、におい、溶状、液性、酸、アルカリ、塩化物、硫酸塩、亜硫酸塩、硝酸塩、亜硝酸塩、炭酸塩、臭化  
1505 物、ヨウ化物、可溶性ハロゲン化物、チオシアノ化物、セレン、陽イオンの塩、アンモニウム、重金属、鉄、  
1506 マンガン、クロム、ビスマス、スズ、アルミニウム、亜鉛、カドミウム、水銀、銅、鉛、銀、アルカリ土類  
1507 金属、ヒ素、遊離リン酸、異物、類縁物質（安全性に懸念のある類縁物質、その他の類縁物質）、異性体、鏡  
1508 像異性体、ジアステレオマー、多量体、残留溶媒、その他の混在物、蒸発残留物、硫酸呈色物。

#### 1509 3.18.3 溶状

1510 溶状は、特に純度に関する情報が得られる場合に、必要に応じて設定する。注射剤に使用する原葉であつ  
1511 ても、純度に関する情報が得られない場合には設定する必要はない。

1512 溶媒は水を用いるが、難溶性で十分な試験濃度が確保できない場合、メタノールなど、有機溶媒を用いて  
1513 もよい。

1514 溶状を規定する場合は吸光度の数値比較又は色の比較液との比較（色の比較試験法）等により規定する。溶  
1515 状における澄明について、通則 28 によって規定する場合には、一般試験法番号は記載せず、濁度試験法  
1516 <sup>(2.61)</sup> の判定法に従って標準液と比較する場合に限り <sup>(2.61)</sup> を記載する。また、無色については、通則 28 に  
1517 より規定する場合には一般試験法番号は記載せず、色の比較試験法 <sup>(2.65)</sup> に従って判定する場合には、  
1518 <sup>(2.65)</sup> を記載する。

1519 [例 1] 溶状 本品 0.8 g を水 10 mL に溶かすとき、液は無色澄明である。

1520 [例 2] 溶状 本品 0.8 g を水 10 mL に溶かすとき、液は無色であり、濁度試験法 <sup>(2.61)</sup> により試験を行うと  
1521 き、澄明である。

1522 [例 3] 溶状 本品 0.8 g を水 10 mL に溶かした液につき、濁度試験法 <sup>(2.61)</sup> により試験を行うとき、澄明で  
1523 あり、色の比較試験法 <sup>(2.65)</sup> の第 1 法により試験を行うとき、その色は無色である。

1524

1525 色の比較液との比較を行う場合、液の具体的な色調は記載しない。色の比較液 A ~ T と比較する場合には  
1526 「色の比較液」、色の一連の比較液（B シリーズ、BY シリーズ等）と比較する場合には「比較液」と記載す  
1527 る。

1528 [例 1] 溶状 本品 1.0 g を水 10 mL に溶かすとき、液は澄明で、その色は色の比較試験法 <sup>(2.65)</sup> により試験  
1529 を行うとき、色の比較液 M より濃くない。

1530 [例 2] 溶状 本品 0.8 g を水 10 mL に溶かすとき、液は澄明で、その色は色の比較試験法 <sup>(2.65)</sup> の第 1 法に  
1531 より試験を行うとき、比較液 R4 より濃くない。

1532 [例 3] 溶状 本品 0.8 g を水 10 mL に溶かした液につき、濁度試験法 <sup>(2.61)</sup> により試験を行うとき、液の濁

1533 度は濁りの比較液Ⅱ以下であり、色の比較試験法(2.65)の第1法により試験を行うとき、その色は比較液  
1534 BY3より濃くない。

1535 溶状の試験における溶液の濃度は、10 g/100 mL、すなわち(1→10)を基準とし、臨床投与での濃度がこれ  
1536 より高い場合は、その濃度を基準にして合理的な濃度を設定する。また、当該医薬品の溶解度から(1→10)の  
1537 濃度では溶状を試験することが難しいと考えられる場合は、溶ける範囲でなるべく高い濃度とする。

#### 1538 3.18.4 無機塩、重金属、ヒ素など

1539 塩化物、硫酸塩、重金属及びヒ素における%又はppmへの換算は、付表又はそれに準じた方法による。

1540 試料の採取量などは、付表に合わせることとする。

##### 1541 3.18.4.1 無機塩、重金属、ヒ素などの設定

1542 無機塩、重金属、ヒ素などは、製造工程(原料、溶媒などを含む)及び用法・用量などを考慮して設定す  
1543 る。

1544 なお、生葉の場合には、基原の動植物及び鉱物中における天然含量なども考慮して設定する。

1545 [例] 重金属(1.07) 本品2.0 gをとり、第4法により操作し、試験を行う。比較液には鉛標準液2.0 mL  
1546 を加える(10 ppm以下)。

1547 [例] ヒ素(1.11) 本品1.0 gをとり、第3法により検液を調製し、試験を行う(2 ppm以下)。

##### 1548 3.18.4.2 塩化物、硫酸塩

1549 塩化物、硫酸塩の試験では、原則として適当な溶媒を加えて試料を溶解した後、検液を調製する。

1550 [例] 塩化物(1.03) 本品2.0 gをとり、試験を行う。比較液には0.01 mol/L塩酸0.40 mLを加える(0.007%  
1551 以下)。

1552 [例] 硫酸塩(1.14) 本品2.0 gをとり、試験を行う。比較液には0.005 mol/L硫酸0.40 mLを加える(0.010%  
1553 以下)。

##### 1554 3.18.4.3 可溶性ハロゲン化物

1555 可溶性ハロゲン化物は、塩素以外のハロゲンを試験するときに設定する。

##### 1556 3.18.4.4 ヒ素の設定の原則

1557 ヒ素については、原則として次のいずれかに該当する場合に設定する。ただし、生葉等を除き、製造販売  
1558 承認書にヒ素が規格として設定されていない場合は、設定の必要はない。

1559 ① 製造工程からヒ素混入の可能性が考えられる場合

1560 ② リン酸を含む化合物(リン酸塩、リン酸エステル等)

1561 ③ 無機化合物

##### 1562 3.18.4.5 重金属、ヒ素の添加回収率の検討

1563 重金属、ヒ素の設定に際して、あらかじめ添加回収率を検討する。

1564 なお、重金属、ヒ素の添加回収率は、原則として規格値レベルの濃度で試験し、70%以上であることが必  
1565 要である。

#### 1566 3.18.5 類縁物質

##### 1567 3.18.5.1 類縁物質試験の設定

1568 安全性に懸念がある類縁物質については、それぞれの混在量を個別に測定しうる特異性の高い試験法を設  
1569 定する。例え混在量が少ない場合においても、構造を特定しておくことが必要と考えられる類縁物質について  
1570 は、個別に測定しうる特異性の高い試験法を設定する。

1571 医薬品各条(生葉等を除く)で個別のピークとして相対保持時間を示して設定するものについては、原則と  
1572 して各類縁物質の名称と構造式を医薬品各条“その他”の項に示す。類縁物質の名称は、IUPAC命名法に従  
1573 い作成した化学名英名を翻訳又は字訳した名称を用いるものとする。化学名英名は様式3【備考】に記載する。  
1574 なお、個別ピークとして設定すべき類縁物質のうち、構造未知の類縁物質については、「相対保持時間約〇の  
1575 構造未知物質」と記載し、構造決定が不成功に終わった研究の要約を様式4に記載する。

1576 製法の違いにより不純物プロファイルが異なることで、既存の試験法が適用できない場合に限り、試験法の  
1577 別法(第二法)も設定することができる。なお、当面の間、別法(第二法)が設定できる条件として、①原薬  
1578 であること、②製法が異なることで不純物プロファイルが異なり同一管理が難しいとみなされる純度試験(類  
1579 縁物質)であること、③第十七改正日本薬局方原案作成要領(一部改正)その2(平成27年10月5日)の通  
1580 知発出以降に新規収載原案が提出されたものであること、④原則として類縁物質の標準品を用いた設定である  
1581 ことを満たす場合に限る。

1582 製剤に対しては当面の間、別法(第二法)の設定は認めないものの、原薬と同じ類縁物質の標準品を用いる  
1583 場合のみ、原薬同様、別法(第二法)の設定を可能とする。

1584 [例1] 標準的な記載例(類縁物質)

1585 その他

1586 類縁物質 A : 名称

1587 構造式

1588 類縁物質 B : 名称

1589 構造式

1590 類縁物質 C : 名称

1591 構造式

1592 [例 2] 別法（第二法）を追加する場合の標準的な記載例

1593 類縁物質 製法に応じて、次のいずれかの方法により試験を行う。

1594 1) 第 1 法 本品〇〇 mg を . . .

1595 2) 第 2 法 本品〇〇 mg を . . .

1596 [例 3] 純度試験（類縁物質 1）及び純度試験（類縁物質 2）が設定されているものに、別法（第二法、第 1597 三法）を追加する場合の標準的な記載例

1598 類縁物質 製法に応じて、次のいずれかの方法により試験を行う。

1599 1) 第 1 法

1600 類縁物質 1 本品〇〇 mg を . . .

1601 類縁物質 2 本品〇〇 mg を . . .

1602 2) 第 2 法

1603 類縁物質 1 本品〇〇 mg を . . .

1604 類縁物質 2 本品〇〇 mg を . . .

1605 3) 第 3 法

1606 類縁物質 本品〇〇 mg を . . .

### 3.18.5.2 分解生成物

1607 製造工程や強制分解生成物に関する知見及び安定性試験の結果などを勘案し、必要に応じて、製造工程及び保存中の分解に由来する混在物について試験を規定する。

1608 製剤の保存期間中に分解生成物が新たに出現又は有意に増加する場合は、類縁物質の設定を考慮する。

### 3.18.5.3 類縁物質の試験方法

1609 類縁物質の試験方法は、定量性及び検出感度を考慮して設定する。

1610 液体クロマトグラフィーによる場合は、標準溶液として、試料溶液を希釈した液、有効成分の標準品あるいは類縁物質の標準品を用いて調製した液などを用いることができる。ただし、類縁物質の定量性が 0.1%付近まで確認できていれば、面積百分率法も用いることができる。類縁物質の標準品をシステム適合性試験用標準品として、ピーク同定及び分離確認に用いることもできる。類縁物質の標準品以外に、類縁物質の標準物質を用いる場合には、一般に入手可能で、試験の目的に適した品質の標準物質を用いる。

1611 薄層クロマトグラフィーによる場合は、標準溶液のスポットと比較する方法によるものとし、「単一スポットである」との判定は用いない。標準溶液には試料溶液を規格限度値まで希釈した溶液、又は類縁物質の標準物質の溶液を用いる。

### 3.18.5.4 類縁物質の限度値設定の考え方

1612 安全性に懸念のある類縁物質の限度値は、試料量に対する%又は標準溶液との比較による方法で設定する。

1613 類縁物質の限度値は、個々と総量の両方を規定する。個々の類縁物質の限度値及び類縁物質の総量は、面積百分率(%)又は標準溶液との比較による方法によって設定する。

1614 ただし、個々の類縁物質の限度値を薄層クロマトグラフィーでは 0.2%、液体クロマトグラフィーなどでは 0.1%以下で規定する場合には、総量規定は設定しなくてもよい場合がある。また、個々の限度値を上記のように 0.1%以下で設定した場合にあっても併せて総量規定を設定する場合には、検出の確認は原則として 0.05%以下で規定する。

#### [例 1] 標準的な記載例

1615 本品〇 mg を \* \*〇 mL に溶かし、試料溶液とする。この液〇 mL を正確に量り、移動相を加えて正確に〇 mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液〇  $\mu$ L ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー (2.01) により試験を行う。それぞれの液の各々のピーク面積を自動積分法により測定するとき、試料溶液の \* \* に対する相対保持時間約△の類縁物質 A のピーク面積は、標準溶液の \* \* のピーク面

積の▲倍より大きくなく、試料溶液の相対保持時間約△の類縁物質Bのピーク面積は、標準溶液の\*\*のピーク面積の▲倍より大きくなく、試料溶液の\*\*及び上記以外のピークの面積は、標準溶液の\*\*のピーク面積より大きくなない。また、試料溶液の\*\*以外のピークの合計面積は、標準溶液の\*\*のピーク面積の▲倍より大きくなない。ただし、類縁物質A及び類縁物質Bのピーク面積は自動積分法で求めた面積にそれぞれ感度係数○及び△を乗じた値とする（感度係数を記載する場合）。

[例2] 面積百分率法による記載例

本品○ mg を\*\*○ mL に溶かし、試料溶液とする。試料溶液○ μL につき、次の条件で液体クロマトグラフィー(2.01)により試験を行う。各々のピーク面積を自動積分法により測定し、面積百分率法によりそれらの量を求めるとき、\*\*に対する相対保持時間約△の類縁物質A、約△の類縁物質B、約△の類縁物質C及び約△の類縁物質Dのピークの量はそれぞれ○%以下、相対保持時間約△の類縁物質Eのピークの量は○%以下、相対保持時間約△の類縁物質Fのピークの量は○%以下であり、\*\*及び上記以外のピークの量は○%以下である。また、\*\*及び類縁物質E以外のピークの合計量は○%以下である。

[例3] 類縁物質の標準品を用いた記載例

本品約○ mg を精密に量り、移動相に溶かして正確に○ mL とし、試料溶液とする。別に\*\*類縁物質A標準品、\*\*類縁物質B標準品及び\*\*標準品約○ mg をそれぞれ精密に量り、移動相に溶かし、正確に○ mL とする。この液○ mL を正確に量り、移動相を加えて正確に○ mL とする。さらにこの液○ mL を正確に量り、移動相を加えて正確に○ mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液○ μL ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー(2.01)により試験を行う。試料溶液の\*\*に対する相対保持時間約△の類縁物質A及び約△の類縁物質Bのピーク面積  $A_{T1}$  及び  $A_{T2}$ 、またその他の類縁物質のピークの合計面積  $A_{T3}$ 、更に標準溶液の類縁物質A及び類縁物質B及び\*\*のピーク面積  $A_{S1}$ 、 $A_{S2}$  及び  $A_{S3}$  を自動積分法により測定し、次式により計算するとき、本品中の類縁物質A、類縁物質B及びその他の類縁物質の合計量はそれぞれ○%以下、○%以下及び○%以下である。ただし、試料溶液の\*\*に対する相対保持時間約△の類縁物質C及び相対保持時間約△の類縁物質Dのピーク面積は自動積分法で求めた面積にそれぞれ感度係数▽及び□を乗じた値とする（感度係数を記載する場合）。

$$\text{類縁物質 A の量 (\%)} = M_{S1} / M_T \times A_{T1} / A_{S1} \times ○$$

$$\text{類縁物質 B の量 (\%)} = M_{S2} / M_T \times A_{T2} / A_{S2} \times ○$$

$$\text{その他の類縁物質の合計量 (\%)} = M_{S3} / M_T \times A_{T3} / A_{S3} \times ○$$

$M_{S1}$  : \*\*類縁物質A標準品の秤取量 (mg)

$M_{S2}$  : \*\*類縁物質B標準品の秤取量 (mg)

$M_{S3}$  : \*\*標準品の秤取量 (mg)

$M_T$  : 本品の秤取量 (mg)

[例4] 有効成分の標準品を用いた記載例

本品約○ mg を精密に量り、移動相に溶かして正確に○ mL とし、試料溶液とする。別に\*\*標準品約○ mg を精密に量り、移動相に溶かし、正確に○ mL とする。この液○ mL を正確に量り、移動相を加えて正確に○ mL とする。さらにこの液○ mL を正確に量り、移動相を加えて正確に○ mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液○ μL ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー(2.01)により試験を行う。試料溶液の\*\*に対する相対保持時間約△の類縁物質A及び相対保持時間約△の類縁物質Bのピーク面積  $A_{T1}$  及び  $A_{T2}$ 、またその他の類縁物質のピークの合計面積  $A_{T3}$ 、更に標準溶液のピーク面積  $A_S$  を自動積分法により測定し、次式により計算するとき、本品中の類縁物質A、類縁物質B及びその他の類縁物質の合計量はそれぞれ○%以下、○%以下及び○%以下である。ただし、類縁物質A及び類縁物質Bのピーク面積は自動積分法で求めた面積にそれぞれ感度係数▽及び□を乗じた値とする（感度係数を記載する場合）。

$$\text{類縁物質 A の量 (\%)} = M_S / M_T \times A_{T1} / A_S \times ○$$

$$\text{類縁物質 B の量 (\%)} = M_S / M_T \times A_{T2} / A_S \times ○$$

$$\text{その他の類縁物質の合計量 (\%)} = M_S / M_T \times A_{T3} / A_S \times ○$$

$M_S$  : \*\*標準品の秤取量 (mg)

$M_T$  : 本品の秤取量 (mg)

### 3.18.5.5 類縁物質での感度係数の使用

感度係数が0.7～1.3の範囲を超える場合には補正する。なお、0.7～1.3の範囲を超えない場合であっても、補正することが望ましいと判断される場合には感度係数を設定することができる。桁数については、原

1685 則小数第1位までとする。

### 3.18.5.6 類縁物質の表記順

1687 類縁物質での規格表記の順序は、原則として相対保持時間の小さい順に記載する。

1688 医薬品各条（生薬等を除く）で個別のピークとして相対保持時間を示して設定する類縁物質については、相  
1689 対保持時間の小さい順にアルファベット番号（類縁物質 A, 類縁物質 B…）を付す。なお、アルファベット  
1690 番号は、例外的に外国薬局方等の表記と対応した表記とすることもできる。

1691 別法（第二法）の設定に伴い、新たに示す構造既知の類縁物質については、相対保持時間の小さい順に、既  
1692 出のアルファベット番号に続く番号を付す。

1693 製剤各条中の類縁物質のうち、原薬各条中の類縁物質と同じものについては、同じアルファベット番号を付  
1694 し、対応する旨を医薬品各条“その他”の項に示す。それ以外の製剤各条中の類縁物質については、原則と  
1695 して剤形を示すアルファベット（錠剤は「T」、注射剤は「I」など）と相対保持時間の小さい順を示すアルファ  
1696 ベットを組み合わせた2文字のアルファベット番号（類縁物質 TA、類縁物質 TB…）を付す。

1697 [例1] 原薬各条中の標準的なアルファベット番号の付し方

1698 類縁物質 A, B, C, D（相対保持時間の小さい順にアルファベット番号を付す）

1699 [例2] 別法（第二法）が設定されている場合の標準的な記載例

1700 1) 第1法 類縁物質 A, B, C, D（相対保持時間の小さい順にアルファベット番号を付す）

1701 2) 第2法 類縁物質 E, B, C, F（第1法では設定されていない新たな類縁物質 E と F を示す場合。相  
1702 対保持時間の小さい順にアルファベット番号を付す）

1703 [例3] 製剤各条中の標準的な記載例

1704 その他

1705 類縁物質 A 及び B は「\*\*」のその他を準用する。

1706 類縁物質 TA : 名称

1707 構造式

1708 類縁物質 TB : 名称

1709 構造式

### 3.18.6 残留溶媒

1711 製造工程で有機溶媒を使用している場合は、残留溶媒についての情報（試験方法、実測値など）を提供する  
1712 こと。なお、「2.46 残留溶媒」で規定された限度値とは別に限度値を設定する必要がある場合には、個別の  
1713 混在物として医薬品各条中に規定する。

### 3.18.7 残留モノマー

1715 重合高分子化合物については、原則として純度試験に残留モノマーを規定する。

### 3.18.8 試料の採取

#### 3.18.8.1 試料の乾燥

1718 純度試験においては、通例、試料を乾燥しないでそのまま用いる。

#### 3.18.8.2 試料の採取量

1720 純度試験の試料の採取量は、通例、次のようにする。

1721 質量の場合は、0.10, 0.20, 0.30, 0.40, 0.5 ~ 3.0 g などとする。

1722 容量の場合は、1.0, 2.0, 3.0, 4.0, 5 ~ 10 mL などとする。

1723 なお、質量において、絶対量で最終判定を行う場合のように、精密に量る場合もあり、それぞれの場合で  
1724 有効数字を考慮する。

#### 3.18.9 純度試験において定量法を準用する場合の記載

1726 純度試験と定量法に共通した試験条件の液体クロマトグラフィーを設定する場合は、試験条件は定量法の  
1727 項に記載し、純度試験の項の試験条件は準用記載とする。

1728 [例] 試験条件

1729 検出器、カラム、カラム温度、移動相及び流量は定量法の試験条件を準用する。

1730 面積測定範囲：溶媒のピークの後から\*\*の保持時間の約○倍の範囲

1731 システム適合性

1732 システムの性能は定量法のシステム適合性を準用する。

1733 検出の確認：標準溶液 1 mL を正確に量り、移動相を加えて正確に 10 mL とする。この液○ μL から  
1734 得た\*\*のピーク面積が、標準溶液の\*\*のピーク面積の 7 ~ 13%になることを確認する。

1735 システムの再現性：標準溶液○  $\mu$ L につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、\*\*のピーク面  
1736 積の相対標準偏差は 2.0% 以下である。

### 1737 3.18.10 製剤の純度試験

1738 製剤の純度試験は、特に規定することが望ましいと考えられる混在物について設定する。

1739 製剤化の過程や製剤の保存中に分解などの変化が起こる場合に、製剤の用法・用量と当該混在物の毒性や  
1740 薬理作用等を考慮に入れて、安定性試験の結果などを基に安全性確保の上で規制すべき分解生成物の種類及  
1741 びその混在量の限度又は混在量を規定するための試験法を設定する。分解物が生成する場合は、規格設定の  
1742 根拠を示すデータを添付すること。

### 1743 3.19 意図的混入有害物質

1744 悪意をもって意図的に混入された有害物質の報告がある場合は、必要に応じて、その管理要件を記載する。  
1745 意図的混入有害物質において、具体的な試験方法を記載する場合は、「3.18 純度試験」に準じて記載する。

1746 [例] 本品には、\*\*の混入が限度内であるように管理する。出荷試験において評価する場合は、以下の試  
1747 験によって行う。

1748 ■■ 純度試験(1)を行うとき、試料溶液の◆◆に対する相対保持時間約○分のピーク面積は、標準溶  
1749 液の\*\*のピーク面積の△より大きくない。

### 1750 3.20 乾燥減量、水分又は強熱減量

#### 1751 3.20.1 乾燥減量又は水分の設定

1752 乾燥減量を設定する場合は、乾燥条件下で試料が分解しないことを確認する（乾燥した試料をほかの試験に  
1753 用いることができる乾燥条件を設定する）。また、乾燥したもののが吸湿性が著しい場合は、各試験操作の中で  
1754 吸湿を避けるなどの記載を行う。

1755 乾燥条件で医薬品が分解する場合には、原則として水分を設定する。

1756 水和物の場合は、原則として水分を設定し、規格値は幅で規定する。

1757 用量が微量な医薬品の場合にあっては、試料量の少ない試験方法の設定を検討する。また、品質評価の上  
1758 で支障のない場合には、設定を省略しても差し支えない。

#### 1759 3.20.2 乾燥減量

##### 1760 3.20.2.1 乾燥減量試験

1761 乾燥減量試験は、乾燥することによって失われる医薬品中の水分、結晶水の全部又は一部及び揮発性物質  
1762 などの量を測定するものであり、乾燥減量試験法又は熱分析法の熱重量測定法により試験を行う。ただし、  
1763 生葉等については、生葉試験法の乾燥減量により試験を行う。

##### 1764 3.20.2.2 乾燥減量試験法による場合の記載

1765 乾燥減量試験法により規定する場合は、次のように記載する。乾燥減量の規格値の記載は付表（乾燥減量及  
1766 び強熱残分の%記載法）による。

1767 [例] 乾燥減量 (2.41) 0.5% 以下 (1 g, 105°C, 3 時間)。

1768 これは「本品約 1 g を精密に量り、乾燥器に入れ、105°C で、3 時間乾燥するとき、その減量は 0.5% 以  
1769 下である」を意味する。

1770 [例] 乾燥減量 (2.41) 4.0% 以下 [0.5 g, 減圧, 酸化リン(V), 110°C, 4 時間]。

1771 これは「本品約 0.5 g を精密に量り、酸化リン(V)を乾燥剤とした乾燥器に入れ、2.0 kPa 以下の減圧で、  
1772 110°C, 4 時間乾燥するとき、その減量は 4.0% 以下である」を意味する。

##### 1773 3.20.2.3 热分析法の熱重量測定法による場合の記載

1774 热分析法の熱重量測定法により規定する場合は、次のように記載する。

1775 [例] 乾燥減量 本品約○ mg につき、次の操作条件で熱分析法 (2.52) の熱重量測定法により試験を行う  
1776 とき、△% 以下である。

##### 1777 操作条件

1778 加熱速度：毎分 5°C

1779 測定温度範囲：室温 ~ 200°C

1780 雰囲気ガス：乾燥窒素

1781 雰囲気ガスの流量：毎分 40 mL

1782 なお、規格値は小数第 1 位まで規定する。

- 1783   **3.20.3 水分**
- 1784   **3.20.3.1 水分測定**
- 1785   水分測定は、医薬品中に含まれる水分の量を測定するものであり、水分測定法（カールフィッシャー法）に  
1786   より行う。容量滴定法に比較して、電量滴定法の定量限界がより小さいことから、試料の量に制約がある場  
1787   合、電量滴定法の採用を検討する。
- 1788   **3.20.3.2 水分の記載**
- 1789   水分は、次のように記載し、容量滴定法（直接滴定、逆滴定）又は電量滴定法のいずれの測定法によるかを  
1790   記載する。
- 1791   [例] 水分 <2.48> 4.0 ~ 5.5% (0.2 g, 容量滴定法, 直接滴定).
- 1792   これは「本品約 0.2 g を精密に量り、容量滴定法の直接滴定により測定するとき、水分は 4.0 ~ 5.5% で  
1793   ある」を意味する。
- 1794   なお、水分を簡略記載した場合には、試料を溶かすのに用いた溶媒に対する溶解性について、性状の項に  
1795   記載する。
- 1796   **3.20.4 強熱減量**
- 1797   **3.20.4.1 強熱減量試験**
- 1798   強熱減量試験は、強熱することによって、その構成成分の一部又は混在物を失う無機薬品において、強熱  
1799   した場合の減量を測定するものであり、強熱減量試験法により行う。
- 1800   **3.20.4.2 強熱減量の記載**
- 1801   強熱減量は、次のように記載する。
- 1802   [例] 強熱減量 <2.43> 12.0% 以下 (1 g, 850 ~ 900°C, 恒量).
- 1803   これは「本品約 1 g を精密に量り、850 ~ 900°C で恒量になるまで強熱するとき、その減量は 12.0% 以下  
1804   である」を意味する。
- 1805   **3.20.5 製剤の乾燥減量、水分又は強熱減量の設定**
- 1806   製剤の乾燥減量、水分又は強熱減量は、特に必要のある場合、例えば、製剤の水分含量がその製剤の品質  
1807   に影響を及ぼす場合に原薬に準じて設定する。
- 1808   **3.21 強熱残分、灰分又は酸不溶性灰分**
- 1809   **3.21.1 強熱残分、灰分又は酸不溶性灰分の設定**
- 1810   強熱残分は、有機物中に不純物として含まれる無機物の量、有機物中に構成成分として含まれる無機物の  
1811   量又は強熱時に揮散する無機物中に含まれる不純物の量を規定する必要がある場合に設定する。ただし、金  
1812   属塗の場合は、原則として設定する必要はない。
- 1813   用量が微量な医薬品の場合にあっては、試料量の少ない試験方法の設定を検討する。また、品質評価の上  
1814   で支障のない場合には、設定を省略しても差し支えない。
- 1815   灰分は、生薬をそのまま強熱して灰化したときの残分であり、酸不溶性灰分は、生薬を希塩酸と煮沸した  
1816   ときの不溶物を強熱して得た残分であり、必要に応じて、生薬に設定する。
- 1817   **3.21.2 強熱残分、灰分又は酸不溶性灰分の記載**
- 1818   強熱残分、灰分、酸不溶性灰分は、それぞれ次のように記載する。強熱残分の%記載は付表（乾燥減量及び  
1819   強熱残分の%記載法）による。強熱温度を記載する場合は、「△°C」ではなく「○ ~ △°C」のように温度幅  
1820   で記載する。
- 1821   [例] 強熱残分 <2.44> 0.1% 以下 (1 g).
- 1822   これは「本品約 1 g を精密に量り、強熱残分試験法 <2.44> により試験を行うとき、強熱残分は 0.1% 以下  
1823   である」を意味する。
- 1824   [例] 灰分 <5.01> 5.0% 以下.
- 1825   これは「本品は、生薬試験法 <5.01> により試験を行うとき、灰分は 5.0% 以下である」を意味する。
- 1826   [例] 酸不溶性灰分 <5.01> 3.0% 以下.
- 1827   これは「本品は、生薬試験法 <5.01> により試験を行うとき、酸不溶性灰分は 3.0% 以下である」を意味す  
1828   る。
- 1829   **3.22 製剤試験**
- 1830   **3.22.1 製剤試験の設定**
- 1831   製剤総則において規定された試験及びその製剤の特性又は機能を特徴づける試験項目を設定する。以下に

1832 製剤試験設定の基本的な考え方を示す。

1833 3.22.1.1 製剤総則に規定された試験の設定

1834 製剤総則の各条に一般試験法に適合すると規定されている場合はその一般試験法を規定する。

1835 製剤総則の各条に「適切な〇〇性を有する。」と規定されている場合は、「新医薬品の規格及び試験方法の  
1836 設定について」（平成 13 年 5 月 1 日、医薬審査発第 568 号）や承認の規格・試験法などを参考に、「適切な  
1837 〇〇性」の製剤特性に関する試験の設定を検討する。ただし、「適切な〇〇性」とした製剤特性においては、製  
1838 造販売承認書に規定されていないものは設定する必要はない。

1839 製剤総則に規定された製剤特性（例示）

剤形名	製剤試験項目	
	一般試験法 (原則設定する項目)	「適切な〇〇性」とした製剤特性など設定 を検討すべき項目例
錠剤、カプセル剤	<ul style="list-style-type: none"><li>・製剤均一性</li><li>・溶出性（有効成分を溶解させる発泡錠及び溶解錠は除く。溶出性の設定が困難な場合は崩壊性を規定する）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・崩壊性（口腔内崩壊錠）</li></ul>
顆粒剤、散剤	<ul style="list-style-type: none"><li>・製剤均一性（分包品に規定する）</li><li>・溶出性（溶解して投与する製剤は除く。溶出性の設定が困難な場合は崩壊性を規定する。ただし、30 号ふるいに残留するものが 10%以下の場合は崩壊性は規定しない）</li></ul>	
経口液剤	<ul style="list-style-type: none"><li>・製剤均一性（分包品に規定する）</li><li>・溶出性（懸濁剤に規定する）</li></ul>	
シロップ剤	<ul style="list-style-type: none"><li>・製剤均一性（分包品に規定する）</li><li>・溶出性（懸濁した製剤、シロップ用剤に規定する。用時溶解して用いることに限定されている製剤は除く。溶出性の設定が困難な場合は崩壊性を規定する。ただし、30 号ふるいに残留するものが 10%以下の場合は崩壊性は規定しない）</li></ul>	
経口ゼリー剤	<ul style="list-style-type: none"><li>・製剤均一性</li><li>・溶出性（溶出性の設定が困難な場合は適切な崩壊性を規定する）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・崩壊性</li></ul>
経口フィルム剤	<ul style="list-style-type: none"><li>・製剤均一性</li><li>・溶出性（口腔内崩壊フィルム剤は除く）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・崩壊性</li></ul>
口腔用錠剤	<ul style="list-style-type: none"><li>・製剤均一性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・溶出性又は崩壊性</li></ul>
口腔用液剤	<ul style="list-style-type: none"><li>・製剤均一性（分包品に規定する）</li></ul>	
口腔用スプレー剤		<ul style="list-style-type: none"><li>・噴霧量の均一性（定量噴霧式製剤）</li></ul>
口腔用半固形剤		<ul style="list-style-type: none"><li>・粘性</li></ul>
注射剤	<ul style="list-style-type: none"><li>・エンドトキシン（皮内、皮下及び筋肉内のみに用いるものは除く。エンドトキシン試験の適用が困難な場合は発熱性物質を規定する）</li><li>・無菌</li><li>・不溶性異物（埋め込み注射剤は除く）</li><li>・不溶性微粒子（埋め込み注射剤を除く）</li><li>・採取容量（埋め込み注射剤は除く）</li><li>・製剤均一性（用時溶解又は用時懸濁して用いるもの及び埋め込み注射剤に規定する）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・放出特性（埋め込み注射剤、持続性注射剤及びリポソーム注射剤）</li><li>・粒子径（懸濁、乳濁した製剤及びリポソーム注射剤）</li></ul>

透析用剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンドトキシン</li> <li>・無菌（腹膜透析用剤に規定する）</li> <li>・採取容量（腹膜透析用剤に規定する）</li> <li>・不溶性異物（腹膜透析用剤に規定する）</li> <li>・不溶性微粒子（腹膜透析用剤に規定する）</li> </ul>	・製剤均一性（用時溶解して用いるもの）
吸入剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送達量の均一性（吸入液剤は除く）</li> <li>・空気力学的粒子径（吸入液剤は除く）</li> </ul>	
点眼剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌</li> <li>・不溶性異物</li> <li>・不溶性微粒子</li> </ul>	・粒子径（懸濁した製剤の最大粒子径）
眼軟膏剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌</li> <li>・金属性異物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒子径（製剤に分散した固体の最大粒子径）</li> <li>・粘性</li> </ul>
点耳剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌（無菌に製する場合に規定する）</li> </ul>	
点鼻剤		・噴霧量の均一性（定量噴霧式製剤）
坐剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製剤均一性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放出性</li> <li>・溶融性（融点測定法（第2法）による）</li> </ul>
腔鏡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製剤均一性</li> </ul>	・放出性
座用坐剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製剤均一性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放出性</li> <li>・溶融性（融点測定法（第2法）による）</li> </ul>
外用固形剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製剤均一性（分包品に規定する）</li> </ul>	
外用液剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製剤均一性（分包品に規定する。）</li> </ul>	
スプレー剤		・噴霧量の均一性（定量噴霧式製剤）
軟膏剤、クリーム剤、ゲル剤		・粘性
貼付剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製剤均一性（経皮吸収型製剤に規定する）</li> <li>・粘着力</li> <li>・放出性</li> </ul>	
丸剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崩壊性</li> </ul>	

1840 なお、注射剤の採取容量は、粉末注射剤及び凍結乾燥注射剤には設定しない。「適切な〇〇性」の製剤特性に関する試験として提示された試験法については、その内容を委員会で検討した上で、「別に規定する。」とする場合もある。また、エキス剤、流エキス剤については、原則として重金属を規定する。

### 3.22.1.2 エンドトキシン試験の設定

1844 製剤総則の規定によりエンドトキシン試験法に適合することとされている製剤には、エンドトキシン試験を設定する。なお、ゲル化法、比濁法及び比色法についての反応干渉因子試験成績及び3法による実測値を添付資料に記載する。

1847 エンドトキシン規格値は、日本薬局方参考情報「エンドトキシン規格値の設定」に基づいて設定する。ただし、生物薬品の原薬のうち、出発原料として大腸菌等を用いて製されるもの又は生体由来試料から製されるもので、エンドトキシン試験の設定が必要と思われるものについては、実測値や参考情報も考慮してエンドトキシン試験を設定する。

### 3.22.1.3 製剤均一性試験の設定

1852 製剤総則の規定により製剤均一性試験法に適合することとされている製剤には、含量均一性試験又は質量偏差試験を設定する。ただし、顆粒剤、散剤、経口液剤、シロップ剤、含嗽剤、外用固形剤の分包品の製剤均一性試験は、含量均一性試験を設定する。

1855 1錠、1カプセル等の1投与単位中の有効成分量が200mg以上であり、かつ製剤中の有効成分の割合が質量比で70%以上である場合には、質量偏差試験を設定することができる。また、1錠、1カプセル等の1投与単位中の有効成分量が25mg以上であり、かつ製剤中の有効成分の割合が質量比で25%以上である場合には、「製剤均一性(6.02) 質量偏差試験又は次の方法による含量均一性試験のいずれかを行うとき、適合する。」とし、含量均一性試験を「次の方法」として設定する。成分が完全に溶解した液を最終容器内で凍結乾燥するこ

1860 とにより製した用時溶解の注射剤などの固形製剤で、その調製法がラベル又は添付文書に記載されているもの  
1861 については、質量偏差試験を設定できる。

1862 なお、質量偏差試験を設定する場合であっても、3ロットについて、個々の定量値、平均含量、標準偏差及び  
1863 判定値を含む含量均一性試験の実測データを添付資料に記載する。

#### 1864 3.22.1.4 溶出試験の設定

1865 製剤総則の規定により溶出試験法又は崩壊試験法に適合することとされている製剤には、溶出性又は崩壊性  
1866 を設定する。溶出性の規格設定では、パドル法の回転数50 rpmを基本とし、試験液は、原則として提出を求  
1867 める基本4液性でのプロファイルなどから判断して、できるだけpH6.8又は水を選択する。また、難溶性薬物  
1868 で十分な溶出が得られない場合には、界面活性剤を用いるが、ポリソルベート80を第一選択とし、添加濃度  
1869 はできるだけ低くする。必要に応じて、その他のラウリル硫酸ナトリウムなどの界面活性剤を添加することができる。  
1870 また、ベッセルの底部に製剤の崩壊物が堆積する現象が認められ、パドル法で十分な溶出が得られない場合  
1871 には、回転バスケット法の100 rpm等によることができる。規格値は標準製剤の平均溶出率がプラトー  
1872 に達した時点で、15%下位で設定する。なお、次の時点までの溶出率の変化がおおむね5%以下になる場合を  
1873 プラトーに達したと見なせる。また、治療濃度域が狭い薬物などでは、必要に応じ上限値及び下限値を2時点  
1874 以上で設定する。判定値としては、製造販売承認書でQ値が規定されている場合を除き、Q値での規定は行わ  
1875 ない。

1876 徐放性製剤において、作用持続時間などの製剤設計が異なる製剤がある場合は、別各条として規格を設定す  
1877 ることができる。

1878 なお、作用が緩和で水溶性が高く、15分/85%以上と速やかな溶出を示す水溶性ビタミンのような散剤に  
1879 ついては、溶出規格の設定は要しない。また、シロップ用剤のうち使用が用時溶解して用いることに限定され  
1880 ている製剤については溶出規格の設定は要しない。

#### 1881 3.22.2 その他の製剤試験

1882 アルコール数は、エリキシル剤、酒精剤、チンキ剤、流エキス剤で設定を検討すべき項目である。また、  
1883 特定の製剤機能を試験するなど特に規定することが望ましいと考えられるその他の試験があればその試験を  
1884 設定する。

#### 1885 3.22.3 製剤試験の記載順

1886 記載の順は、エンドトキシン（発熱性物質）、金属性異物、採取容量、重金属、製剤均一性、微生物限度、  
1887 不溶性異物、不溶性微粒子、崩壊性、無菌、溶出性、及びその他の製剤試験とする。

#### 1888 3.22.4 製剤試験の記載方法

1889 製剤試験の各試験項目は、次のように記載する。

1890 **エンドトキシン** エンドトキシン規格値は、次のように記載する。

1891 [例] 1) 最大投与量が容量(mL)で規定されている場合

1892 エンドトキシン<4.01> × EU/mL未満。

1893 2) 最大投与量が質量(mg)で規定されている場合

1894 エンドトキシン<4.01> × EU/mg未満。

1895 3) 最大投与量が当量(mEq)で規定されている場合

1896 エンドトキシン<4.01> × EU/mEq未満。

1897 4) 最大投与量が力価で規定されている場合

1898 エンドトキシン<4.01> 「ピペラシリン水和物」1mg(力価)当たり0.07EU未満。

1899 5) 投与経路(例えば脊髄腔内投与)に限定して規定が必要な場合

1900 エンドトキシン<4.01> × EU/mg未満。ただし、脊髄腔内に投与する製品に適用する。

1901 **金属性異物** 眼軟膏の金属性異物試験法に従い試験を行う場合、次のように記載する。

1902 [例] 金属性異物<6.01> 試験を行うとき、適合する。

1903 **採取容量** 注射剤の採取容量試験法に従い試験を行う場合、次のように記載する。

1904 [例] 採取容量<6.05> 試験を行うとき、適合する。

1905 **製剤均一性** 製剤均一性試験法に従い試験を行う場合、次のように記載する。

1906 [例] 製剤均一性<6.02> 次の方法により含量均一性試験を行うとき、適合する。

1907 本品1個をとり、\*\*OO mLを加えて錠剤が完全に崩壊するまで振り混ぜる。次に、\*\*OO mL  
1908 を加えてOO分間激しく振り混ぜた後、□□を加えて正確にOO mLとし、ろ過する。初めのろ液OO mL

- 1909 を除き、次のろ液  $V$  mL を正確に量り、1 mL 中に\*\*(分子式)約〇〇  $\mu\text{g}$  を含む液となるように□□を  
1910 加えて正確に  $V'$  mL とし、試料溶液とする。(以下定量操作と同様。)
- 1911 [例] 製剤均一性 (6.02) 分包品は、次の方法により含量均一性試験を行うとき、適合する。
- 1912 本品 1 包をとり、内容物の全量を取り出し、\*\*〇〇 mL を加えて・・・試料溶液とする。(分包品  
1913 の場合)
- 1914 [例] 製剤均一性 (6.02) 質量偏差試験を行うとき、適合する。
- 1915 [例] 製剤均一性 (6.02) 質量偏差試験又は次の方法による含量均一性試験のいずれかを行うとき、適合  
1916 する。  
1917 本品 1 個をとり、\*\*〇〇 mL を加えて錠剤が完全に崩壊するまでよく振り混ぜる。次に、\*\*〇〇 mL  
1918 を加えて〇〇分間激しく振り混ぜた後、□□を加えて正確に〇〇 mL とし、ろ過する。初めのろ液〇〇 mL  
1919 を除き、次のろ液  $V$  mL を正確に量り、1 mL 中に\*\*(分子式)約〇〇  $\mu\text{g}$  を含む液となるように□□を  
1920 加えて正確に  $V'$  mL とし、試料溶液とする。(以下定量操作と同様。)
- 1921 ただし、 $T$  値はやむを得ない場合には設定することができるが、設定した場合には、それぞれ次のように記  
1922 載する。
- 1923 [例] 製剤均一性 (6.02) 次の方法により含量均一性試験を行うとき、適合する( $T$ :〇〇)。
- 1924 [例] 製剤均一性 (6.02) 質量偏差試験を行うとき、適合する( $T$ :〇〇)。
- 1925 **微生物限度** 微生物限度試験法に従い試験を行う場合、次のように記載する。
- 1926 [例] 微生物限度 (4.05) 本品 1 mL 当たり、総好気性微生物数の許容基準は  $10^2$  CFU、総真菌数の許容  
1927 基準は  $10^1$  CFU である。また、大腸菌を認めない。
- 1928 **不溶性異物** 注射剤について、注射剤の不溶性異物検査法に従い試験を行う場合、次のように記載する。
- 1929 [例] 不溶性異物 (6.06) 第 1 法により試験を行うとき、適合する。
- 1930 点眼剤について、水溶液のものにつき、点眼剤の不溶性異物検査法に従い試験を行う場合、次のように記  
1931 載する。
- 1932 [例] 不溶性異物 (6.11) 試験を行うとき、適合する。
- 1933 懸濁製剤について不溶性異物検査法に従い試験を行う場合、次のように記載する。
- 1934 [例] 不溶性異物 (6.06) 第 2 法により試験を行うとき、適合する。
- 1935 [例] 不溶性異物 (6.11) 試験を行うとき、たやすく検出される異物を認めない。
- 1936 **不溶性微粒子**
- 1937 注射剤について、注射剤の不溶性微粒子試験法に従い試験を行う場合、次のように記載する。
- 1938 [例] 不溶性微粒子 (6.07) 試験を行うとき、適合する。
- 1939 [例] 不溶性微粒子 (6.07) 第 2 法により試験を行うとき、適合する。
- 1940 点眼剤について、点眼剤の不溶性微粒子試験法に従い試験を行う場合、次のように記載する。
- 1941 [例] 不溶性微粒子 (6.08) 試験を行うとき、適合する。
- 1942 **崩壊性** 崩壊試験法に従い試験を行う場合、次のように記載する。
- 1943 [例] 崩壊性 (6.09) 試験を行うとき、適合する。
- 1944 [例] 崩壊性 (6.09) 補助盤を使用して試験を行うとき、適合する。
- 1945 **無菌** 無菌試験法に従い試験を行う場合、次のように記載する。
- 1946 [例] 無菌 (4.06) メンブランフィルター法により試験を行うとき、適合する。
- 1947 **溶出性** 溶出試験法に従い試験を行う場合、通例、試験条件及び規格値、並びに試験操作法を記載する。  
1948 試験液は、試験条件に関する規定中に、試液名又は試験液組成を具体的に規定し、試験操作法においては  
1949 「試験液」と記載する。ただし、試験液が「水」である場合は、「試験液」ではなく、「水」と記載する。  
1950 溶出液採取時間は、規格値に関する規定中に具体的な時間を規定し、試験操作法においては「規定時間」  
1951 と記載する。  
1952 溶出試験法に従い試験を行う場合、次のように記載する。
- 1953 [例] 溶出性 (6.10) 試験液に\*\*〇 mL を用い、パドル法により、毎分△回転で試験を行うとき、本品の  
1954 △分間の溶出率は△%以上である。
- 1955 本品 1 個をとり、試験を開始し、規定された時間に溶出液〇 mL 以上をとり、孔径△  $\mu\text{m}$  以下のメンブ  
1956 ランフィルターでろ過する。初めのろ液〇 mL 以上を除き、次のろ液を試料溶液とする。別に……とし、標  
1957 準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、……を測定する。

- 1958 [例] 溶出性 〈6.10〉 試験液に\*\*を用い、フロースルーセル法により、大型（又は小型）フロースルーセルを用い、脈流のある（又は無い）送液ポンプで毎分○○ mLで送液して試験を行うとき、本品の△分間の溶出率は○○%以上である。
- 1959  
1960  
1961  
1962  
1963  
1964  
1965  
1966  
1967  
1968  
1969  
1970  
1971  
1972  
1973  
1974  
1975  
1976  
1977  
1978  
1979  
1980  
1981  
1982  
1983  
1984  
1985  
1986  
1987  
1988  
1989  
1990  
1991  
1992  
1993  
1994  
1995  
1996  
1997  
1998  
1999  
2000  
2001  
2002  
2003  
2004
- 含量により試験条件及び規格値が異なる場合、及び判定値としてQ値を設定する場合の規格値は、それぞれ次のように記載する。
- [例] 溶出性 〈6.10〉 試験液に\*\*○ mLを用い、■■法により、毎分△回転で試験を行うとき、○ mg錠の△分間の溶出率は△%以上であり、○ mg錠の△分間の溶出率は△%以上である。
- [例] 溶出性 〈6.10〉 試験液に\*\*○ mLを用い、パドル法により、毎分△回転で試験を行うとき、本品の△分間のQ値は△%である。
- なお、顆粒剤や散剤のように、試験に供する試料の量が表示量により異なる場合の試験操作法の冒頭は、次のように記載する。
- [例] 本品の\*\*（分子式）約○ mgに対応する量を精密に量り、試験を開始し、規定された時間に…
- シンカーを使用する場合は次のように記載する。ただし、使用するシンカーが一般試験法に規定されていないものの場合にはその形状を規定する。
- [例] 溶出性 〈6.10〉 試験液に溶出試験第×液○ mLを用い、シンカーを使用して、パドル法により、毎分△回転で試験を行うとき、本品の△分間の溶出率は△%以上である。
- また、試料溶液の調製法で、更に希釈を要する場合、試料溶液の調製法部分は、次のように記載する。
- [例] 本品1個をとり、試験を開始し、規定された時間に溶出液○ mL以上をとり、孔径△ μm以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液○ mL以上を除き、次のろ液V mLを正確に量り、1 mL中に\*\*（分子式）約○ pgを含む液となるように試験液を加えて正確にV' mLとし、試料溶液とする。
- また、計算式は次のように記載する。
- [例] 抗生物質
- セフテラム(C<sub>16</sub>H<sub>17</sub>N<sub>9</sub>O<sub>5</sub>S<sub>2</sub>)の表示量に対する溶出率(%)
- $$= M_s \times A_t / A_s \times V' / V \times 1 / C \times 90$$
- M<sub>s</sub> : セフテラムピボキシルメチレンスルホン酸塩標準品の秤取量[mg(力価)]
- C : 1錠中のセフテラム(C<sub>16</sub>H<sub>17</sub>N<sub>9</sub>O<sub>5</sub>S<sub>2</sub>)の表示量[mg(力価)]
- 腸溶性製剤の場合：
- [例] 溶出性 〈6.10〉 試験液に溶出試験第1液及び溶出試験第2液900 mLずつを用い、パドル法により、毎分×回転で試験を行うとき、試験液に溶出試験第1液を用いた場合の△分間の溶出率は△%以下であり、試験液に溶出試験第2液を用いた場合の△分間の溶出率は△%以上である。
- 本品1個をとり、試験を開始し、規定された時間に溶出液○ mL以上をとり、孔径△ μm以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液○ mL以上を除き、……
- 徐放性製剤の場合：
- [例] 溶出性 〈6.10〉 試験液に\*\*○ mLを用い、パドル法により、毎分×回転で試験を行うとき、本品の△時間、△時間及び△時間の溶出率はそれぞれ○～○%，○～○%及び○%以上であり、判定法1に従う。
- 溶融性 融点測定法 〈2.60〉 第2法に従い試験を行なう場合、次のように記載する。**
- [例] 溶融性 融点測定法 〈2.60〉 第2法で試験を行うとき、融解温度は○～○ ℃である。
- ### 3.23 その他の試験
- #### 3.23.1 その他の試験の設定
- 消化力、制酸力、抗原性試験、異常毒性否定試験、チモール量、沈降試験、分子量、分子量分布、窒素含量、タンパク質量、異性体比、生化学的性能、生物学的性能等、品質評価や有効性及び安全性確保に直接関与する試験項目であって、ほかの項目の対象とならないものを規定するものであり、必要な場合に設定する。
- #### 3.23.2 その他の試験の記載順
- 記載の順は項目名の五十音順とする。

2005 3.24 定量又は成分の含量

2006 3.24.1 定量法

2007 定量法は、成分の含量、力値などを物理的、化学的又は生物学的方法によって測定する試験法である。

2008 3.24.2 定量法の設定

2009 定量法は、真度、精度及び再現性を重視し、迅速性を考慮して、試験方法を設定することが必要である。

2010 特異性の高いクロマトグラフィー又は紫外可視吸光度測定法による相対試験法の採用が考えられる。

2011 また、適切な純度試験により、混在物の限度が規制されている場合には、特異性の低い方法であっても、  
2012 再現性のよい絶対量を測定しうる試験方法を設定することができる。

2013 例えば、滴定法のような絶対定量法を採用する場合には、特異性に欠ける部分について、純度試験などに  
2014 特異性の高い方法を用いることにより、相互に補完しあうことが望ましい。

2015 3.24.2.1 製剤の定量法

2016 製剤の定量法には、ほかの配合成分の影響を受けない、特異性の高い試験方法を設定する。

2017 原則として試料の量は20個以上とする。

2018 また、計算式の立て方は、粉末とする場合には、秤取した量中の定量成分の量を算出する式とし、粉碎せ  
2019 ずに全量溶解させる場合には、本品1個中(1錠又は1カプセル)の定量成分の量を算出する式とする。

2020 生物薬品の製剤において、凍結乾燥製剤の定量法で含量を算出する際、1個(バイアルなど)当たりの含量  
2021 を求めるごとに明確にするため、試験方法並びに計算式を検討する。また、用法用量が物質量で設定されてい  
2022 る場合には物質量(タンパク質含量)を、単位で設定されている場合(物理化学的方法により含量を測定し、  
2023 力値との相関係数を用いて力値を表示する場合を含む)には力値(生物活性)を、製剤の定量法として設定す  
2024 る。

2025 3.24.3 タンパク質性医薬品の定量法

2026 タンパク質性医薬品において含量規格をタンパク質当たりの力値で規定する場合、定量法は、通例、(1)  
2027 タンパク質含量、(2)力値として設定する。力値は単位で表示し、国際単位等とは表示しない。タンパク  
2028 質定量法を設定する場合には、参考情報「タンパク質定量法」を参考にすること。

2029 3.24.4 試験溶液の分割採取又は逆滴定の場合の記載

2030 定量法において、試験溶液を分割して採取する場合又は逆滴定において初めに加える容量分析用標準液の  
2031 場合は「正確に」という言葉を付ける。

2032 [例] 「10mLを正確に量り、0.01mol/L硝酸銀液10mLを正確に加え…」

2033 3.24.5 試験に関する記載

2034 滴定法の空試験については、次のように記載する。

2035 直接滴定の場合 「同様の方法で空試験を行い、補正する」

2036 逆滴定の場合 「同様の方法で空試験を行う」

2037 3.24.6 滴定における対応量の記載

2038 滴定において、対応する量を示す数値はmg数で記載し、その桁数は4桁とする。

2039 対応する量は、3.7.3に従って規定した分子量又は式量から求める。

2040 3.24.7 滴定の終点に関する記載

2041 滴定の終点が一般試験法の容量分析用標準液の標定時の終点と同じ場合には、単に「…滴定する」と記載す  
2042 る。

2043 滴定の終点が容量分析用標準液の標定時の終点と異なる場合には、例えば、クリスタルバイオレット試液  
2044 を用いる指示薬法の場合、「ただし、滴定の終点は液の紫色が青緑色を経て黄緑色に変わるとする。」と  
2045 記載する。

2046 3.24.8 滴定において用いる無水酢酸／酢酸(100)混液の比率

2047 滴定において用いる無水酢酸／酢酸(100)混液は、7:3の比率を基本とする。なお、非水滴定用酢酸を使用  
2048 する場合には、事前に酢酸(100)の使用が可能か否か検討すること。

2049 3.25 貯法

2050 通例、容器を設定する。安定性に関して特記すべき事項がある場合は、あわせて保存条件を設定する。

2051 通則5の改正により、生薬を主たる有効成分として含む製剤を除いて製剤の貯法の項の容器は適否の判定基  
2052 準を示すものではないとされたが、情報提供のため、従来通り記載する。

- 2053 [例] 貯法  
2054 保存条件 遮光して保存する。  
2055 容器 密封容器。本品は着色容器を使用することができる。  
2056 本品はプラスチック製水性注射剤容器を使用することができる。
- 2057 3.26 有効期間  
2058 原則として設定しないが、有効期間が3年未満であるものについては設定することができる。  
2059 [例] 有効期間 製造後24箇月。
- 2060 3.27 その他  
2061 3.27.1 記載の準用における原則  
2062 医薬品各条間における準用は、原則として原薬の記載をその原薬を直接用いる製剤に準用する場合及び同一各条内で準用する場合以外は行わない。また準用記載の準用（二段準用）は行わない。
- 2064 4. クロマトグラフ~~等~~を用いる場合の表記  
2065 液体クロマトグラフィー(2.01) ~~ガスクロマトグラフィー~~(2.02) ~~等~~を用いる場合、その試験条件などの記載は下記による。
- 2067 4.1 記載事項  
2068 「試験条件」及び「システム適合性」の2項に分割して記載する。  
2069 「試験条件」の項には、液体クロマトグラフ~~等~~ ~~ガスクロマトグラフ~~等の設定条件などを記載する。  
2070 「システム適合性」の項には、試験に用いるシステムが満たすべき要件とその判定基準を記載する。
- 2071 4.2 試験条件の記載事項及び表記例  
2072 「試験条件」の項には、以下の項目を記載する。一般試験法2.01 液体クロマトグラフィー及び2.02 ガス2073 クロマトグラフィーに記載されているように、カラムの内径及び長さ等は、システム適合性の規定に適合する2074 範囲内で一部変更できることから、試験実施時における参考としての数値を記載するものとし、試験方法の設2075 定根拠の作成に用いたシステムから得た数値を記載する。  
2076 なお、カラムの名称（型番）については、様式4のカラム情報欄に記載する。記載されたカラム情報は原案2077 の意見公募時に開示することを原則とするが、用いたカラムの名称（型番）を開示できない場合は、その理由2078 を当該欄に記載すること。  
2079
- 2080 4.2.1 液体クロマトグラフィーの表記例  
2081 1) 検出器  
2082 [例1] 検出器：紫外吸光光度計(測定波長：226 nm)  
2083 [例2] 検出器：可視吸光光度計(測定波長：440 nm及び570 nm)  
2084 [例3] 検出器：蛍光光度計(励起波長：281 nm, 蛍光波長：305 nm)  
2085 [例4] 検出器：フォトダイオードアレイ検出器(測定波長：270 nm, スペクトル測定範囲：220～370  
2086 nm)  
2087 2) カラム：分析に使用したカラムの内径、長さ及びクロマトグラフィー管の材質、並びに充填剤の粒径及び  
2088 種類を記載する。  
2089 [例1] カラム：内径8 mm、長さ15 cmのステンレス管に5 μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシ  
2090 ルシリル化シリカゲルを充填する。  
2091 [例2] カラム：内径4.6 mm、長さ50 cmのステンレス管に11 μmの液体クロマトグラフィー用ゲル型強  
2092 酸性イオン交換樹脂(架橋度6%)を充填する。  
2093 3) カラム温度  
2094 [例] カラム温度：40°C付近の一定温度  
2095 4) 反応コイル  
2096 [例] 反応コイル：内径0.5 mm、長さ20 mのポリテトラフルオロエチレンチューブ  
2097 5) 冷却コイル  
2098 [例] 冷却コイル：内径0.3 mm、長さ2 mのポリテトラフルオロエチレンチューブ

- 6) 移動相：混液の表記は2.7.4による。試薬・試液の項に収載されていない緩衝液・試液を使用する場合、その調製法は原則として本項に記載する。グラジエント法など複数の移動相を用いる場合はアルファベット番号(A, B, C...)を付す。
- [例1] 移動相：薄めたリン酸(1→1000)/アセトニトリル混液(3:2)
- [例2] 移動相：1-ペンタシスルホン酸ナトリウム8.70 g 及び無水硫酸ナトリウム8.52 g を水980 mLに溶かし、酢酸(100)を加えてpH 4.0に調整した後、水を加えて1000 mLとする。この液230 mLにメタノール20 mLを加える。
- [例3] 移動相A：リン酸二水素ナトリウム二水和物15.6 g を水1000 mLに溶かす。  
移動相B：水/アセトニトリル混液(1:1)
- 7) 移動相の送液：グラジエント条件を表形式で記載する。再平衡化時間は、通例、記載しない。
- [例] 移動相の送液：移動相A及び移動相Bの混合比を次のように変えて濃度勾配制御する。

注入後の時間 (分)	移動相A (vol%)	移動相B (vol%)
0 ~ 5	70	30
5 ~ 35	70 → 40	30 → 60
35 ~ 65	40	60

- 8) 反応温度：カラム温度と同様、実際に分析した際の反応温度を記載する。
- [例] 反応温度：100°C付近の一定温度
- 9) 冷却温度：カラム温度と同様、実際に分析した際の冷却温度を記載する。
- [例] 冷却温度：15°C付近の一定温度
- 10) 流量：試験法設定根拠となるデータを得たときの流量を分析対象物質の保持時間又は流量で記載する。保持時間と流量を併記する場合には、保持時間は参考に示されるものである。
- ポストラベル誘導体化を行う場合など、反応液も使用する場合の本項の名称は「移動相流量」とする。
- グラジエント法においては原則として設定流量を記載する。
- [例1] 流量：\*\*の保持時間が約○分になるように調整する。
- [例2] 流量：毎分1.0 mL
- [例3] 流量：毎分1.0 mL (\*\*の保持時間約○分)
- 11) 反応液流量：試験法設定根拠となるデータを得たときの流量を記載する。移動相流量と同じ場合は「移動相流量に同じ」と記載できる。
- [例] 反応液流量：毎分1.0 mL
- 12) 面積測定範囲：分析対象物質の保持時間の倍数で記載する。グラジエント法においては時間を記載する。
- [例1] 面積測定範囲：溶媒のピークの後から\*\*の保持時間の約○倍の範囲
- [例2] 面積測定範囲：試料溶液注入後40分間
- [例3] 面積測定範囲：溶媒のピークの後から注入後○分まで

#### 4.2.2 ガスクロマトグラフィーの表記例

- 1) 検出器
- [例1] 検出器：水素炎イオン化検出器
- [例2] 検出器：熱伝導度検出器
- 2) カラム：分析に使用したカラムの内径、長さ及びクロマトグラフィー管の材質、充填剤の名称及び粒径、固定相液体の名称、固定相の厚さなどを記載する。
- [例1] カラム：内径3 mm、長さ1.5 mのガラス管に150～180 μmのガスクロマトグラフィー用多孔性エチルビニルベンゼンジビニルベンゼン共重合体(平均孔径0.0075 μm、500～600 m<sup>2</sup>/g)を充填する。
- [例2] カラム：内径3 mm、長さ1.5 mのガラス管にガスクロマトグラフィー用50%フェニルメチルシリコーンポリマーを180～250 μmのガスクロマトグラフィー用ケイソウ土に1～3%の割合で被覆したもの充填する。
- [例3] カラム：内径0.53 mm、長さ30 mのフューズドシリカ管の内面にガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコール20Mを厚さ0.25 μmで被覆する。なお、必要ならば、ガードカラムを使用する。
- 3) カラム温度
- [例1] カラム温度：210°C付近の一定温度
- [例2] カラム温度：40°Cを20分間保持した後、毎分10°Cで240°Cまで昇温し、240°Cを20分間保持する。

- 2145 4) 注入口温度：温度管理が重要な場合に記載する。  
2146 [例] 注入口温度：140°C  
2147 5) 検出器温度：温度管理が重要な場合に記載する。  
2148 [例] 検出器温度：250°C  
2149 6) キャリヤーガス  
2150 [例] キャリヤーガス：ヘリウム  
2151 7) 流量：原則として線速度を記載する。線速度を求めることが難しい場合、分析対象物質の保持時間を記載  
2152 しても良い。  
2153 [例 1] 流量：35 cm/秒  
2154 [例 2] 流量：\*\*の保持時間が約○分になるように調整する。  
2155 8) スプリット比  
2156 スプリット比はカラムに流れるキャリヤーガスの流量割合を通例 1 として表示する。  
2157 [例 1] スプリットレス  
2158 [例 2] スプリット比：1:5  
2159 9) 面積測定範囲：分析対象物質の保持時間の倍数で記載する。  
2160 [例] 面積測定範囲：空気のピークの後から\*\*の保持時間の約○倍の範囲  
2161 10) ヘッドスペース装置の操作条件  
2162 [例] 次の条件でガスクロマトグラフィー〈2.02〉のヘッドスペース法により試験を行う。  
2163 ただし、パラメーターの名称や注入条件の記載等は、装置メーカーごとに適切な記載方法とする。  
2164 保溫温度：80°C  
2165 保溫時間：60 分  
2166 注入（又はトランスマニアーライン）温度：120°C  
2167 シリンジ（又はサンプルライン）温度：110°C  
2168 キャリヤーガス：ヘリウム  
2169 加圧時間：1 分、試料注入量：1.0 mL（又は加圧：75 kPa、加圧時間：1 分、注入時間：1 分）

#### 2170 4.3 システム適合性

##### 2171 4.3.1 目的

2172 システム適合性は、医薬品の試験に使用する分析システムが、当該医薬品の試験を行うのに適切な性能で稼  
2173 動していることを一連の品質試験ごとに確かめることを目的としている。システム適合性の試験方法及び適合  
2174 要件は、医薬品の品質規格に設定した試験法の中に規定されている必要がある。規定された適合要件を満たさ  
2175 ない場合には、その分析システムを用いて行った品質試験の結果を採用してはならない。

2176 システム適合性は一連の分析ごとに実施されるルーチン試験としての性格をもつことから、多くの時間と労  
2177 力を費やすことなく確認できる方法を設定することが望ましい。4.3.2 は化学薬品を例にとって記載したもので  
2178 あり、製品の特性や試験の目的によって、品質試験を行うのに適切な状態を維持しているかどうかを評価する  
2179 ために必要な項目を設定する。

##### 2180 4.3.2 システム適合性の記載事項

2181 別に規定するもののほか、「システムの性能」及び「システムの再現性」を規定する。純度試験においては  
2182 これらに加えて「検出の確認」が求められる場合がある。

###### 2183 4.3.2.1 検出の確認

2184 「検出の確認」は、純度試験において、対象とする類縁物質等のピークがその規格限度値レベルの濃度で確  
2185 実に検出されることを確認することにより、使用するシステムが試験の目的を達成するために必要な性能を備  
2186 えていることを検証する。

2187 類縁物質の総量を求める場合などの定量的な試験では、規格限度値レベルの溶液を注入したときのレスポン  
2188 スの幅を規定し、限度値付近でレスポンスが直線性をもつことを示す。レスポンスの許容範囲は「7 ~ 13%」  
2189 等、原則として理論値の±30%の幅で規定する。値が小数になる場合は、±30%の内側に丸める。あるいは、  
2190 分析対象物の性質を考慮して管理すべき最低濃度レベル（化学薬品の場合、通例、報告の必要な閾値に相当  
2191 する）の溶液を注入したときの SN 比を規定する。このときの SN 比は 10 以上であることが必要である。

2192 限度試験のように、規格限度値と同じ濃度の標準溶液を用いて、それとの比較で試験を行う場合や、限度値  
2193 レベルでの精度が「システムの再現性」などで確認できる場合には「検出の確認」の項は設けなくてもよい。

2194 4.3.2.2 システムの性能

2195 「システムの性能」は、被検成分に対する特異性が担保されていることを確認することによって、使用する  
2196 システムが試験の目的を達成するために必要な性能を備えていることを検証する。

2197 定量法では、原則として被検成分と分離確認用物質（隣接するピークが望ましいが、内標準法の場合は内標  
2198 準物質）との分離度、及び必要な場合には溶出順（液体クロマトグラフィーの場合、ガスクロマトグラフィー  
2199 の場合は流出順、以下同様）を規定する。純度試験では、原則として被検成分と分離確認用物質（基本的には、  
2200 隣接するピークが望ましい）との分離度及び溶出順で規定する。また、必要な場合にはシンメトリー係数を併  
2201 せて規定する。ただし、システム適合性試験用標準品又は適当な分離確認用物質がない場合には、被検成分の  
2202 理論段数及びシンメトリー係数で規定しても差し支えない。なお、分離度は3未満の場合は有効数字2桁で、  
2203 3以上の場合は有効数字1桁で規定する。また、ピークにリーディングが認められる場合のピークのシンメト  
2204 リー係数は、幅で規定する。

2205 「システムの性能」において、分離度に代わるピークバレー比の使用は個別に判断する。

2206 システム適合性試験用標準品を用いない設定では、「システムの性能」の項のために新たに標準品を秤取し  
2207 て溶液を調製するような方法とはせず、標準溶液を用いて設定することが望ましい。原薬を分解させて分解産  
2208 物との分離度を規定する場合は、分解物の生成量が十分大きいこと、また分解条件となるべく詳細に示すこと  
2209 が必要である。また、既収載試葉などを添加してシステム適合性試験用溶液を調製しても差し支えないが、こ  
2210 の場合にあっても安全性に懸念のある類縁物質の標準物質など、市販されていない特殊な試葉は原則として使  
2211 用しない。

2212 4.3.2.3 システムの再現性

2213 「システムの再現性」は、標準溶液又はシステム適合性試験用溶液を繰り返し注入したときの被検成分のレスポンスのばらつきの程度（精度）が、試験の目的にかなうレベルにあることを確認することによって、使用  
2214 するシステムが試験の目的を達成するために必要な性能を備えていることを検証する。

2215 通例、標準溶液又はシステム適合性試験用溶液を繰り返し注入して得られる被検成分のレスポンスの相対標準偏差（RSD）で規定する。純度試験に定量法のシステム適合性を準用する場合、システムの再現性は定量法  
2216 のシステムの再現性を準用せず、原則として純度試験における標準溶液又はシステム適合性試験用溶液を用いて規定する。試料溶液の注入を始める前に標準溶液の注入を繰り返す形だけでなく、標準溶液の注入を試料溶液の注入の前後に分けて行う形や試料溶液の注入の間に組み込んだ形でシステムの再現性を確認しても良い。

2217 繰り返し注入の回数は6回を原則とするが、グラジエント法を用いる場合や試料中に溶出が遅い成分が混在する場合など、1回の分析に時間がかかる場合には、6回注入時とほぼ同等のシステムの再現性が担保されるように、達成すべきばらつきの許容限度値を厳しく規定することにより、繰り返し注入の回数を減らしてもよい。  
2218 なる。面積百分率法において、マトリックスの影響が評価され、分析対象物の性質を考慮して管理すべき  
2219 最低濃度レベルの溶液を用いる等、適切な検出の確認が設定されている場合、システムの再現性の規定が不要  
2220 な場合がある。

2221 ばらつきの許容限度は、当該分析法の適用を検討した際のバリデーションデータに基づき、適切なレベルに  
2222 設定する。

2223 4.3.3 システム適合性の表記例

2224 液体クロマトグラフィーの場合の記載例を以下に示す。ガスクロマトグラフィーの場合は、「溶出」を「流  
2225 出」とする。

2226 4.3.3.1 一般的な表記例

2227 [例 1] 定量法

2228 システムの性能：標準溶液○ $\mu\text{L}$ につき、上記の条件で操作するとき、＊＊、内標準物質の順に溶出し、  
2229 その分離度は○.○以上である。

2230 システムの再現性：標準溶液○ $\mu\text{L}$ につき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、内標準物質のピーク  
2231 面積に対する＊＊のピーク面積の比の相対標準偏差は1.0%以下である。

2232 [例 2] 定量法

2233 システムの性能：＊＊○ $\text{g}$ 及び□□○ $\text{g}$ を■■○ $\text{mL}$ に溶かす。この液○ $\mu\text{L}$ につき、上記の条件で操  
2234 作するとき、＊＊、□□の順に溶出し、その分離度は△以上である。

2235 システムの再現性：標準溶液○ $\mu\text{L}$ につき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、＊＊のピーク面積の  
2236 相対標準偏差は1.0%以下である。

2237 [例 3] 純度試験

2238 検出の確認：標準溶液○ $\text{mL}$ を正確に量り、＊＊を加えて正確に○ $\text{mL}$ とする。この液○ $\mu\text{L}$ から得た  
2239 □□のピーク面積が、標準溶液の□□のピーク面積の○～○%になることを確認する。

2246 システムの性能：□□○ g 及び■■○ g を▽▽○ mL に溶かす。この液○ μL につき、上記の条件で操  
2247 作するとき、□□、■■の順に溶出し、その分離度は△以上である。

2248 システムの再現性：標準溶液○ μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、□□のピーク面積の  
2249 相対標準偏差は 2.0% 以下である。

2250 [例 4] 純度試験

2251 検出の確認：試料溶液○ mL に＊＊を加えて○ mL とし、システム適合性試験用溶液とする。システム  
2252 適合性試験用溶液○ mL を正確に量り、■■を加えて正確に○ mL とする。この液○ μL から得た▽  
2253 ▽のピーク面積が、システム適合性試験用溶液の▽▽のピーク面積の○～○%になることを確認する。  
2254 システムの性能：システム適合性試験用溶液○ μL につき、上記の条件で操作するとき、▽▽のピークの  
2255 理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ○段以上、○.○以下である。

2256 システムの再現性：システム適合性試験用溶液○ μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、▽  
2257 ▽のピーク面積の相対標準偏差は 2.0% 以下である。

2258 [例 5] 純度試験（システム適合性試験用標準品が、原薬＊＊を含まない類縁物質の混合物の場合）

2259 検出の確認：標準溶液○ mL を正確に量り、□□を加えて正確に○ mL とする。この液○ μL から得た  
2260 ▽▽のピーク面積が、標準溶液の▽▽のピーク面積の○～○%になることを確認する。  
2261 システムの性能：システム適合性試験用＊＊標準品○ mg を移動相に溶かし、○ mL とする。この液○  
2262 mL に標準溶液○ mL を加えた液○ μL につき、上記の条件で操作し、▽▽に対する相対保持時間約△  
2263 の類縁物質 A、約△の類縁物質 B 及び約△の類縁物質 C のピークを確認する。また、類縁物質 A と類  
2264 縁物質 B、類縁物質 B と□□及び■■と類縁物質 C との分離度はそれぞれ○以上、○以上及び○以上で  
2265 ある（必要に応じて複数の分離度を設定する）。

2266 システムの再現性：標準溶液○ μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、＊＊のピーク面積の  
2267 相対標準偏差は○% 以下である。

2268 [例 6] 純度試験（システム適合性試験用標準品が、原薬＊＊を含む類縁物質の混合物の場合）

2269 検出の確認：試料溶液○ mL に□□を加えて○ mL とし、システム適合性試験用溶液とする。システム  
2270 適合性試験用溶液○ mL を正確に量り、■■を加えて正確に○ mL とする。この液○ μL から得た▽  
2271 ▽のピーク面積が、システム適合性試験用溶液の▽▽のピーク面積の○～○%になることを確認する。  
2272 システムの性能：システム適合性試験用＊＊標準品○ mg を□□に溶かし、○ mL とする。この液○ μL  
2273 につき、上記の条件で操作し、▽▽に対する相対保持時間約△の類縁物質 A、約△の類縁物質 B、約△  
2274 の類縁物質 C 及び約△の類縁物質 D のピークを確認する。また、類縁物質 B と□□及び■■と類縁物  
2275 質 C との分離度はそれぞれ○以上及び○以上である（必要に応じて複数の分離度を設定する）。

2276 システムの再現性：システム適合性試験用溶液○ μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、＊  
2277 ＊＊のピーク面積の相対標準偏差は○% 以下である。

2278 [例 7] 純度試験（システム適合性試験用標準品が、類縁物質の単品の場合）

2279 検出の確認：試料溶液○ mL に□□を加えて○ mL とし、システム適合性試験用溶液とする。システム  
2280 適合性試験用溶液○ mL を正確に量り、■■を加えて正確に○ mL とする。この液○ μL から得た▽  
2281 ▽のピーク面積が、システム適合性試験用溶液の▽▽のピーク面積の○～○%になることを確認する。  
2282 システムの性能：＊＊標準品○ mg、システム適合性試験用＊＊類縁物質 B 標準品○ mg 及びシステム適  
2283 合性試験用＊＊類縁物質 C 標準品○ mg を□□に溶かし、○ mL とする。この液○ μL につき上記の  
2284 条件で操作するとき、類縁物質 B、▽▽、類縁物質 C の順に溶出し、類縁物質 B と▽▽及び▽▽と類縁  
2285 物質 C との分離度はそれぞれ○以上である。

2286 システムの再現性：システム適合性試験用溶液▽▽ μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、  
2287 ＊＊のピーク面積の相対標準偏差は○% 以下である。

2288 [例 8] 純度試験（定量的な試験に類縁物質の標準品を用いている場合）

2289 検出の確認：標準溶液▽▽ mL を正確に量り、□□を加えて正確に○ mL とする。この液○ μL から得た  
2290 ▽▽のピーク面積が、標準溶液の▽▽のピーク面積の○～○%になることを確認する。

2291 システムの性能：標準溶液○ μL につき、上記の条件で操作するとき、類縁物質 A 及び類縁物質 B のピ  
2292 ークの▽▽に対する相対保持時間は約△及び△であり、類縁物質 A と類縁物質 B の分離度は○以上、  
2293 類縁物質 B と▽▽の分離度は○以上である。

2294 システムの再現性：標準溶液○ mL に移動相を加えて○ mL とする。この液○ μL につき、上記の条件  
2295 で試験を 6 回繰り返すとき、類縁物質 A、類縁物質 B 及び▽▽のピーク面積の相対標準偏差はそれぞれ  
2296 ○% 以下である。

2297 [例 9] 純度試験（面積百分率法において、マトリックスの影響が評価され、分析対象物の性質を考慮して  
2298 管理すべき最低濃度レベルの溶液を用いる等の適切な検出の確認が設定されている場合）  
2299 検出の確認：試料溶液○ mL と□□を加えて○ mL とし、システム適合性試験用溶液とする。システム適  
2300 合性試験用溶液○ mL を正確に量り、■■を加えて正確に○ mL とする。この液○ μL につき、上記の  
2301 条件で操作するととき、\*\*のピークのSN比は10以上である。  
2302 システムの性能：システム適合性試験用溶液○ μL につき、上記の条件で操作するととき、▽▽のピークの  
2303 理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ○段以上、○○以下である。

#### 4.3.3.2 「システムの性能」に関する他の表記例

##### 1) 溶出順、分離度及びシンメトリー係数を規定する場合

[例] \*\*○ g 及び□□○ g を■■○ mL に溶かす。この液○ μL につき、上記の条件で操作するととき、  
\*\*、□□の順に溶出し、その分離度は○以上であり、\*\*のピークのシンメトリー係数は○.○以下で  
ある。

##### 2) 溶出順、分離度、理論段数及びシンメトリー係数を規定する場合

[例] \*\*○ g 及び□□○ g を■■○ mL に溶かす。この液○ μL につき、上記の条件で操作するととき、  
\*\*、□□の順に溶出し、その分離度は○以上であり、\*\*のピークの理論段数及びシンメトリー係数は、  
それぞれ○段以上、○.○以下である。

##### 3) 適当な分離対象物質がないため理論段数及びシンメトリー係数を規定する場合

[例] \*\*○ g を□□○ mL に溶かす。この液○ μL につき、上記の条件で操作するととき、\*\*のピーク  
の理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ○段以上、○.○以下である。

##### 4) 試料溶液を強制劣化させ、被検成分と分解物の溶出順及び分離度を規定する場合

[例] 試料溶液を○℃の水浴中で○分間加熱後、冷却する。この液○ mL に\*\*を加えて○ mL とした液  
○ μL につき、上記の条件で操作するととき、□□に対する相対保持時間約○.○のピークと□□の分離度  
は△以上であり、□□のシンメトリー係数は○.○以下である。

#### 4.3.3.3 生物薬品に特有の試験におけるシステム適合性の記載例

生物薬品に特有の試験のうち、液体クロマトグラフィー電気泳動を使用する試験のシステム適合性の記載  
例を示す。分析試料の特性等により、システムの性能においては、ピークの分離度やピーク数などを規定する  
などの他、標準品の標準クロマトグラム\*と比較する場合もある。また、面積百分率による試験において、シ  
ステムの再現性を設定しないこともあるが、標準溶液を繰り返しまたは試験の始めと終わりに分析し、同様の  
分離パターンが得られることを確認することで、システムの再現性を確認することも可能である。

\*標準品の標準クロマトグラム：標準品添付文書に記載のクロマトグラム

#### 4.3.3.3.1 確認試験

##### 4.3.3.3.1.1 ベブチャートマップ

規格が、「標準溶液と試料溶液から得られたクロマトグラムを比較するととき、同一の保持時間に同様のピー  
クを認める。」などのような場合

[例 1] (標準品の標準クロマトグラムを用いる場合)

システムの性能：標準溶液×μL につき、上記の条件で操作するととき、標準品の標準クロマトグラムと同  
様の保持時間に同様のピークを認める。

[例 2] (標準品の標準クロマトグラムを用いない場合)

システムの性能：標準溶液×μL につき、上記の条件で操作するととき、主要な○本のピークが認められ、  
ピーク A とピーク B の分離度は○以上である。

##### 4.3.3.3.2 示性値

##### 4.3.3.3.2.1 糖鎖プロファイル

規格が、「試料溶液及び標準溶液から得られたクロマトグラムは同様であり、ピーク 1、ピーク 2、ピーク 3、  
ピーク 4 の面積百分率は、それぞれ○～○%、○～○%，○～○% 及び○～○% である。」などのよ  
うな場合

[例 1] (標準品の標準クロマトグラムを用いる場合)

システムの性能：標準溶液×μL につき、上記の条件で操作するととき、標準品の標準クロマトグラムと同  
様の保持時間に同様のピークを認める。

[例 2] (標準品の標準クロマトグラムを用いない場合)

2348 システムの性能：標準溶液× $\mu$ Lにつき、上記の条件で操作するとき、ピーク1、ピーク2、ピーク3、ピーク4が認められ、ピーク2とピーク3の分離度は○以上である。

2350  
2351 **4.3.3.2.2 電荷プロファイル（イオン交換クロマトグラフィー）**

2352 規格が「主ピーク、酸性領域ピーク群及び塩基性領域ピーク群の面積百分率がそれぞれ○～○%，○～○%及び○～○%である。」などのような場合

2353 [例1]（標準品の標準クロマトグラムを用いる場合）

2354 システムの性能：標準溶液× $\mu$ Lにつき、上記の条件で操作するとき、標準品の標準クロマトグラムと同様の保持時間に同様のピークを認める。

2355 [例2]（標準品の標準クロマトグラムを用いない場合）

2356 システムの性能：標準溶液× $\mu$ Lにつき、上記の条件で操作するとき、主ピークとピークAの分離度は○以上である。

2357  
2358 **4.3.3.3. 純度試験**

2359 **4.3.3.3.1 SDS キャビリーゲル電気泳動**

2360 規格が「主ピークの割合が○○%以上、○○の割合は○○%以下である。」などのような場合

2361 [例]

2362 検出の確認：標準溶液○mLに○液△mLを加える。この液を上記の条件で操作するととき、この液の主ピーク面積が、標準溶液の主ピーク面積の○～○%になることを確認する。

2363 システムの性能：標準溶液につき、上記の条件で操作するとき、主ピークとピークAの分離度は○以上である。

2364  
2365 **4.3.3.3.2 切断体 SDSポリアクリルアミドゲル電気泳動**

2366 規格が、「分子量約○○○○○の位置に認められる主バンドの割合が○○%以上、それ以外のバンドの合計の割合が○○%以下、各バンドの割合は○○%以下である。」などのような場合

2367 [例]

2368 検出の確認：標準溶液○mLに○液△mLを加える。この液× $\mu$ Lを上記の条件で操作するとき、主バンドを認める。

2369 システムの性能：分子量マークーのレーンに○本のバンドを認める。

2370 **4.4 その他の記載例**

2371 **4.4.1 グラジエント法**

2372 [例]

2373 試験条件

2374 検出器：紫外吸光度計(測定波長：215 nm)

2375 カラム：内径 4.6 mm、長さ 15 cm のステンレス管に 5  $\mu$ m の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。

2376 カラム温度：×℃付近の一定温度

2377 移動相 A：水／液体クロマトグラフィー用アセトニトリル混液(4：1)

2378 移動相 B：液体クロマトグラフィー用アセトニトリル／水混液(3：2)

2379 移動相の送液：移動相 A 及び移動相 B の混合比を次のように変えて濃度勾配制御する。

注入後の時間 (分)	移動相 A (vol%)	移動相 B (vol%)
0 ~ ×	×	×
× ~ ×	× → ×	× → ×
× ~ ×	×	×

2380 流量：毎分 1.0 mL

2381 面積測定範囲：溶媒のピークの後から\*\*の保持時間の約○倍の範囲

2382 :溶媒のピークの後から注入後×分まで

2383 システム適合性

2392 検出の確認：標準溶液○ mLを正確に量り、□□を加えて正確に○ mLとする。この液○ μLから得た  
2393 ▽▽のピーク面積が、標準溶液の▽▽のピーク面積の○～○%になることを確認する。  
2394 システムの性能：\*\*○ g及び□□○ gを■■○ mLに溶かす。この液○ μLにつき、上記の条件で操  
2395 作するとき、\*\*、□□の順に溶出し、その分離度は○以上である。  
2396 システムの再現性：標準溶液○ μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、\*\*のピーク面積の  
2397 相対標準偏差は2.0%以下である。

#### 4.4.2 昇温ガスクロマトグラフィー

##### [例]

###### 試験条件

2401 検出器：水素炎イオン化検出器  
2402 カラム：内径0.32 mm(又は0.53 mm)、長さ30 mのフェーズドシリカ管の内面にガスクロマトグラフィー<sup>用</sup>ポリエチレングリコール20Mを厚さ0.25 μmで被覆する。なお、必要ならば、ガードカラムを使用す  
2403 る。  
2404 カラム温度：50°Cを20分間保持した後、毎分6°Cで165°Cまで昇温し、165°Cを20分間保持する。  
2405 注入口温度：140°C付近の一定温度  
2406 検出器温度：250°C付近の一定温度  
2407 キャリヤーガス：ヘリウム  
2408 流量：35 cm/秒  
2409 スプリット比：1:5  
2410 システム適合性  
2411 システムの性能：標準溶液○ μLにつき、上記の条件で操作するとき、それぞれのピークの分離度は1.5以  
2412 上である。(注：被検物質が複数の場合)  
2413 システムの再現性：標準溶液○ μLにつき、上記の条件で試験を3回繰り返すとき、※※のピーク面積の相  
2414 対標準偏差は15%以下である。  
2415

2416

## 5. ICP 発光分光分析法及び ICP 質量分析法を用いる場合の記載例

### 5.1 ICP 発光分光分析法

##### [例]

2420 1) 定量法 本品約○○ mgを精密に量り、\*\*酸○ mLを加え、加熱して溶かし、冷後、水を加えて正確に  
2421 ○mLとする。この液○ mLを正確に量り、\*\*酸○ mL及び水を加えて正確に○mLとし、試料溶液とする。  
2422 \*\*酸△ mLに水を加えて正確に○mLとし、ブランク溶液とする。元素#標準液(△ ppm)○ mL、○ mL,  
2423 ○ mL及び○ mLずつを正確に量り、それぞれに水を加えて正確に○ mLとし、元素#標準溶液(1), 元素#標準溶液(2),  
2424 元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)とする。試料溶液、ブランク溶液及び元素#標準溶液(1),  
2425 元素#標準溶液(2), 元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)につき、次の条件で誘導結合プラズマ発光分光  
2426 分析法(2.63)により試験を行い、ブランク溶液及び元素#標準溶液の発光強度から得た検量線を用いて元素#  
2427 の含量を求める。

2428

###### 試験条件

2429 1) 波長：元素# ○○○.○○○ nm  
2430 システム適合性  
2431 システムの再現性：元素#標準溶液(1)につき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、元素#の発光強  
2432 度の相対標準偏差は○%以下である。  
2433 2) 純度試験 元素# 本品○○ mgを精密に量り、\*\*酸○ mLを加え、マイクロ波分解装置により加熱,  
2434 分解する。冷後、分解容器を水で数回洗い込み、更に水を加えて正確に○ mLとし、試料溶液とする。\*\*酸  
2435 ○ mLに水を加えて正確に○ mLとし、ブランク溶液とする。元素#標準液(△ ppm)○ mLを正確に量り、\*\*  
2436 酸○ mLを加えた後、水を加えて正確に○ mLとし、元素#標準原液とする。元素#標準原液○ mL、○ mL,  
2437 ○ mL及び○ mLずつを正確に量り、それぞれに\*\*酸○ mL及び水を加えて正確に○ mLとし、元素#標準  
2438 溶液(1), 元素#標準溶液(2), 元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)とする。試料溶液、ブランク溶液及び  
2439 元素#標準溶液(1), 元素#標準溶液(2), 元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)につき、次の条件で誘導結  
2440 合プラズマ発光分光分析法(2.63)により試験を行い、元素#標準溶液(1), 元素#標準溶液(2), 元素#標準溶  
2441

2442 液(3)及び元素#標準溶液(4)の発光強度から得た検量線を用いて元素#の含量を求めるとき、○.○ ppm以下で  
2443 ある。

2444 試験条件

2445 波長：元素# ○○○.○○○ nm

2446 システム適合性

2447 システムの再現性：元素#標準溶液(1)につき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、元素#の発光強度の相対標準偏差は○%以下である。

2449 5.2 ICP質量分析法

2450 [例]

2451 1) 元素#定量法 本品約○○ mgを精密に量り、\*\*酸○ mL及び\*\*酸○ mLを加え、ホットプレート上で徐々に加熱する。褐色ガスの発生がなくなり、反応液が淡黄色透明になった後、放冷する。冷後、この液に内標準溶液○ mLを正確に加えた後、水を加えて○ mLとし、試料溶液とする。\*\*酸○ mLに、\*\*酸○ mL及び内標準溶液○ mLを正確に加えた後、水を加えて○ mLとし、プランク溶液とする。元素#標準液(△ ppm)○ mL、○ mL、○ mL及び○ mLずつを正確に量り、\*\*酸○ mL、\*\*酸○ mL及び内標準溶液○ mLをそれぞれ正確に加えた後、水を加えて○ mLとし、元素#標準溶液(1)、元素#標準溶液(2)、元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)とする。試料溶液、プランク溶液及び元素#標準溶液(1)、元素#標準溶液(2)、元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)につき、次の条件で誘導結合プラズマ質量分析法(2.63)により試験を行い、内標準物質のイオンカウント数に対するプランク溶液及び元素#標準溶液(1)、元素#標準溶液(2)、元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)のイオンカウント数の比から元素#の含量を求める。

2461 内標準溶液 元素\$標準液(△ ppm)○ mLを正確に量り、水を加えて正確に○ mLとする。

2462 試験条件

2463 測定  $m/z$  : 元素#  $m/z$  ●, 元素\$  $m/z$  ▲

2464 システム適合性

2465 システムの再現性：元素#標準溶液(1)につき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、内標準物質に対する元素#のイオンカウント数比の相対標準偏差は○%以下である。

2466 2) 純度試験 元素#1, #2及び#3 本品○○ mgを精密に量り、\*\*酸○ mLを加え、マイクロ波分解装置により加熱、分解する。冷後、分解容器を水で数回洗い込み、内標準溶液○ mLを正確に加え、水を加えて○ mLとし、試料溶液とする。\*\*酸○ mLに内標準溶液○ mLを正確に加え、水を加えて○ mLとし、プランク溶液とする。各元素#1, #2及び#3の標準液(△ ppm)○ mLずつを正確に量り、\*\*酸○ mLを加えた後、水を加えて正確な○ mLとし、元素#1, #2及び#3標準原液とする。各元素#1, #2, #3 標準原液○ mL、○ mL、○ mL及び○ mLをそれぞれ正確に量り、\*\*酸○ mL、内標準溶液○ mLを正確に加え、水を加えて○ mLとし、元素#1, #2及び#3の標準溶液(1)、標準溶液(2)、標準溶液(3)及び標準溶液(4)とする。ただし、各元素標準液は、互いに干渉がない限り、混合して用いることができる。試料溶液、プランク溶液及び各標準溶液(1)、標準溶液(2)、標準溶液(3)及び標準溶液(4)につき、次の条件で誘導結合プラズマ質量分析法(2.63)により試験を行い、内標準物質のイオンカウント数に対するプランク溶液及び元素#1, #2及び#3の標準溶液(1)、標準溶液(2)、標準溶液(3)及び標準溶液(4)のイオンカウント数の比から各元素#1, #2及び#3の含量を求めるとき、各々○.○ ppb以下である。

2479

2480 内標準溶液 元素\$標準液(△ ppm)○ μLを正確に量り、水を加えて正確に○ mLとする。

2481 試験条件

2482 測定- $m/z$  : 元素#1  $m/z$  ●, 元素#2  $m/z$  ▲, 及び元素#3  $m/z$  ×, 元素\$  $m/z$  □

2483 コリジョン・リアクションセル導入ガスを使用 (必要に応じて、ガスの名前)

2484 システム適合性

2485 システムの再現性：元素#1, #2及び#3標準溶液(1)につき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、内標準物質に対する元素#のイオンカウント数比の相対標準偏差は○%以下である。

2487 6. 核磁気共鳴スペクトル測定法による定量 NMR (qNMR) を用いる場合の記載例

2488 核磁気共鳴スペクトル測定法は、化合物中の測定原子核の数の比がピーク面積比に対応する特性を持つため、定量性が確保できる条件で測定することで、化合物の純度を調べることができる。日局17では、核磁気共鳴スペクトル測定法(2.21)において、内標準物質を用いた定量NMRについての記載があり、更に生薬試験法(5.01)10.核磁気共鳴(NMR)法を利用した生薬及び漢方処方エキスの定量指標成分の定量で具体的な試験法が示されている。さらに、参考情報核磁気共鳴(NMR)法を利用した定量技術の日本薬局方試薬への応

2493 用に、試験法設定の背景と試験法の解説等が記載されている。

### 2494 6.1 定量<sup>1</sup>H NMR 測定法

2495 <sup>1</sup>H NMRによる定量では、測定対象の化合物とSIトレーサブルな純度既知の内部基準物質をそれぞれ精密に  
2496 量り、重水素化溶媒に溶解した溶液で<sup>1</sup>H NMR測定を行う。得られたスペクトル上に観測される測定対象の化  
2497 合物と内部基準物質に由来するピーク面積、プロトン数、調製質量及び分子量の関係から、定量値を算出する。

2498 [例] 定量法 ウルトラミクロ化学はかりを用い、本品○ mg及び核磁気共鳴スペクトル測定用内部基準  
2499 物質\*\*○ mgをそれぞれ精密に量り、核磁気共鳴スペクトル測定用重水素化\*\*○ mLに溶かし、試料  
2500 溶液とする。この液を外径5 mmのNMR試料管に入れ、核磁気共鳴スペクトル測定用内部基準物質\*\*を  
2501 内部基準物質として、次の試験条件で核磁気共鳴スペクトル測定法(〈2.21〉及び〈5.01〉)により、<sup>1</sup>H NMR  
2502 を測定する。内部基準物質のシグナルをδ0 ppmとし、δ○.○○ ppm及びδ△.△△ ppm付近のそれぞれの  
2503 シグナルの面積強度A<sub>1</sub>(水素数●に相当)及びA<sub>2</sub>(水素数■に相当)を算出する。

2504 本品(分子式)の量(%)

$$2505 = M_s \times I \times P / (M \times N) \times [(本品の分子量)/(内部基準物質**の分子量)]$$

2506 M: 本品の秤取量(mg)

2507 M<sub>s</sub>: 核磁気共鳴スペクトル測定用内部基準物質\*\*の秤取量(mg)

2508 I: 核磁気共鳴スペクトル測定用内部基準物質\*\*のシグナルの面積強度を△△.△△△としたときの各  
2509 シグナルの面積強度A<sub>1</sub>及びA<sub>2</sub>の和

2510 N: A<sub>1</sub>及びA<sub>2</sub>に由来する各シグナルの水素数の和

2511 P: 核磁気共鳴スペクトル測定用内部基準物質\*\*の純度(%)

#### 2512 試験条件

2513 装置: <sup>1</sup>H共鳴周波数400 MHz以上の核磁気共鳴スペクトル測定装置

2514 ~~測定対象とする核<sup>1</sup>H~~

2515 デジタル分解能: 0.25 Hz以下

2516 観測スペクトル幅: -5 ~ 15 ppmを含む20 ppm以上

2517 スピニング: オフ

2518 パルス角: 90°

2519 <sup>13</sup>C核デカップリング: あり

2520 遅延時間: 繰り返しパルス待ち時間60秒以上

2521 積算回数: 8回以上

2522 ダミースキヤン: 2回以上

2523 測定温度: 20 ~ 30°Cの一定温度

2524 システム適合性

2525 検出の確認: 試料溶液につき、上記の条件で測定するとき、δ○.○○ ppm及びδ△.△△ ppm付近の  
2526 各シグナルのSN比は100以上である。

2527 システムの性能: 試料溶液につき、上記の条件で測定するとき、δ○.○○ ppm及びδ△.△△ ppm付  
2528 近のシグナルについて、明らかな混在物のシグナルが重なっていないことを確認する。また、試料  
2529 溶液につき、上記の条件で測定するとき、各シグナル間の面積強度比A<sub>1</sub>/A<sub>2</sub>は、それぞれ0.99 ~  
2530 1.01である。

2531 システムの再現性: 試料溶液につき、上記の条件で測定を6回繰り返すとき、面積強度A<sub>1</sub>又はA<sub>2</sub>の内部  
2532 基準物質の面積強度に対する比の相対標準偏差は1.0%以下である。

2533 NMR 試料管は高品質で清浄なもの(例: Wilmad No.535 等)を使用し、重水素化溶媒は、重水素化率 99.9%  
2534 以上のものを用いる。

2535 内部基準物質の核磁気共鳴スペクトル測定用 1,4-BTMSB-d<sub>4</sub>, 核磁気共鳴スペクトル測定用 DSS-d<sub>6</sub> 等  
2536 の SI トレーサブルな値付けに用いる認証標準物質(NMIJ CRM)は、独立行政法人産業技術総合研究所計量標  
2537 準総合センター(AIST NMIJ)より供給されている。

2538 7. その他

2539 7.1 標準品及び標準物質

2540 7.1.1 標準品及び標準物質の定義

2541 標準物質とは、医薬品等の化学量、物理量又は生物活性量の定量的又は定性的計測、医薬品等の試験に用  
2542 いる測定装置の校正や正確さの確認などにおいて基準として用いる物質をいう。標準品とは医薬品の品質評価  
2543 における試験等に用いるために一定の品質に調製され、特定の用途に相応しい品質を有することが公的に保  
2544 証され、供給される標準物質である。

2545 7.1.2 標準品の名称

2546 定量的試験に用いる標準品の名称は、「3.2.1 原薬の日本名」に準じた成分名に“標準品”の用語を付して  
2547 「〇〇標準品」とする。ただし、標準品原料物質が水和物であっても原則として成分名に“水和物”的用語は  
2548 付さない。

2549 一般的の名称において、スペースを入れて名称を付与した場合でも標準品の名称はスペースを入れない。

2550 [例]

2551 エストラジオール安息香酸エステル標準品

2552 アスピキシリン標準品（各条名はアスピキシリン水和物）

2553 セフロキシムアキセチル標準品（各条名はセフロキシム アキセチル）

2554 定量的試験以外の用途のみを有する標準品は必要に応じその用途を付して命名する。複数の用途を有する場  
2555 合には、原則として、より高い品質を要求、又は、より重要と考えられる用途を付す。

2556 [例]

2557 確認試験用モンテルカストナトリウム標準品

2558 純度試験用〇〇標準品

2559 純度試験用〇〇類縁物質 B 標準品

2560 システム適合性試験用モンテルカスト標準品

2561 7.1.3 標準品の使用量

2562 標準品の使用に当たっては、試験の目的を損なわない範囲でその使用量の低減を図る。なお、化学薬品の  
2563 場合、定量法での使用量の目安は 20 ~ 50 mg が一般的である。

2564 7.1.4 標準品の設定

2565 標準品は溶出試験又は製剤均一性試験の含量均一性試験のみを使用目的とする場合、原則として設定しな  
2566 い。

2567 7.1.5 標準品の設定に関する資料の作成

2568 標準品を新たに設定する場合、化学薬品及び生薬成分等に関する標準品では別添 1 に従って様式-標 1 ~ 標  
2569 6 の資料を作成し、生物薬品に関する標準品では別添 2 に従って様式-標生 1 ~ 標生 4 の資料を作成する。

2570 システム適合性試験用〇〇標準品を新たに設定する場合、別添 3 に従って様式-標シ 1 ~ 標シ 5 の資料を作成  
2571 する。

2572 7.1.6 標準品の用途

2573 日本薬局方標準品は医薬品各条及び一般試験法に規定された定量法、確認試験、純度試験、装置の校正、分  
2574 析システムの適合性試験などで使用されるが、これら標準品には特定の用途のみを有するものと複数の用途に  
2575 使用できるものとがある。

2576 7.1.7 標準品以外の標準物質（定量用試薬等）

2577 化学薬品については、製剤の定量法、溶出試験又は製剤均一性試験の含量均一性試験など、製剤の定量的試  
2578 験にのみ使用する標準物質は、定量用試薬として設定することができる。また、生薬等の定量指標成分等で定  
2579 量法に用いる標準物質についても定量用試薬として設定することができる。これらの場合、“〇〇、定量用”  
2580 として一般試験法「9.41 試薬・試液」に規定し、医薬品各条においては“定量用〇〇”と記載する。

2581 製剤及び生薬等のクロマトグラフィーによる確認試験で使用する標準物質は、試薬として設定することができる。  
2582 これらの場合には、一般試験法「9.41 試薬・試液」に規定する。試薬の名称には必要に応じて“確認  
2583 試験用”又は“薄層クロマトグラフィー用”などの語を冠することができる。

2584 7.2 試薬・試液等

2585 7.2.1 試薬

2586 試薬は日本薬局方における試験に用いるものである。日本薬局方において、日本産業規格（JIS）に収載さ  
2587 れている試薬を用いるときは、原則としてJIS名を用い、容量分析用標準試薬、特級、1級、水分測定用など  
2588 と記載したもの、又は単に試薬名を記載したものは、それぞれJIS試薬の容量分析用標準物質、特級、1級、  
2589 水分測定用など、又は級別のないものの規格及び試験方法に適合する。日本薬局方の試薬名がJISと相違する  
2590 場合は、JIS名を併記する。

2591 各条医薬品を定量用標準物質などの試薬に用いるときは、原則として医薬品各条名を試薬名とする。ただし、  
2592 水和数の異なる物質が存在する場合は、水和数も記載する。医薬品各条と記載したものは、医薬品各条  
2593 で定める規格に適合するものである。単に試験方法を記載してある試薬については、日本薬局方の試験方法  
2594 を準用する。また、各条医薬品を標準品以外の一般的な試薬として用いるときは、JIS試薬などに各条医薬品  
2595 に代えて試薬として使用できるものがないことを確認して用いる。

2596 7.2.2 試液

2597 試液は日本薬局方における試験に用いるために試薬を用いて調製した液である。

2598 7.2.3 試薬・試液の記載

2599 試薬・試液及び容量分析用標準液の記載方法は「第十七改正日本薬局方」及び下記による。

2600 7.2.3.1 試薬及び試液の名称の原則

- 2601 1) 各条医薬品を定量用標準物質などの試薬に用いるときは、医薬品各条名を試薬名とする。
- 2602 2) JIS規格に適合する試薬を用いるときは、JIS名を試薬名とする。
- 2603 3) 上記1), 2)に該当しない試薬を用いるときには、原則としてIUPACの化合物命名法に準拠した名称を試  
2604 薬名とする。その際、試薬名は、日本化学会制定の化合物命名法に準拠した日本語名とする。
- 2605 4) 上記1), 2)に該当しない試薬を用いるときには、上記3)の規定にかかわらず、広く一般に用いられている  
2606 慣用名や旧JIS試薬名を試薬名として用いることができる。
- 2607 5) 試液の名称は、溶質名及び溶媒名から命名する。ただし、溶媒が水のときは、原則として名称に含めない。  
2608 また、溶質の溶解後、その使用に影響がない「N水和物」、「無水」などの表記を除いて命名する。
- 2609 6) エタノール(99.5)のように濃度を付して表記するものを溶媒とする試液の名称は、濃度を付さないこ  
2610 よる混乱が予測される場合を除き、「○○・エタノール試液」のように濃度を付さない名称とする。

2611 7.2.3.2 試薬の名称の記載例

- 2612 1) 試薬・試液名は、カタカナと漢字で表示する。（JIS試薬では、日本語はひらがな表示、例えば、りん酸、  
2613 くえん酸、ひ素などと表記することに定められているが、日本薬局方には取り入れない）
- 2614 2) 試薬名「○○」の後にカッコをつけて「○○(100)」のように示すとき、カッコの数字は分子式で示されて  
2615 いる物質の含量(%)を示す。

2616 [例] エタノール(95), エタノール(99.5), 醋酸(31), 醋酸(100), 過酸化水素(30), アンモニア水(28)

- 2617 3) 定量用などの標準物質として医薬品各条の医薬品を用いる場合には、各条名を試薬名とする。標準物質以  
2618 外の試薬として用いるときは、原則として試薬の命名による。ただし、広く一般的に用いられている慣用  
2619 名はこれを用いてよい。

- 2620 4) 特殊な用途の試薬は、「○○用××」とする。これらの試薬は医薬品各条においては“○○用××”と記  
2621 載し、一般試験法「9.41 試薬・試液」には並び順が明らかになるよう“××, ○○用”として記載する。

2622 [例] 液体クロマトグラフィー用ヘキサン  
2623 ヘキサン, 液体クロマトグラフィー用

- 2624 5) 1, 2, 3級アミン類の塩酸塩は、「○○塩酸塩」とし、「塩化○○」とはしない。無機塩については陽イ  
2625 オンと陰イオンの数に誤解を生じない場合には数を記載しない。有機化合物においては塩の数ができるだ  
2626 け記載する。

2627 [例] N,N-ジメチル-p-フェニレンジアンモニウム二塩酸塩

- 2628 6) D, L-符号などを用いる。

2629 [例] L-アスコルビン酸

- 2630 7) 水和物は「○○N水和物」とし、(Nは漢数字)水の数が不明なときは「○○n水和物」とする。無水の  
2631 試薬は単に「○○」とする。ただし、混乱を防止するため「無水○○」も必要に応じて用いる。各条品で  
2632 はない試薬の水和物については、可能な範囲で水和水の数を特定する。

2633 [例] リン酸水素二ナトリウム十二水和物, リンモリブデン酸 n水和物

- 2634 8) 無機の化合物は必要に応じてローマ数字で価数表示する。

2635 [例] 酸化鉛(II), 酸化鉛(IV)

- 2636   **7.2.4 試薬・試液の新規設定**
- 2637   日本薬局方に既収載の試薬・試液をなるべく使用する。単純な溶液及びある各条でのみ用いる溶液は、可  
2638   能であればその調製方法を各条中に記載する。
- 2639   試薬・試液を新規に設定する場合は、目的・用途に応じ適切な品質規格とする。既収載の試薬とは品質水  
2640   準が異なる場合などは「〇〇用」などとし、名前と内容を区別する。
- 2641   試薬・試液として規定する培地については組成を規定する。ただし、一般的に広く使用され培地構成成分が  
2642   公知の場合には単に培地名のみを記載する。また、培地に用いられている成分の規格は、必ずしも設定する必  
2643   要はない。
- 2644   **7.2.5 「定量用〇〇」の新規設定**
- 2645   製剤各条の試験（確認試験、定量的試験）に各条医薬品を定量用標準物質として使用する場合には、「定量  
2646   用〇〇（医薬品各条名）」を試薬に設定する。
- 2647   規格は原則として医薬品各条を準用するか、必要に応じて含量などの規定をより厳しく設定する。
- 2648   「定量用〇〇」を液体クロマトグラフィーによる定量的試験に用いるとき、原薬各条での純度試験が薄層ク  
2649   ロマトグラフィーにより規定されている場合には、定量的試験と同じ試験条件の液体クロマトグラフィーに  
2650   よる方法に変更するなど、用途に応じた試験方法を必要に応じて設定する。
- 2651   **7.2.6 容量分析用標準液、標準液の新規設定**
- 2652   容量分析用標準液、標準液を新規に設定する場合は、一次標準へのトレーサビリティーを確立する。
- 2653   **7.2.7 クロマトグラフィー用担体/充填剤の新規設定**
- 2654   平均孔径、架橋度等について、新たに設定する場合、細かな設定は「9.42 クロマトグラフィー用担体／充填  
2655   剤」には記載せず、各条の試験条件、カラムの項に具体的に記載する。
- 2656

2657 第二部

2658 医薬品各条原案の提出資料とその作成方法

2659 日本薬局方医薬品各条の原案（以下、原案という）提出にあたっては、以下の1.から7.の資料を、それぞれ  
2660 の作成方法に留意し、所定の様式に従って作成し提出すること。ただし、既収載各条の改正の場合は、様式  
2661 2, 5, 6の提出は必要ない。

2662 1. 様式1：日本薬局方医薬品各条原案総括表

2663 各項目について正確に記載する。

2664 公定書名とは日本薬局方外医薬品規格（局外規）、米国薬局方、欧州薬局方、英国薬局方又は食品添加物公  
2665 定書などをいう。これらに収載されていない場合は「収載なし」と記載する。

2666 担当者連絡先には、本件に関する問い合わせなどへの対応を行う担当者の会社名、氏名、連絡先住所、電話  
2667 番号、FAX番号、電子メールアドレスを必ず記入すること。

2668 また、別紙1（提出資料チェックリスト【原薬】）又は別紙2（提出資料チェックリスト【製剤】）により  
2669 資料の有無を記入の上、提出すること。

2670 なお、希少疾病用医薬品（オーファンドラッグ）として承認された医薬品の場合は、備考欄に「オーファン  
2671 ドラッグ」と明記すること。

2672 2. 様式2：原案と局外規等との項目ごとの比較表

2673 原案について、局外規に収載の場合は原案と局外規における規格及び試験方法を、局外規に未収載の場合  
2674 は原案と当該品目の製造（輸入）販売承認における規格及び試験方法を、項目ごとに比較した表を様式2によ  
2675 り作成する。

2676 作成にあたっては、各項目の概要ではなく、局外規、又は製造（輸入）販売承認書の規定どおりに全文を正  
2677 確に記載すること。ただし、判読が可能範囲で縮小したコピー等を貼付することで差し支えない。

2678 3. 様式3：医薬品各条案

2679 「第一部 第十八改正日本薬局方原案の作成に関する細則」に基づき、原案を様式3により作成する。既收  
2680 載各条の改正の場合は、改正する項目以外も現行記載を全て様式3に示した上で、改正する箇所を見え消し記  
2681 載すること。

2682 4. 様式4：実測値

2683 新医薬品の承認申請に際して添付すべき資料に関するガイドラインなどを参考に、様式4により作成する。  
2684 【記載するデータについて】

2685 原案設定の根拠となった資料として、3ロット各3回以上のデータ及び試験方法の分析法バリデーションデ  
2686 テータを提出すること。なお、含量違いや容器違い（注射剤におけるプラスチック製水性注射剤容器など）がある  
2687 製剤については、原則としてそれぞれの実測値の提出が必要である。なお、長期保存試験の成績及び貯法に  
2688 保存条件の規定が必要な場合には苛酷試験の成績も提出すること。経口固形製剤各条の貯法の容器について、  
2689 気密容器を規定する場合は、温度及び湿度に対する苛酷試験結果等を示し、容器の妥当性を説明すること。注  
2690 射製剤各条の貯法の容器について、意見公募・改正要望において、承認に基づき、密封容器の後にプラスチック  
2691 製水性注射剤容器・着色容器の追記を希望する場合には、事務局が承認内容を確認し、必要であれば委員会  
2692 にて追記の妥当性を検討することとする。純度試験の残留溶媒に関しては、項目として規定しない場合でも、  
2693 製造工程で使用している溶媒名・試験方法・実測値（3ロット1回でも可）のデータを提出すること。溶出性  
2694 に関しては、原則として基本4液性での溶出プロファイル及び溶解度、分析法バリデーション（品質再評価終  
2695 了品目については不要）並びに6ベッセルの個々のデータを提出すること。基本4液性とは、溶出試験第1液、  
2696 pH4.0の0.05mol/L酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液、溶出試験第2液、水を用いた場合をいう。

2697 ただし、局外規、又は製造（輸入）販売承認内容と同一の試験方法を採用する場合は、あらためて実測値を  
2698 とる必要はなく、過去に測定されたデータ及び分析法バリデーションデータを提出することで差し支えない。  
2699 この場合にあっては、各ロットにつき必ずしも3回繰り返し測定したデータである必要はない。

2700 5. 様式5：原案と外国薬局方等の他の公定書との比較表

2701 米国薬局方、欧州薬局方、英国薬局方、又は食品添加物公定書などの公定書に当該医薬品が収載されてい  
2702 る場合は、各項目ごとに比較した表を様式5により作成する。作成にあたっては、各項目の概要ではなく、

2703 他の公定書の規格及び試験方法の全文を記載する。ただし、縮小したコピー等を貼付することで差し支えな  
2704 い。なお、英語については翻訳する必要はないが、英語以外の言語については日本語訳で比較表を作成する  
2705 こと。

2706 様式2において、局外規と比較した場合にあっては、局外規の欄の右側に欄を追加して記載することで様  
2707 式5を省略できる。この場合は、様式1の備考欄に「様式5は様式2に包括」と記入すること。局外規以外の  
2708 公定書に収載されていないため様式5を省略する場合は、様式1の備考欄に「様式5を省略」と記載するこ  
2709 と。

#### 2710 6. 様式6：名称及び化学名等

2711 原薬の原案については、JAN、INN及び他の公定書等の名称などを様式6に記載する。

2712 化学名及び構造式に関しては、それらの選択理由及び簡単な解説を、またCAS登録番号に関しては、塩基、  
2713 塩、無水物など関連のものを含めて、記載する。

2714 なお、日本薬局方に製剤のみが収載される場合は、その原薬に関する様式6を作成すること。

#### 2715 7. 標準品に関する資料

2716 新たに日本薬局方標準品を設定する必要がある場合は、別添1（生物薬品標準品を除く標準品の場合）、別  
2717 添2（生物薬品標準品の場合）又は別添3（システム適合性試験用標準品の場合）に従って、「標準品品質標  
2718 準」原案を作成する。

#### 2719 8. 資料の提出方法

2720 資料は様式1（様式1の別紙1及び別紙2を含む）から様式6をその順に綴じ、標準品を設定する場合は別  
2721 添1（様式-標1の別紙1を含む）、別添2又は別添3の様式を同様に綴じて、正本1部及び副本1部（正本の  
2722 写しで差し支えない）を書面及び電子ファイルで提出すること。

2723 なお、電子ファイルについては、様式3、様式6、様式-標2、様式-標生2及び様式-標シ2はMS-Wordを  
2724 品目毎に作成し、他の様式も含む一式を別途担当者宛メールに添付して送信するかCD/DVDの電子媒体に記  
2725 録したもの添付すること。

2726

2727 (様式1)

2728

2729

## 厳重管理

2730

2731

令和 年 月 日

日本薬局方医薬品各条原案総括表

整 理 番 号	*		
日 本 名			
英 名			
日 本 名 別 名			
標準品 の 使用	有( )・無		
収載公定書名			
担当者連絡先	会 社 名		
	氏 名		
	連絡先住所	〒	
	電話・FAX番号	電話	FAX
	電子メールアドレス		
備 考			

2732

## (備考)

2733

1. 用紙は、日本産業規格 A4 縦とすること。

2734

2. \*印の箇所は記入しないこと。

2735

3. 標準品については、有又は無を○で囲み、有の場合は純度試験、定量法等の試験項目を括弧内に記入すること。

2736

2737

2738

2739

2740

## 様式1 別紙1

## 提出資料チェックリスト【原薬】(その1)

項目	チェック内容	資料の有無	特記事項
資料	様式1～6まで揃っているか	<input checked="" type="checkbox"/>	
	様式3及び様式6がWordファイルによる電子媒体で作成されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	
	標準品の原案があるか	<input checked="" type="checkbox"/>	
	外国薬局方の収載があるか(欧州薬局方、米国薬局方)	<input checked="" type="checkbox"/>	
含量規格	定量の実測値(3ロット各3回又は5ロット各1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	長期保存試験データ	<input checked="" type="checkbox"/>	
	実測値及び長期保存試験データを踏まえての規格値の妥当性の説明(実生産ロットでも可)	<input checked="" type="checkbox"/>	
性状	におい・味 実測値(3ロット各1回)、設定理由	<input checked="" type="checkbox"/>	
	色、形状 実測値(3ロット各1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	溶解性 基本溶解及び原来を直接溶解している溶媒の実測値(1ロット1回、溶質1gを溶かすのに必要な具体的な数値mL)及びそれに對応する局方での用語(混液での組成溶液は原則不要)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	融点 (分解も含めて)実測値(3ロット各1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	旋光性 比旋光度の実測値(3ロット各1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
確認試験	定性 呈色反応 実測値(3ロット各1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	UV 試料1%max.値(3ロット各1回)、試料スペクトル(1ロット) 参照スペクトル案(210~400nm)<標準物質等>(1ロット)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	IR 試料スペクトル(3ロット各1回、波数値)、なるべく直近データの提出 参照スペクトル案<標準物質等>(1ロット)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	結晶多形についての考察	<input checked="" type="checkbox"/>	
	乾燥操作の省略を希望している場合注:乾燥前後のスペクトル	<input checked="" type="checkbox"/>	
	NMR スペクトル(全体像及び部分拡大図)、内部基準物質に対する全シグナルの化学シフト、帰属、分裂のパターン、面積強度比、測定装置の磁場の大きさ及び測定溶媒	<input checked="" type="checkbox"/>	
	クロマトグラフ 実測値(3ロット各1回、TLCの場合付写真等)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	対塩 必ず設定、塩化物(定性反応)、実測値(3ロット各1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	示性値 融点 実測値(3ロット各1回)、なるべく直近データの提出	<input checked="" type="checkbox"/>	
純度試験	pH 実測値(3ロット各1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	旋光度 実測値(3ロット各3回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	溶状 実測値(3ロット各1回) 承認規格から削除する場合は、妥当性を説明 着色している場合などで規定する場合は、吸光度又は色の比較液による設定	<input checked="" type="checkbox"/>	
	塩化物・硫酸塩 実測値(3ロット各1回)、「限度値以下」(可) 設定の意義、削除のためには製造プロセスを含めた説明	<input checked="" type="checkbox"/>	
	重金属 原則、日局法(重金属(1.0%))に基づき設定、実測値(3ロット各1回)、「限度値以下」(可) 添加回収率(n=3)	<input checked="" type="checkbox"/>	

2741

2742

2743  
2744  
2745

提出資料チェックリスト【原薬】(その2)

項目		チェック内容	資料の有無	特記事項
純度試験	ヒ素	実測値(3ロット各1回)、「限度値以下」で可 リン酸を含む化合物の場合、又は製造工程からビ素混入の可能性がある場合には原則設定する 添加回収率(n=3) 削除のためには製造プロセスを含む混入の可能性、除去工程の有無などの説明	<input checked="" type="checkbox"/>	
		実測値(3ロット各3回又は5ロット各1回)、「規格内」など不可 個々の類縁物質及び总量の具体的な数値及び長期保存試験データ(機器申請時のデータでも可) クロマトグラム(標準溶液、試料溶液及び溶媒ブランク)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	類縁物質・鏡像異性体/シアステレオマー	類縁物質のデータ(名称、構造、保持時間)(出来れば一覧表) 分析法パリティーションデータ(感度係数及び真度、併行精度、室内再現精度、直線性及び範囲、定量限界、検出限界、など) システム適合性(実測値及びクロマトグラム) その他、実測値と規格値が乖離している場合には規格値の妥当性の説明、「1. 基本的事項」で記した事項と異なる場合にはそれについてコメント	<input checked="" type="checkbox"/>	
		残留溶媒 製造工程で使用している溶媒名、試験方法、実測値(3ロット各1回でも可)	<input checked="" type="checkbox"/>	
		乾燥減量、水分 実測値(3ロット各3回又は5ロット各1回)、いずれでの設定も可 結晶水を持つ場合には、原則、水分(カルフィッシュ等)を設定 結晶水を持つもので、乾燥減量を規定する場合には、水分との同等性と設定の理由	<input checked="" type="checkbox"/>	
		乾燥減量を熱分析で設定する場合(測定機器、測定条件) 規格値は付表(乾燥減量及び強熱残分の%記載法)による(0.10→0.1%以下)、実測値(3ロット各1回)、承認規格からの削除、妥当性の説明	<input checked="" type="checkbox"/>	
		定量法 電位差滴定法 代表的な滴定曲線 反応原理、分析法パリティーションデータ 液体クロマトグラフ等 実測値(3ロット各3回又は5ロット各1回) 分析法パリティーションデータ(感度係数及び真度、併行精度、室内再現精度、直線性及び範囲、定量限界、検出限界、など) システム適合性(実測値及びクロマトグラム) クロマトグラム(標準溶液、試料溶液、溶媒ブランク)	<input checked="" type="checkbox"/>	

\*抗生素質における円筒平板法や生物薬品におけるバイオアーティ等のチェック項目としては構成してない

2746  
2747

2748

2749

## 提出資料チェックリスト【原案】(その3)

項目	チェック内容		資料の有無	特記事項
貯法	容器	温度及び湿度に対する苛酷試験結果	<input checked="" type="checkbox"/>	
		気密容器を規定した場合は吸湿性に関するデータ (25°C, 75%RH, 7日)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	保存条件	遮光保存との記載がある場合には、光による変化の状況についての情報(苛酷試験)	<input checked="" type="checkbox"/>	
その他	類縁物質の名称及び構造式		<input checked="" type="checkbox"/>	
試薬・試液	新たな試液は極力設定しない(各条に記載する、既収載試液の使用の可否又は既存試液を希釈して適用出来ないか、移動相のみで使用している場合には、試験条件の項に具体的に記載できないが等々)		<input checked="" type="checkbox"/>	
備考	類縁物質の化学名及び英名		<input checked="" type="checkbox"/>	
様式4	「カラム情報」欄に必要事項記載 (解説)」欄に原案と承認法との相違点と変更理由		<input checked="" type="checkbox"/>	

2750

2751

様式1 別紙2

提出資料チェックリスト【製剤】(その1)

項目	チェック内容	資料の有無	特記事項
資料	様式1～5まで描っているか	<input type="checkbox"/>	
	様式3がWordファイルによる電子媒体で作成されているか	<input type="checkbox"/>	
	外国薬局方の収載があるか(米国薬局方、英國薬局方)	<input type="checkbox"/>	
	局外規第三部に収載があるか	<input type="checkbox"/>	
含量規格	定量の実測値(3ロット各3回又は5ロット各1回)	<input type="checkbox"/>	
	長期保存試験データ	<input type="checkbox"/>	
	95.0～105.0%を原則としているため、95.0～105.0%以外の規格値の場合(は)、規格値の妥当性について説明	<input type="checkbox"/>	
本質	通例記載になっているか	<input type="checkbox"/>	
製法	通例記載になっているか	<input type="checkbox"/>	
性状	色、形状、外観 (注射剤、点眼剤) 実測値(3ロット各1回)	<input type="checkbox"/>	
確認試験	UV、TLC、IRなど 実測値(原則、3ロット各3回又は5ロット各1回)	<input type="checkbox"/>	
	UV、TLCなどの場合にあっては、標準溶液、試料溶液及び有効成分を抜いた試料のスペクトル又はクロマトグラム	<input type="checkbox"/>	
	(UV) 試料のmax値(原則、3ロット各3回又は5ロット各1回)、測定スペクトルを提出一複数ピークがある場合やショルダーピークがある場合は委員会で検討	<input type="checkbox"/>	
	IRの場合にあっても照スペクトルとの比較が困難な場合は、規格が波数規定によっているか	<input type="checkbox"/>	
呈色反応	添加剤の影響結果確認	<input type="checkbox"/>	
(示性値)	視透圧比 実測値(3ロット各1回)	<input type="checkbox"/>	
	pH 実測値(3ロット各1回)	<input type="checkbox"/>	
純度試験	類縁物質 実測値(3ロット各3回又は5ロット各1回) 個々の類縁物質及び総量の具体的な値及び長期保存試験データ(承認申請時のデータでも可) 標準溶液、試料溶液及び溶媒のランクのクロマトグラム 類縁物質のデータ、名称、構造、保持時間(出来れば算出) 分析法バリデーションデータ(感度係数及び再現精度、併行精度、室内再現精度、直線性及び範囲、定量限界、検出限界、など) システム適合性、実測値及びクロマトグラム 原薬の規格値との整合性についても考慮する 例をば、原薬の規格値に製剤の類縁物質の含量を加えると、規格値どうしが整合の取れないことがあり、この上りな点にも留意する	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

2756  
2757

提出資料チェックリスト【製剤】(その2)

項目	チェック内容	資料の有無	特記事項
製剤試験	エンドトキシン 実測値(3ロット各1回)及び3法での反応干渉因子試験結果	<input checked="" type="checkbox"/>	
	規格値は、参考情報に従った計算式による	<input checked="" type="checkbox"/>	
採取重量／不溶性異物／不溶性微粒子／無菌	実測値(3ロット各1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	原則「適合した」で良いが、不溶性微粒子については検出された個数の提出	<input checked="" type="checkbox"/>	
製剤均一性	実測値(3ロット各1回)の個々の定量値、平均値、標準偏差及び判定値を提出	<input checked="" type="checkbox"/>	
	質量偏差を提案する場合にあっても、含量均一性試験結果の提出	<input checked="" type="checkbox"/>	
	分析法バリテーションデータ(70~130%での添加回収率、特異性、直線性、真度、併行精度、範囲、システム適合性及び再現性)の提出	<input checked="" type="checkbox"/>	
崩壊性	溶出性の設定が困難な場合に規定実測値(3ロット各1回) 試験に補助盤を使用する場合にはその理由 (口腔内崩壊錠)口腔内での崩壊時間に関するデータ	<input checked="" type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	
溶出性	実測値(3ロット各1回、6ヘッセルの個々のデータ)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	長期保存試験結果	<input checked="" type="checkbox"/>	
	原則として基本4液性に対する溶解度(mg/mL)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	各液性に対する溶出プロファイル曲線	<input checked="" type="checkbox"/>	
	原案の分析法バリテーションデータ(特異性、直線性、真度、併行精度、範囲、システム適合性及び再現性)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	界面活性剤を使用する場合はその妥当性の説明	<input checked="" type="checkbox"/>	

2758  
2759

2760  
2761

提出資料チェックリスト【製剤】(その3)

項目	チェック内容	資料の有無	特記事項	
定量法	液体クロマトグラム 等	標準溶液、試料溶液及びフリーホのクロマトグラム システム適合性、実測値、クロマトグラム 特殊な方法、操作の場合には、設定理由、選択等について解説する	<input checked="" type="checkbox"/>	
		分析法バリデーションデータ（80～120%での添加回収率、特異性、直線性、真度、併行精度、範囲、システム適合性及び再現性）	<input checked="" type="checkbox"/>	
貯法	容器	温度及び湿度に対する貯蔵試験結果 承認規格からの変更、吸湿性データ	<input checked="" type="checkbox"/>	
	保存条件	遮光保存との記載がある場合には、光による変化の状況についての情報（貯蔵試験）	<input checked="" type="checkbox"/>	
その他		類縁物質の名称及び構造式	<input checked="" type="checkbox"/>	
試葉・試液	定量用◎◎	用途に応じた純度試験の設定	<input checked="" type="checkbox"/>	
		新たな試液は極力設定しない（各条に記載する既収載試液の使用の可否又は既存試液を希釈して適用出来ないか移動相のみで使用している場合には、試験条件の項目に具体的に記載できないか等々）	<input checked="" type="checkbox"/>	
備考		類縁物質の化学名及び英名	<input checked="" type="checkbox"/>	
様式4		「カット情報」欄に必要事項記載 （解説）」欄に原案と承認法との相違点と変更理由	<input checked="" type="checkbox"/>	

※抗生物質における日本平板法や生物製品におけるバイオアッセイ等のチェック項目としては想定していない。

2762  
2763  
2764

2765  
2766

## (様式 2)

項目	規格及び試験方法（案）	局外規、又は製造（輸入）販売承認規格
日本名		
英名		
日本名別名		
構造式		
分子式及び分子量		
化学名（CAS 番号）		
基原及び含量規定		
製造要件		
性状		
(以下略)		

2767  
2768  
2769  
2770  
2771

## (備考)

- 用紙は、日本産業規格 A4 縦又は横とすること。
- 用紙が 2 枚以上となる場合は、それぞれの用紙の下に、当該品目名とページ数を記入すること。
- 局外規又は製造（輸入）販売承認規格に標準品の規定がある場合には、項目の一つとして記載すること。
- 試薬・試液も項目の一つとして記載すること。

2772 (様式 3)  
2773

[日本名] [英名] [日本名別名]
[構造式]
[分子式及び分子量] [化学名, CAS 番号]
基原・含量規定
性状
確認試験
示性値
純度試験
乾燥減量又は水分
強熱残分
製剤試験
その他の試験
定量法
貯法
その他
標準品
試薬・試液
備考

- 2774 (備考)
- 2775 1. 用紙は、日本産業規格 A4 縦とすること。  
2776 2. 用紙が 2 枚以上となる場合は、それぞれの用紙の下に、当該品目名とページ数を記入すること。  
2777 3. 作成にあっては、書式の外枠を設定する必要はないこと。  
2778 4. 備考欄には、類縁物質の化学名英名を記載すること。  
2779

2780  
2781

(様式4)

原案番号	品名	担当者
項目	原案によるデータ	
試料明細	I, II, III (ロット番号等)	(解説)
性状	色 溶解性 その他の特性	
確認試験		
(示性値)		
旋光度		
融点		
その他		
純度試験	(1)溶状 (2)塩化物 (3)硫酸塩 (4)重金属 (5)ヒ素 (6)類縁物質 その他	
乾燥減量 又は水分		
強熱残分		
製剤試験		
その他の試験		
定量法		
貯法		
標準品		
試薬・試液		
カラム情報		

2782  
2783  
2784

(備考)

- 用紙は、日本産業規格A4縦とすること。
- 用紙が2枚以上となる場合は、それぞれの用紙の下に、当該品目名とページ数を記入すること。

- 2785 3. カラム情報は、カラムを用いている試験法毎に、使用したカラムの名称（型番）を記載する。記載され  
2786 たカラム情報は原案の意見公募時に PMDA のホームページに開示され、他媒体にも引用されうる公知  
2787 情報することを原則とするが、開示できない場合はその理由を記載すること。  
2788 4. NMR スペクトル、IR スペクトル等を別紙で添付する場合は、大きく明瞭な解像度の高いものとし、多  
2789 重度等が確認できるよう必要に応じて部分拡大すること。（A3 版の紙面でも差し支えない）  
2790

2791  
2792

## (様式 5)

項目	規格及び試験方法（案）	他の公定書（名称）
日本名 英名 日本名別名 構造式 分子式及び 分子量 化学名 (CAS 番号) 基原及び 含量規定 性状 確認試験  以下略		

2793 (備考)  
2794 1. 用紙は、日本産業規格 A4 縦又は横とすること。  
2. 用紙が 2 枚以上となる場合は、それぞれの用紙の下に、当該品目名とページ数を記入すること。  
2795 3. 他の公定書の名称欄には、例えば米国薬局方など、具体的な名称を記載するとともに、複数の公定書が  
2796 ある場合には、適宜欄を設けること。  
2797 4. 試薬・試液も項目の一つとして記載すること。  
2798  
2799

2800 (様式6)  
2801

項目	採用案及び関係情報
名称	採用案 日本名 英名 日本名別名 関係情報 JAN, INN 等 採用理由など
化学名	採用案 関係情報 JAN, INN 等 採用理由など
C A S番号	採用案 関係情報 (塩基, 塩, 無水物等関連するものの番号など)
構造式	採用案 関係情報 JAN, INN 等 採用理由など

- 2802 (備考)  
2803 1. 用紙は、日本産業規格 A4 縦とすること。  
2804 2. 用紙が 2 枚以上となる場合は、それぞれの用紙の下に、当該品目名とページ数を記入すること。  
2805 3. 作成にあっては、書式の外枠を設定する必要はないこと。  
2806

2807 別添1

## 「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法

2809 日本薬局方標準品品質標準の原案提出にあたっては、以下の1)から6)の資料を様式-標1～標6に従って  
2810 作成して提出すること。

2811 資料の提出にあたっては、様式-標1から様式-標6の紙媒体と電子媒体の両方の資料を医薬品各条原案と同  
2812 様に提出すること。

### 2813 1) 「日本薬局方標準品品質標準」原案の総括表

2814 作成方法：「様式-標1」を用いて作成する。

#### 2815 作成上の留意事項

- 2816 ① 省略した様式がある場合は、備考欄にその理由を記載すること。
- 2817 ② 「適用医薬品各条名」欄には、当該標準品の使用を規定する全ての医薬品各条について網羅的に記載す  
2818 ること。
- 2819 ③ 「適用規格項目」欄には、当該標準品の使用が規定される全ての規格項目を記載すること。
- 2820 ④ 「試験方法」欄には、当該標準品の使用が規定される規格項目の試験方法を簡略記載すること。

2821 ⑤ 「使用量」欄には、医薬品各条の記載に従って試験を1回実施するのに必要な量を記載すること。使用  
2822 量が各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すこと。乾燥後秤量の場合は、「乾  
2823 燥後」と記載すること。また、別途水分を測定する場合などでは、別途測定に必要な量を付記すること。  
2824 なお、別紙1(提出資料チェックリスト【標準品】)により資料の有無を記入の上、提出すること。

### 2825 2) 「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料

2826 作成方法：「様式-標2」を用いて作成する。

#### 2827 作成上の留意事項

- 2828 ① 標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその試験方法を記載  
2829 すること。
- 2830 ② 標準品の用途項目の試験方法は、用途の試験方法に一致させること。
- 2831 ③ 医薬品各条とは目的を異にするものであるので、試験方法等の記載は日局原案作成要領に従う必要はない。
- 2832 ④ 試験方法には、品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなくできるだけ詳細に記載すること。
- 2833 ⑤ 試験方法の記載においては、日局の記載方法に拘束されることなく、特殊な試薬、カラム等を銘柄名で記  
2834 載しても差し支えない。
- 2835 ⑥ 標準品原料候補を製造機関に供給する際は、様式-標2に従った試験成績を添付することが望ましい。

### 2836 3) 標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料

2837 作成方法：「様式-標3」を用いて作成する。

#### 2838 作成上の留意事項

- 2839 ① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載する。
- 2840 ② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、各試験の測定値などを記載すること。
- 2841 ③ 代表的なスペクトルデータやクロマトグラム、液体クロマトグラフィーの試験条件やシステム適合性デ  
2842 ータなども記載すること。なお、赤外吸収スペクトル、核磁気共鳴スペクトル等のスペクトルでは帰属  
2843 も記載し、液体クロマトグラフィーなどにおいては分析法バリデーションも提出すること。
- 2844 ④ 試験に用いた機器など(測定機器、カラム、薄層板、特殊試薬等を含む)の具体的な名称(銘柄名等)も  
2845 記載すること。特に、水分測定用試液(容量滴定法)又は水分測定用陽極液及び陰極液(電量滴定法)  
2846 についてはその銘柄名を必ず記載すること。
- 2847 ⑤ 不純物の本質が特定されている場合には、不純物の化学名、構造式のほか、該当する場合にはクロマト  
2848 グラフィーにおける感度係数等を記載すること。

### 2849 4) 日本薬局方標準品の保存方法及び安定性に関する資料

2850 作成方法：「様式-標4」を用いて作成する。

2851 作成上の留意事項

2852 ① 標準品原料提供者における自家標準物質の実際の保存方法による保存条件及び保存容器を記載する。

2853 ② 安定性のデータは標準品原料提供者の実際の保存方法におけるデータを記載すること。

2854 ③ 安定性データには、試験方法（試験条件を含む）を明示し、クロマトグラムなどのデータも添付すること。

2855 ④ 密封容器を使用する場合や冷蔵又は冷凍保存である場合には、保存方法の設定理由を記載すること。なお、安定性試験に基づいて設定した場合はその根拠となったデータ（適切な時点におけるクロマトグラム等を含む）を別に添付すること。

2856 ⑤ 標準品の取扱いにおいて留意すべき性質を洩れなく記載すること。

2857 ⑥ その他の項には、「酸化を受けやすいので不活性ガス置換して保存する必要がある」などの標準品の取扱い及び保存上留意すべき性質について記載すること。

#### 2862 5) 日本薬局方標準品原料の精製法に関する資料

2863 作成方法：「様式-標5」を用いて作成する。

2864 作成上の留意事項

2865 ① 入手した原料の品質が標準品としての品質に相応しくないと判断された場合に、標準品製造機関は精製などをを行うことがあるので、その参考としての精製法を記載すること。

2866 ② 当該標準品原料の精製法が極めて特殊な技術を要する場合、精製法が知的財産権の範疇にある場合、又は精製の必要がある場合に原料提供者が精製することを確約できる場合などにあっては、その旨を備考欄に記載することによって、「精製法」欄の記載を省略することができる。

#### 2870 6) 日本薬局方標準品原料の供給に関する資料

2871 作成方法：「様式-標6」を用いて作成する。

2872 作成上の留意事項

2873 ① 標準品に相応しい品質の原料を供給可能な提供者及び提供要件について記載すること。

2874 ② 供給可能量は、「〇〇～〇〇 g」、「〇〇 g以下」のような記載でも差し支えない。標準品品質標準の試験の実施と標準品製造に、通常、少なくとも 100 g 程度は必要であることを考慮して記載すること。

2875 ③ 価格は、「〇〇 円/g程度」などの概数でも差し支えない。無償の場合は「無償」と記載すること。

2876 ④ 納期の項には、受注から納品までに要する標準的期間を記載すること。

2877 ⑤ その他の項には、供給予定の標準品原料に関するその他の情報（例：約〇〇 mg ずつをアンプル充填して供給する）や、継続的な供給が見込めない場合にはその旨を記載すること。

2878 ⑥ 万が一供給不可となった場合、代替の提供者についての情報を提供する等、標準品供給に支障がないよう協力すること。

2882 （注）提出方法は、第二部 8. 資料の提出方法を参照すること。

2883 （備考）

2884 1. 用紙は、日本産業規格 A4 縦とすること。

2885 2. 用紙が 2 枚以上となる場合は、様式ごとに用紙の下に、当該標準品名とページ数を記入すること。

2886 3. 各用紙の欄外に記載された（備考）及び「記載上の留意点」は提出資料の作成においては記載する必要はない。

2888

2889  
2890  
2891  
2892

「日本薬局方標準品品質標準」原案総括表

(様式-標1)

令和 年 月 日

原案整理番号		*	
標準品名称		標準品	
担当者連絡先	会社名		
	氏名		
	所属部署		
	連絡先住所	〒	
	電話・FAX番号	電話	FAX
	電子メールアドレス		
適用医薬品各条名 <sup>*1</sup>		適用規格項目 <sup>*2</sup>	試験方法 <sup>*3</sup>
備考 <sup>*5</sup>			

2893 (備考) \*印の箇所は記入しないこと。

2894 記載上の留意点

\*1: 当該標準品の使用が規定されることになる全ての医薬品各条名を網羅的に記載すること。

2895 \*2: 当該標準品の使用が規定されることになる全ての規格項目を記載すること。

2896 \*3: 当該標準品の使用が規定されることになる規格項目での試験方法名を記載すること。

2897 \*4: 使用量は局方記載に従って試験を1回実施するのに必要な量を記載すること。

2898 使用量が各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すこと。

2899 乾燥後秤量の場合は、「乾燥後」と記載すること

2900 別途水分測定などの場合には別途測定に必要な量を付記すること

2901 \*5: 省略した様式がある場合は、その理由を記載すること。

2902

2903

2904  
2905  
2906

**様式-様1 別紙1**

**提出資料チェックリスト【標準品】(その1)**

項目	チェック内容	資料の有無	特記事項	
資料	様式-様1～6まで揃っているか	<input checked="" type="checkbox"/>		
	様式-様1について、適用医薬品各条名、適用規格項目・試験方法(確認試験:UV, IR, 製剤均一性、定量法、水分測定など)及び使用量(1回の試験に使用する量)が記載されているか	<input checked="" type="checkbox"/>		
	様式-様2、様式-様生2、様式-様シ2がWordファイルによる電子媒体で作成されているか	<input checked="" type="checkbox"/>		
性状	実測値(1ロット1回)	<input checked="" type="checkbox"/>		
UV	スペクトル(1ロット1回)、極大波長の実測値、E値	<input checked="" type="checkbox"/>		
IR	スペクトル(1ロット1回)、品質標準に規定された波数の実測値、帰属	<input checked="" type="checkbox"/>		
NMR	スペクトル(1ロット1回)、主なシグナルの化学シフト、積分値および帰属 特に以下の条件を満たしているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体のチャートは横書きのA4サイズ以上の大きさのもの</li> <li>・内部基準物質を使用した場合、そのシグナルも含めたチャートが必要</li> <li>・シグナルの多重重度が読み取りにくい場合は、多重重度のわから拡大図の提出</li> <li>・使用装置の周波数(○○MHz)及び測定溶媒を記載</li> <li>・チャート上で化学シフト値及び面積強度比(積分値)がわかるデータ(帰属表とは別に)</li> <li>・科学論文の標準的な書き方<sup>1</sup>で作成された帰属表<sup>1</sup>の提出</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>		
示性値	融点	実測値(1ロット1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	旋光度	実測値(1ロット1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
純度試験	類縁物質	実測値(1ロット1回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	鏡像異性体/シアスペクレオマー	類縁物質のデータ(名称、構造、保持時間(出来れば観察表 <sup>2</sup> ))	<input checked="" type="checkbox"/>	
		標準溶液、試料溶液及び溶媒フランクのクロマトグラム	<input checked="" type="checkbox"/>	
		分析法パリティーションデータ(感度係数及び真度、併行精度、室内再現精度、直線性及び範囲、定量限界、検出限界、など)	<input checked="" type="checkbox"/>	
乾燥減量、水分	実測値(1ロット1回)			
強熱残分	実測値(1ロット1回)	<input checked="" type="checkbox"/>		

<sup>1</sup>-<sup>1</sup>H-NMR(CDCl<sub>3</sub>/O<sub>2</sub>O MHz)-δ: 1.25 (H-4, OH, d, J=7.0 Hz), 3.55 (H-3, 1H, s, J=7.0 Hz), 6.70~6.73 (H-12, 1H, s)

<sup>2</sup>-構造式の水素を番号付与し、水素番号(H-○)を記載して帰属を明示する。

2907  
2908

2909  
2910  
2911

提出資料チェックリスト【標準品】(その2)

項目	チェック内容	資料の有無	特記事項
定量法	滴定法などによる絶対定量法とするときは分析法バリテーションデータを提出すること	<input checked="" type="checkbox"/>	
残留溶媒	純度をマスクランクで規定した場合には原則設定する(絶対定量法にあっても、残留量が多いときは控除項目とするため、試験法は記載することが望ましい) 控除項目とする場合には、実測値、試験方法及び分析法バリテーションデータの提出	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
試験方法の記載	特殊な試薬(水分測定での試薬、誘導体化試薬など)、カラム、使用装置、測定条件(周波数、積算回数など)などは具体的に記載(様式-標準に記載されていても良い)	<input checked="" type="checkbox"/>	
様式-標準4	保存容器及び保存条件 不純物量及び水分量の経時変化が記載されているか(原薬のデータでも良いので) 吸湿性及び光安定性が記載されているか(登録製造機関での小分け作業のための作業手順(環境条件)設定のために原則必要であるため) その他、標準品原料の取り扱いで留意すべき性質が記載されているか	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
様式-標準5	精製方法が記載されているか(標準品の品質として相応しくない場合には、登録製造機関は精製する場合があるため)	<input checked="" type="checkbox"/>	
様式-標準6	連絡先が記載されているか 供給可能量 価格 納期	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	

2912

2913  
2914  
2915

「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料

(様式-標2)

[標準品の名称]

**[標準品の構造式]**

[分子式及び分子量]

[化学名、CAS番号]

性状：外観

(色、形状を記載する。)

確認試験

1. 紫外可視吸収スペクトルによる確認試験法
2. 赤外吸収スペクトルによる確認試験法
3. 核磁気共鳴スペクトルによる確認試験法  
(全てのプロトンシグナルを規定する。記載方法は科学論文の標準的な書き方に従う。)
4. 薄層クロマトグラフィーによる確認試験法
5. 対イオンの確認試験法  
(原則として1, 2及び3の試験法を設定し、必要に応じて5の試験法を設定し、用途試験法に応じて4の試験法を設定する。感度係数が0.7～1.3を超えない場合であっても、感度係数を設定する。)

示性値

1. 融点
2. 旋光度
3. その他  
(必要に応じて1, 2, 又は3を設定する。)

純度試験

1. 類縁物質  
(原則として液体クロマトグラフィーによる試験法を設定し、用途試験法に応じて薄層クロマトグラフィーによる試験法も設定する。感度係数が0.7～1.3を超えない場合であっても、感度係数を設定する。)
2. 残留溶媒  
(必要に応じて、ガスクロマトグラフィー又は液体クロマトグラフィーによる試験法を設定する。)

乾燥減量又は水分

(医薬品各条での用途に応じていずれかを設定する。)

定量法

(滴定法などによる絶対定量法を設定する。自家標準物質をマスバランス法で評価している場合であっても、絶対定量法がある場合はその方法を設定する。)

貯法 保存条件

容器

(自家標準物質の実際の保存条件及び容器を記載することで差し支えないが、安定性試験に基づいて設定する場合は貯法の根拠となったデータを様式-標4に添付すること。)

2916 (備考) 作成にあっては、書式の外枠を設定する必要はない。

記載上の留意点

- ① 標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその試験方法を記載すること。
- ② 試験方法には、品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなくできるだけ詳細に記載すること。
- ③ 試験方法の記載においては、日局の記載方法に拘束されることなく、特殊な試薬などを銘柄名により指定

2922

しても差し支えない。

2923

④ 標準品原料候補を製造機関に供給する際は、様式-標2に従った試験成績を添付することが望ましい。

2924

2925

2926

## 標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料

2927

(様式-標3)

2928

原案整理番号	*	標準品名	担当者
試料明細	試料番号(ロット番号) :		
項目	原案によるデータ		
性状	色 形状		(解説)
確認試験	(1) UV 法 (2) IR 法 (3) NMR 法 (4) TLC 法 (5) 対イオン		
旋光度			
融点			
その他			
純度試験	(6) 類縁物質 (7) 残留溶媒 (8) その他		
乾燥減量 又は 水分			
定量法	滴定法		

2929

(備考) \*印の箇所は記入しないこと。

2930

## 記載上の留意点

2931

① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載する。

2932

② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、実測データなどを記載すること。

2933

③ HPLC の試験条件やシステム適合性データ、スペクトル、クロマトグラム等も記載すること。

2934

④ 試験に用いた機器等(測定機器、カラム、薄層板、特殊試薬等を含む)の具体的な名称(銘柄名など)も記載すること。特に、水分測定用試液(容量滴定法)又は水分測定用陽極液及び陰極液(電量滴定法)についてはその銘柄名を必ず記載すること。

2935

⑤ 不純物の本質が特定されている場合には、不純物の化学名、構造式等を記載すること。

2936

⑥ 本資料のために新たに試験を実施することなく、自家標準物質確立時のデータを提出しても差し支えない。

2937

2938

2939

2940

2941

## 日本薬局方標準品の保存方法及び安定性に関する資料

2942

(様式-標4)

原案整理番号	*
標準品名称	標準品

2943

保存容器 <sup>*1</sup>				
保存条件 <sup>*1</sup>				
上記の保存容器、保存条件における安定性（不純物量などの経時変化） <sup>*2</sup>				
不純物総量 <sup>*3</sup> (%)	初期値	月	月	月
試験方法：				
水分／乾燥減量 (%)	初期値	月	月	月
保存方法の設定理由 <sup>*4</sup>				
その他のコメント				

2944

吸湿性	有	無
	根拠データ：	
光安定性		
その他 <sup>*5</sup>		

2945 (備考) \*印の箇所は記入しないこと。

2946 記載上の留意点

2947 \*1：標準品原料提供者における自家標準物質の実際の保存方法による保存条件及び保存容器を記載する。

2948 \*2：安定性のデータは標準品原料提供者の実際の保存方法におけるデータを記載すること。クロマトグラム等は別に添付する。

2949 \*3：不純物のデータには、試験方法を明示すること。

2950 \*4：密封容器を使用する場合や冷蔵又は冷凍保存である場合には、保存方法の設定理由を記載すること。なお、  
2951 安定性試験に基づいて設定した場合は貯法の根拠となったデータ（適切な時期におけるクロマトグラムな  
2952 どを含む）を別に添付すること。2953 \*5：その他の項には、「酸化を受けやすいので不活性ガス置換して保存する必要がある」などの標準品の取扱  
2954 い及び保存において留意すべき性質について記載すること。

2955

2956

2957

日本薬局方標準品原料の精製法に関する資料

2958

(様式-標5)

2959

標準品名称	標準品
精 製 法	
備 考	

2960

記載上の留意点

2961

「精製法」を記載しない場合は、備考欄にその理由を記載すること。

2962

2963

## 日本薬局方標準品原料の供給に関する資料

2964

(様式-標6)

2965

原案整理番号		*	
標準品名称		標準品	
標準品原料提供者及び連絡先 *1	会社名		
	担当者氏名		
	所属部署		
	連絡先住所	〒	
	電話・FAX番号	電話	FAX
	電子メールアドレス		
供給可能量*2			
価格*3			
納期*4			
その他の*5			
備考			

2966

(備考) \*印の箇所は記入しないこと。

2967

記載上の留意点

2968

\*1: 標準品としての品質に相応しい原料の供給可能な提供者について記載し、標準品原料の品質や入手等に関する問い合わせに対応できる担当者及び連絡先を記入する。

2970

\*2: 供給可能量は、1回の供給依頼に対して対応できる量の概数を記載し、「〇〇～〇〇g」、「〇〇kg以下」のような記載でも差し支えない。標準品品質標準の試験の実施と標準品製造に、通常、少なくとも100g程度は必要であることを考慮して記載すること。

2973

\*3: 価格は「〇〇円/g程度」などの概数でも差し支えない。無償の場合は「無償」と記載すること。

2974

\*4: 受注から納品までに要する標準的期間を記載すること。

2975

\*5: その他の項には、供給予定の標準品原料に関するその他の情報（例：約〇〇mgずつをアンプル充填して供給する）や、継続的な供給が見込めない場合にはその旨を記載すること。

2977

2978

2979 別添 2

2980 「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法  
2981 (生物薬品(バイオテクノロジー応用医薬品/生物起源由来医薬品)標準品)

2982 日本薬局方(生物薬品(バイオテクノロジー応用医薬品/生物起源由来医薬品))標準品品質標準の原案提出にあたっては、以下の1)から4)の資料を様式-標生1～標生4に従って作成し提出すること。

2983 資料の提出にあたっては、様式-標生1から様式-標生4の紙媒体と電子媒体の両方の資料を医薬品各条原案  
2984 と同様に提出すること。

2985 1) 「日本薬局方標準品品質標準」原案の総括表

2986 作成方法:「様式-標生1」を用いて作成する。

2987 作成上の留意事項

- 2988 ① 省略した様式がある場合は、備考欄にその理由を記載すること。  
2989 ② 「適用医薬品各条名」欄には、当該標準品の使用を規定する全ての医薬品各条について網羅的に記載  
2990 すること。  
2991 ③ 「適用規格項目」欄には、当該標準品の使用が規定される全ての規格項目を記載すること。  
2992 ④ 「試験方法」欄には、当該標準品の使用が規定される規格項目の試験方法を簡略記載すること。  
2993 ⑤ 「使用量」欄には、医薬品各条の記載に従って試験を1回実施するのに必要な量を記載すること。使用  
2994 用量が医薬品各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すこと。乾燥後秤量の場合  
2995 は、「乾燥後」と記載すること。また、別途水分を測定する場合などでは、別途測定に必要な量を  
2996 付記すること。

2997 2) 「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料

2998 作成方法:「様式-標生2」を用いて作成する。

2999 作成上の留意事項

- 3000 ① 標準品確立時に標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とそ  
3001 の試験方法を記載すること。  
3002 ② 標準品の単位の値付けの方法(単位の定義設定の経緯も含む)及び標準品の更新の方法について記載  
3003 すること。  
3004 ③ 貯法の保存条件及び保存期間に関する情報を記載すること。  
3005 ④ 適切な国際標準品がある場合については、国際標準品を基準に品質標準の設定を行う。  
3006 ⑤ 適切な国際標準品などがない場合については、承認書に規定されている標準物質の規格に基づき、品質  
3007 標準を設定する。  
3008 ⑥ 医薬品各条とは目的を異にするものであるので、試験方法などの記載は日局原案作成要領に従う必要  
3009 はない。  
3010 ⑦ 試験方法には、品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなく記載すること。  
3011 ⑧ 試験方法の記載においては、日局の記載方法に拘束されることなく、特殊な試薬、カラム等を銘柄名  
3012 で記載しても差し支えない。  
3013 ⑨ 必要に応じて、標準品の日局各条における用途試験への適合性を確認する試験項目と方法を記載する  
3014 こと。また、可能な場合、適否の判定基準も記載すること。

3015 3) 標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料

3016 作成方法:「様式-標生3」を用いて作成する。

3017 作成上の留意事項

- 3018 ① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載すること。  
3019 ② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、各試験の測定値などを記載すること。  
3020 ③ 液体クロマトグラフィーを用いた場合、代表的なクロマトグラム、試験条件やシステム適合性データ  
3021 なども記載すること。  
3022 ④ 試験に用いた機器など(測定機器、カラム、特殊試薬などを含む)の具体的な名称(銘柄名など)も記

- 3024 載すること。
- 3025 ⑤ 不純物が特定されている場合、関係データを記載すること。
- 3026 ⑥ 本資料のために新たに試験を実施することなく、自家標準物質確立時のデータを提出しても差し支え  
3027 ない。自家標準物質確立時と異なる新規の品質標準を設定する場合には新規の品質標準に基づくデー  
3028 タも提出すること。
- 3029 4) 日本薬局方標準品原料の供給に関する資料
- 3030 作成方法：「様式-標生4」を用いて作成する。
- 3031 作成上の留意事項
- 3032 ① 標準品に相応しい品質の原料を供給可能な提供者及び提供要件について記載すること。
- 3033 ② 供給可能量は、「〇〇～〇〇 g」、「〇〇 g以下」のような記載でも差し支えない。
- 3034 ③ 価格は、「〇〇 円/g 程度」などの概数でも差し支えありません。無償の場合は「無償」と記載する  
3035 こと。
- 3036 ④ 納期の項には、受注から納品までに要する標準的期間を記載すること。
- 3037 ⑤ その他の項には、供給予定の標準品原料に関するその他の情報（例：約〇〇 mg ずつをアンプル充填  
3038 して供給する）や、継続的な供給が見込めない場合にはその旨を記載すること。
- 3039 (注) 提出方法は、第二部 8. 資料の提出方法を参照すること。
- 3040 (備考)
- 3041 1. 用紙は、日本薬局方規格 A4 縦とすること。
- 3042 2. 用紙が2枚以上となる場合は、様式ごとに用紙の下に、当該標準品名とページ数を記入すること。
- 3043 3. 各用紙の欄外に記載された（備考）及び「記載上の留意点」は提出資料の作成においては記載する必要は  
3044 ない。
- 3045

3046  
3047  
3048  
3049

(様式-標準1)

「日本薬局方標準品品質標準」原案総括表

令和 年 月 日

原案整理番号		*	
標準品名称		標準品	
担当者連絡先	会社名		
	担当者氏名		
	所属部署		
	連絡先住所	〒	
	電話・FAX番号	電話	FAX
	電子メールアドレス		
適用医薬品各条名 <sup>*1</sup>	適用規格項目 <sup>*2</sup>	試験方法 <sup>*3</sup>	使用量 <sup>*4</sup>
備考 <sup>*5</sup>			

- 3050 (備考) \*印の箇所は記入しないこと。  
3051 記載上の留意点  
3052 \*1: 当該標準品の使用が規定されることになる全ての医薬品各条名を網羅的に記載する。  
3053 \*2: 当該標準品の使用が規定されることになる全ての規格項目を記載すること。  
3054 \*3: 当該標準品の使用が規定されることになる規格項目での試験方法名を記載すること。  
3055 \*4: 使用量は局方記載に従って試験を1回実施するのに必要な量を記載すること。  
3056 使用量が各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すこと。  
3057 乾燥後秤量の場合は、「乾燥後」と記載すること  
3058 別途水分測定などの場合には別途測定に必要な量を付記すること  
3059 \*5: 省略した様式がある場合は、その理由を記載すること。  
3060

3061

「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料

3062

[生物薬品（バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品）力価標準品】

3063

(様式-標生2(1))

3064

[標準品の名称]

**標準品の構造式**

[分子式及び分子量（標準品の本質に応じて記載する）]

[CAS番号（標準品の本質に応じて記載する）]

本質、由来

性状：外観

（色、形状を記載する。）

力価定量法

（力価の単位の由来・定義、力価検定に用いた国際標準品等、力価試験法を記載する）

物質量

（必要に応じて設定する。）

貯法 保存条件

容器

（自家標準物質の実際の保存条件及び容器を記載することで差し支えないが、安定性試験に基づいて設定する場合は貯法の根拠となったデータを添付する。）

3065

（備考）作成にあつては、書式の外枠を設定する必要はない。

3066

記載上の留意点

3067

① 標準品確立時に標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその試験方法を記載する。

3068

② 試験方法には、品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなく記載すること。

3069

③ 試験方法の記載においては、日局の記載方法に拘束されることなく、特殊な試薬などを銘柄名により指定しても差し支えない。

3070

3071

3072

3073 「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料  
3074 [生物薬品（バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品）理化学試験用標準品]

3075 (様式-標生 2(2))  
3076

[標準品の名称]

**標準品の構造式**

[分子式及び分子量（標準品の本質に応じて記載する）]

[CAS番号（標準品の本質に応じて記載する）]

本質、由来

性状：外観

(色、形状を記載する。)

構造確認あるいは純度試験に用いる標準品の場合：①構造に関して得られている情報、②純度（例えばクロマトグラム的純度）に関するデータ、③試験項目と試験方法 を記載する

定量用標準品の場合： 物質量を定めた経緯及び試験方法を記載する

貯法 保存条件

容器

(自家標準物質の実際の保存条件及び容器を記載することで差し支えないが、安定性試験に基づいて設定する場合は貯法の根拠となったデータを添付する。)

3077 (備考) 作成にあつては、書式の外枠を設定する必要はない。

3078 記載上の留意点

- 3079 ① 標準品確立時に標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその試験方法を記載する。
- 3080 ② 試験方法には、品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなく記載すること。
- 3081 ③ 試験方法の記載においては、日局の記載方法に拘束されることなく、特殊な試薬などを銘柄名により指定しても差し支えない。

3083

3084

3085

標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料

3086

[生物薬品（バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品）力価標準品]

3087

(様式-標生 3(1))

3088

原案整理番号	*	標準品名	担当者
試料明細	試料番号（ロット番号）：		
項目	原案によるデータ		
本質・由来			(解説)
性状・外観	色 形状		
力価定量法			
(物質量)			

3089

(備考) \*印の箇所は記入しないこと。

3090

記載上の留意点

3091

① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載する。

3092

② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、実測データなどを記載すること。

3093

③ 試験条件なども記載すること。

3094

④ 試験に用いた機器などの具体的な名称（銘柄名など）も記載すること。

3095

⑤ 本資料のために新たに試験を実施することなく、自家標準物質確立時のデータを提出しても差し支えない。

3096

3097

3098  
3099

標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料  
〔生物薬品（バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品）理化学試験用標準品〕

3100  
3101

原案整理番号	*	標準品名	担当者
試料明細	試料番号（ロット番号）：		
項目	原案によるデータ		
本質・由来 性状・外観 (以下必要な項目 を記載)	色 形状	(解説)	

3102  
3103  
3104  
3105  
3106  
3107  
3108  
3109  
3110  
3111

(備考) \*印の箇所は記入しないこと。

記載上の留意点

- ① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載する。
- ② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、実測データなどを記載すること。
- ③ HPLC の試験条件やシステム適合性データ、クロマトグラム等も記載すること。
- ④ 試験に用いた機器などの具体的な名称（銘柄名など）も記載すること。
- ⑤ 不純物の本質が特定されている場合には、不純物の名称などを記載すること。
- ⑥ 本資料のために新たに試験を実施することなく、自家標準物質確立時のデータを提出しても差し支えない。

3112

## 日本薬局方標準品原料の供給に関する資料

3113 (様式-標生4)

3114

原案整理番号		*
標準品名称		標準品
標準品原料提供者及び連絡先 *1	会社名	
	担当者氏名	
	所属部署	
	連絡先住所	〒
	電話・FAX番号	電話 FAX
	電子メールアドレス	
供給可能量*2		
価格*3		
納期*4		○
その他*5		
備考		

3115 (備考) \*印の箇所は記入しないこと。

3116 記載上の留意点

3117 \*1: 標準品としての品質に相応しい原料の供給可能な提供者について記載し、標準品原料の品質や入手等に関する問い合わせに対応できる担当者及び連絡先を記入する。

3119 \*2: 供給可能量は、1回の供給依頼に対して対応できる量の概数を記載し、「〇〇～〇〇g」、「〇〇kg以下」のような記載でも差し支えない。

3200 \*3: 価格は「〇〇円/g程度」などの概数でも差し支えない。無償の場合は「無償」と記載すること。

3202 \*4: 受注から納品までに要する標準的期間を記載すること。

3203 \*5: その他の項には、供給予定の標準品原料に関するその他の情報（例：約〇〇mgずつをアンプル充填して供給する）や、継続的な供給が見込めない場合にはその旨を記載すること。

3204

3205

3126 別添 3

「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法  
(システム適合性試験用標準品)

3129 日本薬局方システム適合性試験用標準品品質標準の原案提出にあたっては、以下の 1) から 5) の資料を様式-標シ 1 ~ 標シ 5 に従って作成して提出すること。

3130 資料の提出にあたっては、様式-標シ 1 から様式-標シ 5 の紙媒体と電子媒体の両方の資料を医薬品各条原案と同様に提出すること。なお、標準品は標準品原料を継続的に提供できる場合に設定する。

3133 1) 「日本薬局方標準品品質標準」原案の総括表

3134 作成方法：「様式-標シ 1」を用いて作成する。

3135 作成上の留意事項

3136 ① 省略した様式がある場合は、備考欄にその理由を記載すること。

3137 ② 「適用医薬品各条名」欄には、当該標準品の使用を規定する全ての医薬品各条について網羅的に記載すること。

3138 ③ 「適用規格項目」欄には、当該標準品の使用が規定される全ての規格項目を記載すること。

3139 ④ 「試験方法」欄には、当該標準品の使用が規定される規格項目の試験方法を簡略記載すること。

3140 ⑤ 「使用量」欄には、医薬品各条の記載に従って試験を 1 回実施するのに必要な量を記載すること。使用量が各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すこと。

3143 2) 「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料

3144 作成方法：「様式-標シ 2」を用いて作成する。

3145 作成上の留意事項

3146 ① 標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその試験方法を記載すること。

3147 ② 標準品の用途項目の試験方法は、用途の試験方法に一致させること。

3148 ③ 医薬品各条とは目的を異にするものであるので、試験方法等の記載は日局原案作成要領に従う必要はない。

3149 ④ 試験方法には、品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなくできるだけ詳細に記載すること。特に核磁気共鳴スペクトル測定法については、測定条件を、LC/MS の試験方法については、イオン化法や MS 測定パラメーターを記載すること。

3150 ⑤ 試験方法の記載においては、日局の記載方法に拘束されることなく、特殊な試薬、カラム等を銘柄名で記載しても差し支えない。

3151 ⑥ 標準品原料候補を製造機関に供給する際は、様式-標シ 2 に従った試験成績を添付することが望ましい。

3157 3) 標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料

3158 作成方法：「様式-標シ 3」を用いて作成する。

3159 作成上の留意事項

3160 ① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載する。

3161 ② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、各試験の測定値などを記載すること。

3162 ③ 代表的なスペクトルデータやクロマトグラム、液体クロマトグラフィーの試験条件やシステム適合性データなども記載すること。なお、赤外吸収スペクトル、核磁気共鳴スペクトル等のスペクトルでは帰属も記載し、液体クロマトグラフィーなどにおいては分析法バリデーションも提出すること。

3163 ④ 試験に用いた機器など（測定機器、カラム、薄層板、特殊試薬等を含む）の具体的な名称（銘柄名等）も記載すること。特に、水分測定用試液（容量滴定法）又は水分測定用陽極液及び陰極液（電量滴定法）についてはその銘柄名を必ず記載すること。

3168 4) 日本薬局方標準品の保存方法及び安定性に関する資料

3169 作成方法：「様式-標シ 4」を用いて作成する。

3170 作成上の留意事項  
3171 ① 標準品原料提供者における自家標準物質の実際の保存方法による保存条件及び保存容器を記載する。  
3172 ② 安定性のデータは、標準品の内容等を勘案して、必要に応じて記載すること。  
3173 ③ 安定性のデータは標準品原料提供者の実際の保存方法におけるデータを記載すること。  
3174 ④ 安定性データには、試験方法（試験条件を含む）を明示し、クロマトグラムなどのデータも添付すること。  
3175 ⑤ 密封容器を使用する場合や冷蔵又は冷凍保存である場合には、保存方法の設定理由を記載すること。なお、安定性試験に基づいて設定した場合はその根拠となったデータ（適切な時点におけるクロマトグラム等を含む）を別に添付すること。  
3176 ⑥ 標準品の取扱いにおいて留意すべき性質を渋れなく記載すること。  
3177 ⑦ その他の項には、「酸化を受けやすいので不活性ガス置換して保存する必要がある」などの標準品の取扱い及び保存上留意すべき性質について記載すること。

3182 5) 日本薬局方標準品原料の供給に関する資料

3183 作成方法：「様式-標シ5」を用いて作成する。

3184 作成上の留意事項

3185 ① 標準品に相応しい品質の原料を供給可能な提供者及び提供要件について記載すること。  
3186 ② 供給可能量は、「〇〇～〇〇 g」、「〇〇 g以下」のような記載でも差し支えない。標準品品質標準の試験の実施及び標準品製造に、通常、少なくとも 10 g 程度は必要であることを考慮して記載すること。  
3187 ③ 價格は、「〇〇 円/g程度」などの概数でも差し支えない。無償の場合は「無償」と記載すること。  
3188 ④ 納期の項には、受注から納品までに要する標準的期間を記載すること。  
3189 ⑤ その他の項には、供給予定の標準品原料に関するその他の情報（例：約〇〇 mg ずつをアンプル充填して供給する）を記載すること。  
3190 ⑥ 万が一供給不可となった場合、代替の提供者についての情報を提供する等、標準品供給に支障がないよう協力すること。

3194 (注) 提出方法は、第二部 8. 資料の提出方法を参照すること。

3195 (備考)

- 3196 1. 用紙は、日本産業規格 A4 縦とすること。  
3197 2. 用紙が 2枚以上となる場合は、様式ごとに用紙の下に、当該標準品名とページ数を記入すること。  
3198 3. 各用紙の欄外に記載された（備考）及び「記載上の留意点」は提出資料の作成においては記載する必要はない。  
3199  
3200

3201  
3202  
3203  
3204

「日本薬局方標準品品質標準」原案総括表

(様式-標シ1)

令和 年 月 日

原案整理番号		*		
標準品名称		システム適合性試験用 標準品		
担当者連絡先	会社名			
	氏名			
	所属部署			
	連絡先住所	〒		
	電話・FAX番号	電話	FAX	
	電子メールアドレス			
適用医薬品各条名 <sup>*1</sup>		適用規格項目 <sup>*2</sup>	試験方法 <sup>*3</sup>	使用量 <sup>*4</sup>
備考 <sup>*5</sup>				

3205 (備考) \*印の箇所は記入しないこと。  
3206 記載上の留意点  
3207 \*1: 当該標準品の使用が規定されることになる全ての医薬品各条名を網羅的に記載すること。  
3208 \*2: 当該標準品の使用が規定されることになる全ての規格項目を記載すること。  
3209 \*3: 当該標準品の使用が規定されることになる規格項目での試験方法名を記載すること。  
3210 \*4: 使用量は局方記載に従って試験を1回実施するに必要な量を記載すること。  
3211 使用量が各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すこと。  
3212 \*5: 省略した様式がある場合は、その理由を記載すること。  
3213

3214

3215

3216

## 「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料

(様式-標シ2)

[標準品の名称]

**[標準品の構造式]**

[分子式及び分子量]

[化学名, CAS番号]

(混合物の場合は、各成分について記載した上で、それらの混合比を記載する。)

由来に関する情報（概略を記載する）

混合物の場合

[例] 原薬に必要に応じて中間体A, 中間体Bを約0.5%となるように混合し、XXに溶かし、凍結乾燥する。

[例] XXをYYの条件（光、熱など）で分解させ分解物ZZが約1%となるようにし、凍結乾燥する。

単品の場合

[例] 本品は、原薬製造工程の最終反応で用いる中間体Aを用いる。

[例] 本品は中間体AとXXをYYの条件で反応させ、溶媒ZZを抽出し、溶媒AAで再結晶する。

標準品の内容等を勘査して、必要に応じて検討すべき品質評価項目の例を以下に示す。

性状：外観

（色、形状を記載する。）

確認試験

1. 紫外可視吸収スペクトルによる確認試験法
2. 赤外吸収スペクトルによる確認試験法
3. 核磁気共鳴スペクトルによる確認試験法  
(全てのプロトンシグナルを規定する。記載方法は科学論文の標準的な書き方に従う。)
4. 薄層クロマトグラフィーによる確認試験法
5. LC/MSによる確認試験法  
(混合物の場合に設定する。)
6. 対イオンの確認試験法  
(原則として1, 2及び3の試験法を設定し、必要に応じて6の試験法を設定し、用途試験法に応じて4及び5の試験法を設定する。)

用途に関わる試験

（標準品を使用する医薬品各条の試験法と同じ条件でのピークの相対保持時間や分離度の確認）

純度試験

1. 類縁物質

(原則として液体クロマトグラフィーによる試験法を設定し、用途試験法に応じて薄層クロマトグラフィーによる試験法も設定する。感度係数が0.7～1.3を超えない場合であっても、感度係数を設定する。)

乾燥減量又は水分

(医薬品各条での用途に応じていずれかを設定する。)

貯法 保存条件

容器

(自家標準物質の実際の保存条件及び容器を記載することで差し支えないが、安定性試験に基づいて設定)

する場合は貯法の根拠となったデータを様式-標シ4に添付すること。)

3217 (備考) 作成にあっては、書式の外枠を設定する必要はない。

3218 記載上の留意点

- 3219 ① CAS 番号がない場合には、CAS 番号を記載する必要はない。
- 3220 ② 標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその試験方法を記載  
3221 すること。
- 3222 ③ 試験方法には、品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなくできるだけ詳細に記載すること。
- 3223 ④ 試験方法の記載においては、日局の記載方法に拘束されることなく、特殊な試薬などを銘柄名により指  
3224 定しても差し支えない。
- 3225 ⑤ 標準品原料候補を製造機関に供給する際は、様式-標シ2に従った試験成績を添付することが望ましい。
- 3226

3227

## 標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料

3228

(様式-標シ3)

3229

原案整理番号	*	標準品名	担当者
試料明細	試料番号（ロット番号）：		
項目	原案によるデータ		
性状	色 形状		(解説)
確認試験	(1) UV 法 (2) IR 法 (3) NMR 法 (4) TLC 法 (5) LC/MS 法 (6) 対イオン		
用途に関わる試験			
純度試験	(7) 類縁物質		
乾燥減量 又は 水分			

3230

(備考) \*印の箇所は記入しないこと。

3231

記載上の留意点

3232

① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載する。

3233

② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、実測データなどを記載すること。

3234

③ HPLC の試験条件やシステム適合性データ、スペクトル、クロマトグラム等も記載すること。

3235

④ 試験に用いた機器等（測定機器、カラム、薄層板、特殊試薬等を含む）の具体的な名称（銘柄名など）も記載すること。特に、水分測定用試液（容量滴定法）又は水分測定用陽極液及び陰極液（電量滴定法）についてはその銘柄名を必ず記載すること。

3236

3237

3238

3239

## 日本薬局方標準品の保存方法及び安定性に関する資料

3240

(様式-標シ4)

原案整理番号	*	
標準品名称	システム適合性試験用	標準品

3241

保存容器 <sup>*1</sup>				
保存条件 <sup>*1</sup>				
上記の保存容器、保存条件における安定性（不純物量などの経時変化） <sup>*2, 3</sup>				
不純物総量 <sup>*4</sup> (%)	初期値	月（年）	月（年）	月（年）
試験方法：				
水分／乾燥減量 (%)	初期値	月（年）	月（年）	月（年）
保存方法の設定理由 <sup>*5</sup>				
その他のコメント				

3242

吸湿性	有	無
	根拠データ：	
光安定性		
その他 <sup>*6</sup>		

3243

(備考) \*印の箇所は記入しないこと。

3244

記載上の留意点

3245

\*1：標準品原料提供者における自家標準物質の実際の保存方法による保存条件及び保存容器を記載する。

3246

\*2：安定性のデータは、標準品の内容等を勘案して、必要に応じて記載すること。

3247

\*3：安定性のデータは標準品原料提供者の実際の保存方法におけるデータを記載すること。クロマトグラム等は別に添付する。

3248

\*4：不純物のデータには、試験方法を明示すること。

3249

\*5：密封容器を使用する場合や冷蔵又は冷凍保存である場合には、保存方法の設定理由を記載すること。なお、安定性試験に基づいて設定した場合は貯法の根拠となったデータ（適切な時期におけるクロマトグラムなどを含む）を別に添付すること。

3253 \*6: その他の項には、「酸化を受けやすいので不活性ガス置換して保存する必要がある」などの標準品の取扱  
3254 い及び保存において留意すべき性質について記載すること。  
3255

3256

## 日本薬局方標準品原料の供給に関する資料

3257 (様式-標シ5)

3258

原案整理番号		*
標準品品名		システム適合性試験用 標準品
標準品原料提供者及び連絡先 *1	会社名	
	担当者氏名	
	所属部署	
	連絡先住所	〒
	電話・FAX番号	電話 FAX
	電子メールアドレス	
供給可能量 *2		
価格 *3		
納期 *4		
その他の *5		
備考		

3259

(備考) \*印の箇所は記入しないこと。

3260

記載上の留意点

3261

\*1: 標準品としての品質に相応しい原料の供給可能な提供者について記載し、標準品原料の品質や入手等に関する問い合わせに対応できる担当者及び連絡先を記入する。

3262

\*2: 供給可能量は、1回の供給依頼に対して対応できる量の概数を記載し、「〇〇～〇〇 g」、「〇〇 kg 以下」のような記載でも差し支えない。標準品品質標準の試験の実施及び標準品製造に、通常、少なくとも 10 g 程度は必要であることを考慮して記載すること。

3263

\*3: 価格は「〇〇 円/g 程度」などの概数でも差し支えない。無償の場合は「無償」と記載すること。

3264

\*4: 受注から納品までに要する標準的期間を記載すること。

3265

\*5: その他の項には、供給予定の標準品原料に関するその他の情報（例：約〇〇 mg ずつをアンプル充填して供給する）を記載すること。

3266

3267

3268

3269

3270

3271

## 付表及び用字例付表

3272

## 塩化物の%換算表

3273 0.01 mol/L 塩酸 0.25 ~ 0.30 ~ 0.45 mL (88.6 ~ 106 ~ 160 µg/50 mL Cl) (上方)

3274 0.01 mol/L 塩酸 0.70 ~ 0.85 ~ 1.0 mL (248 ~ 302 ~ 355 µg/50 mL Cl) (側方)

試料(g) 0.01 mol/L 塩酸(mL)	0.10	0.20	0.30	0.40	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0
0.25	089	044	030	022	018	015	013	011	010	009	006	004	004	003	002	002	002	002
0.30	106	053	035	026	021	018	015	013	012	011	007	005	004	004	003	003	002	002
0.35	124	062	041	031	025	021	018	016	014	012	008	006	005	004	004	003	003	002
0.40	142	071	047	036	028	024	020	018	016	014	009	007	006	005	004	004	003	003
0.45	160	080	053	040	032	027	023	020	018	016	011	008	006	005	004	004	003	003
0.70	248	124	083	062	050	041	035	031	028	025	016	012	010	008	007	006	005	005
0.80	284	142	095	071	057	047	040	036	032	028	019	014	011	009	008	007	006	006
0.90	320	160	107	080	064	054	046	040	036	032	021	016	013	011	009	008	007	006
1.0	335	178	119	089	071	059	051	044	039	036	024	018	014	012	010	009	008	007

3275 %の値は小数点以下の数値を示す。

3276

## 硫酸塩の%換算表

3277 0.005 mol/L 硫酸 0.35 ~ 0.40 ~ 0.50 mL (168 ~ 192 ~ 240 µg/50 mL SO<sub>4</sub>) (上方)3278 0.005 mol/L 硫酸 1.0 ~ 1.25 ~ 1.5 mL (480 ~ 600 ~ 720 µg/50 mL SO<sub>4</sub>) (側方)

試料(g) 0.005 mol/L 硫酸(mL)	0.10	0.20	0.30	0.40	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0
0.35	168	084	056	042	034	028	024	021	019	017	011	008	007	006	005	004	004	003
0.40	192	096	064	048	038	032	027	024	021	019	013	010	008	006	005	005	004	004
0.45	216	108	072	054	043	036	031	027	024	022	014	011	009	007	006	005	005	004
0.50	240	120	080	060	048	040	034	030	027	024	016	012	010	008	007	006	005	005
1.0	480	240	160	120	096	080	068	060	053	048	032	024	019	016	014	012	011	010
1.1	528	264	176	132	106	088	075	066	059	053	035	026	021	018	015	013	012	010
1.2	576	288	192	144	115	096	082	072	064	058	038	028	023	019	016	014	013	012
1.3	624	312	208	156	125	104	089	078	069	062	042	031	025	021	018	016	014	012
1.4	672	336	224	168	134	112	096	084	075	067	045	034	026	022	019	017	015	013
1.5	720	360	240	180	144	120	103	090	080	072	048	036	029	026	020	018	016	014

3279 %の値は小数点以下の数値を示す。

3280

3281

**重金属の ppm 及び%換算表**

3282

鉛標準液 1.0 ~ 3.0 mL (10 ~ 30 µg/50 mL Pb) (上方)

3283

鉛標準液 3.0 ~ 4.5 mL (30 ~ 45 µg/50 mL Pb) (側方)

試料(g) 鉛 標準液(mL)	0.10	0.20	0.30	0.40	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0
1.0	0100	0050	0033	0025	0020	0017	0014	0012	0011	0010	0007	0005	0004	0003	0003	0002	0002	0002
2.0	0200	0100	0067	0050	0040	0033	0028	0025	0022	0020	0013	0010	0008	0007	0006	0005	0004	0004
2.5	0250	0125	0083	0062	0050	0042	0036	0031	0028	0025	0017	0012	0010	0008	0007	0006	0006	0005
3.0	0300	0150	0100	0075	0060	0050	0043	0038	0033	0030	0020	0015	0012	0010	0008	0008	0007	0006
3.5	0350	0175	0117	0088	0070	0058	0050	0044	0038	0035	0023	0018	0014	0012	0010	0009	0008	0007
4.0	0400	0200	0133	0100	0080	0067	0057	0050	0044	0040	0027	0020	0016	0013	0011	0010	0009	0008
4.5	0450	0225	0150	0112	0090	0075	0064	0056	0050	0045	0030	0022	0018	0015	0013	0011	0010	0009

3284 [例] 0020 とは 20 ppm, 0.0020%を示す。

3285

**ヒ素の ppm 換算表**

3286

ヒ素標準液 2.0 mL (2 µg As<sub>2</sub>O<sub>3</sub>)

試料(g) ヒ素 標準液(mL)	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.5	0.55	0.6	0.65	0.7	0.75	0.8	0.85	0.9	1.0	1.2	1.5	2.0
2.0	20	13.3	10	8	6.6	5.7	5	4.4	4	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.5	2.4	2.2	2	1.6	1.3	1

3287

3288

**乾燥減量及び強熱残分の%記載法**

% 試料(g)	0.05	0.1	0.5	1	5	10	20
0.05			(1 )	(5 )	(10 )	(20 )	
0.1		(0.1 )	(0.5 )	(1.0 )	(5.0 )	10	20
0.5		(0.1 )	(0.5 )	(1.0 )	(5.0 )	10	20
1	(0.05)	(0.1)	0.5	1.0	5.0	10.0	20.0
5	(0.05)	(0.10)	0.5	1.0	5.0	10.0	20.0
10	0.05	(0.10)	0.50	1.00	5.00	10.00	20.00

3289

( ) を付したものはセミミクロ化学はかりを用いる。

## 「原子量表(2017)」について

日本化学会 原子量専門委員会

元素の原子量は 1961 年、「質量数 12 の炭素(<sup>12</sup>C)の質量を 12(端数無し)としたときの相対質量とする」と決められた。以来、質量分析法等の物理的手法による各元素の核種の質量と同位体組成の測定データは質、量ともに格段に向上した。国際純正・応用化学連合(IUPAC)の「原子量および同位体存在度委員会(CIAAW)では、新しく測定されたデータの収集と検討をもとに、2年ごと(奇数年)に原子量表の改定を行っている。これを受け、日本化学会原子量専門委員会では、毎年 4 月にその年の原子量表を発表している。以下に示す 2017 年版の原子量表の数値は IUPAC において 2015 年に承認された原子量の改定<sup>\*</sup>に基づいている。さらに詳しいことは IUPAC の CIAAW の報告書<sup>†</sup>および結説<sup>‡</sup>を参照していただきたい。

原子量表に記載されている各元素の原子量の値は、単核種元素(一つの安定核種からなる元素)以外の元素では、その元素を含む物質の起源や処理の仕方などによって変わりうる。これは原子量がそれぞれの元素を構成している安定核種の相対存在度(元素の同位体比)に依存するからである。測定技術の進歩によって、各元素の同位体存在度はかならずしも一定ではなく、地球上で起こる様々な過程のために変動し、それが原子量に反映することがわかつてきた。そうした背景から、2009 年 IUPAC は 10 の元素については原子量を单一の数値ではなく、変動範囲で示すことを決定した<sup>\*</sup>。日本化学会原子量専門委員会ではこの変更について検討し、「原子量表(2011)」以降、IUPAC の方針を反映し、このような元素の原子量を変動範囲で、それ以外の元素については従来通り不確かさを伴う单一の数値で示すことにした。

## 変動範囲による原子量の表記について

現在、水素、リチウム、ホウ素、炭素、窒素、酸素、マグネシウム、ケイ素、硫黄、塩素、臭素、タリウムの 12 元素の原子量が変動範囲で示されている。これらの元素は地球上で採取された試料や試験中の同位体組成の変動が大きいことが知られている。以前は変動範囲が概ね含まれるように原子量の値とその不確かさが定められ、その範囲に含まれない地質学的試料がある場合には“g”，人為的な同位体分別を受けた試料が一般的に利用されている可能性のある場合には“m”的注が記された。また、このように変動範囲が大きいため測定技術が進歩しても精度のよい原子量を与えることができない元素には“”という注が記された。例えば水素について様々な試料の同位体組成とそれに対応する原子量を下図に示す。最上段に原子量の変動範囲 1.00784~1.00811、次に「原子量表(2010)」の値 1.00794±0.00007 が示されており、

その下に様々な試料で測定された値が示されている。黒丸で示された点は代表的な同位体標準物質の値で、水素の同位体組成の測定精度は“best measurement”<sup>\*</sup>で ±0.000 000 05% であり、「原子量表(2010)」までの値に付けられていた不確かさに比べて 1/1000 以下である。このような状況において不確かさを伴った単一の数値で表記すると、次のような問題点があった。

・原子量の不確かさを測定精度と誤解される恐れがある。

・原子量の値の分布は元素によって様々であり、ガウス分布をすることは限らない。

・新しい測定がそれまでの原子量の範囲を超えた場合、その値を含むように不確かさだけでなく原子量の値も変更しなければならない可能性がある。

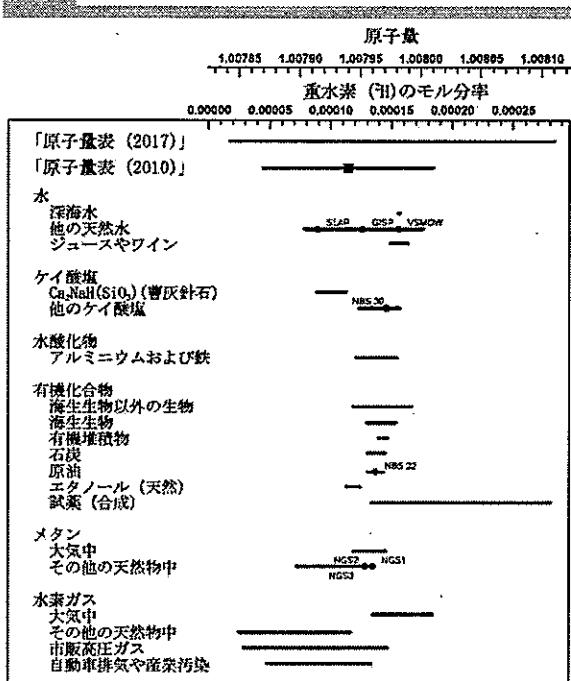
・定められた原子量の値を持つ実際の物質を見つけることはしばしば難しく、場合によつては不可能である。

この改定でこのような元素の原子量は 1 つの値ではなく、知られているすべての試料の原子量が含まれるよう変動範囲で表され、原子量は一定ではないことを明確に示した。また、この変動範囲の中での分布は原子量表には示されておらず、元素によって様々な分布を持っている<sup>\*</sup>。したがって、下記の点に注意してこの変動範囲を使用する必要がある。

・変動範囲の中間点を原子量の値、変動幅の半分を不確かさとして表記しないこと。

・上限・下限の値は地球上の通常の物質の測定値に測定誤差を加味して定められているが、それ自体の値は不確かさを持っていない。

・原子量の値として可能な限りの桁数を与えているので、場合によつては最後の桁がゼロである場合も表記する。



- \*1. IUPAC Inorganic Chemistry Division: CIAAW Standard Atomic Weight of Ytterbium Revised. Chem. Int. 37(5-6), 26(2015).
- \*2. J. Meija et al., Atomic Weights of the Elements 2015(IUPAC Technical Report), Pure Appl. Chem., to be published. J. Meija et al., Atomic Weights of the Elements 2013(IUPAC Technical Report), Pure Appl. Chem., 88, 265(2016).
- \*3. J. R. De Laeter et al., Atomic Weights of the Elements: Review 2000(IUPAC Technical Report), Pure Appl. Chem., 75, 683(2003).
- \*4. M. E. Wiesen and T. B. Coplen, Atomic Weights of the Elements 2009(IUPAC Technical Report), Pure Appl. Chem., 83, 359(2011).
- \*5. M. Berglund and M. E. Wieser, Isotopic Compositions of the Elements 2009(IUPAC Technical Report), Pure Appl. Chem., 83, 397(2011).

©2017 日本化学会 原子量専門委員会

原子量表 (2017)

(元素の原子量は、質量数12の炭素(<sup>12</sup>C)を12とし、これに対する相対値とする。但し、この<sup>12</sup>Cは核および電子が基底状態にある結合していない中性原子を示す。)

多くの元素の原子量は通常の物質中の同位体存在度の変動によって変化する。そのような12の元素については、原子量の変動範囲を $a \leq A(E) \leq b$ の範囲にある。ある特定の物質に対してより正確な原子量が知りたい場合には、別途求めめる必要がある。その他の72元素については、原子量 $A(E)$ とその不確かさ(括弧内の数値)を示す。不確かさは有効数字の最後の桁に対応する。

原子番号	元素名	元素記号	原子量	脚注
1	氫 素	H	1.00784(1.00811)	m
2	ヘリウム	He	4.002602(2)	m
3	リチウム	Li	6.938(6.997)	m
4	ベリリウム	Be	9.0121831(5)	m
5	ボリウム素	B	10.806(10.821)	m
6	炭 素	C	12.0096(12.0116)	m
7	窒 素	N	14.00643(14.00728)	m
8	酸 素	O	15.99903(15.99977)	m
9	フッ素	F	18.998403(18.99843)(6)	m
10	ネオジン	Ne	20.1797(6)	m
11	ナトリウム	Na	22.98976928(2)	m
12	マグネシウム	Mg	24.304(24.307)	m
13	アルミニウム	Al	26.9815385(7)	m
14	シリコン素	Si	28.084(28.086)	m
15	リン	P	30.973(30.998)(5)	m
16	硫 黄	S	32.059(32.076)	m
17	塩 素	Cl	35.446(35.457)	m
18	アルゴン	Ar	39.948(1)	m
19	カリウム	K	39.0983(1)	m
20	カルシウム	Ca	40.078(4)	m
21	スカランジウム	Sc	44.955908(5)	m
22	チタニン	Ti	47.867(1)	m
23	バナジウム	V	50.9415(1)	m
24	クロム	Cr	51.9961(6)	m
25	マンガニン	Mn	54.938044(3)	m
26	鉄	Fe	55.845(2)	m
27	コバルト	Co	58.933194(4)	m
28	ニッケル	Ni	58.6934(4)	m
29	銅	Cu	63.546(3)	m
30	亜鉛	Zn	65.38(2)	m
31	ガリウム	Ga	69.723(1)	m
32	ゲルマニウム	Ge	72.630(8)	m
33	砒 素	As	74.921595(6)	m
34	セレン	Se	78.971(8)	m
35	溴 素	Br	79.901(79.907)	m
36	クリプト	Kr	83.798(2)	m
37	ルビシウム	Rb	85.4678(3)	m

原子番号	元素名	元素記号	原子量	脚注
38	ストロンチウム	Sr	87.62(1)	m
39	イットリウム	Y	88.90584(2)	m
40	ジルコニウム	Zr	91.224(2)	m
41	オラブ	No	92.90637(2)	m
42	モリブデン	Mo	95.95(1)	m
43	テクネチウム	Tc	—	m
44	ルテニウム	Ru	101.07(2)	m
45	ロジウム	Rh	102.90550(2)	m
46	パラジウム	Pd	106.47(1)	m
47	銀	Ag	107.8682(2)	m
48	カドミウム	Cd	112.414(4)	m
49	インジウム	In	114.818(1)	m
50	スズ	Sn	118.710(7)	m
51	フラン院子素	Sb	121.760(1)	m
52	テルル	Te	127.60(3)	m
53	ヨウ素	I	126.90447(3)	m
54	ゼリウム	Xe	131.293(6)	m
55	セシウム	Cs	132.90545(96)(6)	m
56	バリウム	Ba	137.327(7)	m
57	ラシンタニン	La	138.90547(7)	m
58	セリウム	Ce	140.116(1)	m
59	プラセオジウム	Pt	140.90766(2)	m
60	スランジウム	Na	141.242(3)	m
61	プロトチウム	Pm	—	m
62	サマリウム	Sm	150.36(2)	m
63	エウロピウム	Eu	151.964(1)	m
64	ガドリニウム	Gd	157.25(3)	m
65	タルビウム	Tb	158.92535(2)	m
66	ジスプロシウム	Dy	162.500(1)	m
67	ホルミウム	Ho	164.93033(2)	m
68	エルビウム	Er	167.259(3)	m
69	ジリウム	Tm	168.93422(2)	m
70	イソタルビウム	Yb	173.045(10)	m
71	ルテチウム	Lu	174.96630(1)	m
72	スラニウム	Hf	178.49(2)	m
73	タングステン	Ta	180.94788(2)	m
74	タングステン	W	183.84(1)	m
75	レニウム	Re	186.207(1)	m
76	オスミウム	Os	190.23(3)	m
77	イリジウム	Ir	192.217(3)	m
78	白金	Pt	195.084(9)	m
79	金	Au	196.966569(5)	m
80	水銀	Hg	200.592(3)	m
81	タリウム	Tl	204.382(204.385)	m
82	鉛	Pb	207.2(1)	m
83	ビスマス	Bi	208.98040(1)	m
84	ポロニウム	Po	—	m
85	アスチチウム	At	—	m
86	トドウ	Rh	—	m
87	フランシウム	Fr	—	m
88	ラジウム	Ra	—	m
89	アクチニウム	Ac	—	m

原子番号	元素名	元素記号	原子量	脚注
90	トリウム	Th	232.0377(4)	s
91	プロトアクチニウム	Pa	231.03588(2)	
92	ウラン	U	238.02891(3)	s m
93	ネプツニウム	Np		
94	フルトニウム	Pu		
95	アメリカニウム	Am		
96	セリウム	Cm		
97	ベニクリウム	Bk		
98	カリホルニウム	Cf		
99	アインスタイニウム	Es		
100	フェルミウム	Fm		
101	メシデリビウム	Md		
102	ノーベリウム	No		
103	ローレンジウム	Rf		
104	ラザホーリウム	Rg		
105	ドブニウム	Db		
106	シーボーリウム	Sg		
107	ボーリウム	Bh		
108	ハッジウム	Hs		
109	マイトネリウム	Mt		
110	タームスダチウム	Ts		
111	レントゲニウム	Rg		
112	ニペルニシウム	Gn		
113	ニホニウム	Nh		
114	フレロビウム	Hf		
115	モスコビウム	Mc		
116	リバモリウム	Lv		
117	テネシン	Ts		
118	オガネソン	Og		

\* 安定同位体のない元素。これらの元素については原子量が示されていないが、ヒスマス、トリウム、プロトアクチニウム、ウランは例外で、これらの元素は地球上で固有の同位体組成を示すので原子量が与えられている。

s: 当該元素の同位体組成が通常の物質が示す変動幅を越えるような地質学的試料が知られている。そのような試料中では当該元素の原子量とこの表の値との差が、表記の不確かさを越えることがある。

m: 不詳な、あるいは不適切な同位体分別を受けたために同位体組成が変動した物質が市販品中に見いだされることがある。そのため、当該元素の原子量が表記の値とかなり異なることがある。

r: 通常の地球上の物質の同位体組成に変動があるために表記の原子量より精度の良い値を与えることができない。表中の原子量および不確かさは通常の物質に適用されるものとする。

## 原子量表 (2010)

(元素の原子量は、質量数 12 の炭素 (<sup>12</sup>C) を 12 とし、これに対する相対値とする。ただし、<sup>12</sup>C は核及び電子が基底状態にある中性原子である。)

多くの元素の原子量は一定ではなく、物質の起源や処理の仕方に依存する。原子量とその不確かさ<sup>a</sup>は地球上に起源をもち、天然に存在する物質中の元素に適用される。この表の脚注には、個々の元素に起こりうるもので、原子量に付随する不確かさを越える可能性のある変動の様式が示されている。原子番号 112 から 118 までの元素名は暫定的なものである。

元素名	元素記号	原子番号	原子量	脚注
アインスタiniウム*	Es	99		
亜鉛	Zn	30	65.38(2)	r
アクチニウム*	Ac	89		
アスタチン*	At	85		
アメリシウム*	Am	95		
アルゴン	Ar	18	39.948(1)	g r
アルミニウム	Al	13	26.9815386(8)	
アンチモン	Sb	51	121.760(1)	g
硫黄	S	16	32.065(5)	g r
イッテルビウム	Yb	70	173.054(5)	g
イットリウム	Y	39	88.90585(2)	
イリジウム	Ir	77	192.217(3)	
インジウム	In	49	114.818(3)	
ウラン*	U	92	238.02891(3)	g m
ウンウンオクチウム*	Uuo	118		
ウンウンクアジウム*	Uuq	114		
ウンウントリウム*	Uut	113		
ウンウンヘキシウム*	Uuh	116		
ウンウンペンチウム*	Uup	115		
エルビウム	Er	68	167.259(3)	g
塩素	Cl	17	35.453(2)	g m r
オスミウム	Os	76	190.23(3)	g
カドミウム	Cd	48	112.411(8)	g
ガドリニウム	Gd	64	157.25(3)	g
カリウム	K	19	39.0983(1)	
ガリウム	Ga	31	69.723(1)	
カリホルニウム*	Cf	98		
カルシウム	Ca	20	40.078(4)	g
キセノン	Xe	54	131.293(6)	g m
キュリウム*	Cm	96		
金	Au	79	196.966569(4)	
銀	Ag	47	107.8682(2)	g
クリプトン	Kr	36	83.798(2)	g m
クロム	Cr	24	51.9961(6)	

元素名	元素記号	原子番号	原子量	脚注
ケイ素	Si	14	28.0855(3)	r
ゲルマニウム	Ge	32	72.64(1)	
コバルト	Co	27	58.933195(5)	
コペルニシウム*	Cn	112		
サマリウム	Sm	62	150.36(2)	g
酸素	O	8	15.9994(3)	g r
ジスプロシウム	Dy	66	162.500(1)	g
シーボーギウム*	Sg	106		
臭素	Br	35	79.904(1)	
ジルコニウム	Zr	40	91.224(2)	g
水銀	Hg	80	200.59(2)	
水素	H	1	1.00794(7)	g m r
スカンジウム	Sc	21	44.955912(6)	
スズ	Sn	50	118.710(7)	g
ストロンチウム	Sr	38	87.62(1)	g r
セシウム	Cs	55	132.9054519(2)	
セリウム	Ce	58	140.116(1)	g
セレン	Se	34	78.96(3)	r
ダームスタチウム*	Ds	110		
タリウム	Tl	81	204.3833(2)	
タングステン	W	74	183.84(1)	
炭素	C	6	12.0107(8)	g r
タンタル	Ta	73	180.94788(2)	
チタン	Ti	22	47.867(1)	
窒素	N	7	14.0067(2)	g r
ツリウム	Tm	69	168.93421(2)	
テクネチウム*	Tc	43		
鉄	Fe	26	55.845(2)	
テルビウム	Tb	65	158.92535(2)	
テルル	Te	52	127.60(3)	g
銅	Cu	29	63.546(3)	r
ドブニウム*	Db	105		
トリウム*	Th	90	232.03806(2)	g
ナトリウム	Na	11	22.98976928(2)	
鉛	Pb	82	207.2(1)	g r
ニオブ	Nb	41	92.90638(2)	
ニッケル	Ni	28	58.6934(4)	r
ネオジム	Nd	60	144.242(3)	g
ネオン	Ne	10	20.1797(6)	g m
ネプツニウム*	Np	93		
ノーベリウム*	No	102		
バークリウム*	Bk	97		
白金	Pt	78	195.084(9)	
ハッショウム*	Hs	108		
バナジウム	V	23	50.9415(1)	
ハフニウム	Hf	72	178.49(2)	
パラジウム	Pd	46	106.42(1)	g
バリウム	Ba	56	137.327(7)	
ビスマス*	Bi	83	208.98040(1)	
ヒ素	As	33	74.92160(2)	

元素名	元素記号	原子番号	原子量	脚注
フェルミウム*	Fm	100		
フッ素	F	9	18.9984032(5)	
プラセオジム	Pr	59	140.90765(2)	
フランシウム*	Fr	87		
プルトニウム*	Pu	94		
プロトアクチニウム*	Pa	91	231.03588(2)	
プロメチウム*	Pm	61		
ヘリウム	He	2	4.002602(2)	g r
ベリリウム	Be	4	9.012182(3)	
ホウ素	B	5	10.811(7)	g m r
ボーリウム*	Bh	107		
ホルミウム	Ho	67	164.93032(2)	
ポロニウム*	Po	84		
マイトネリウム*	Mt	109		
マグネシウム	Mg	12	24.3050(6)	
マンガン	Mn	25	54.938045(5)	
メンデレビウム*	Md	101		
モリブデン	Mo	42	95.96(2)	g r
ユウロピウム	Eu	63	151.964(1)	g
ヨウ素	I	53	126.90447(3)	
ラザホージウム*	Rf	104		
ラジウム*	Ra	88		
ラドン*	Rn	86		
ランタン	La	57	138.90547(7)	g
リチウム	Li	3	[6.941(2)]†	g m r
リン	P	15	30.973762(2)	
ルテチウム	Lu	71	174.9668(1)	g
ルテニウム	Ru	44	101.07(2)	g
ルビジウム	Rb	37	85.4678(3)	g
レニウム	Re	75	186.207(1)	
レントゲニウム*	Rg	111		
ロジウム	Rh	45	102.90550(2)	
ローレンシウム*	Lr	103		

\* : 不確かさは ( ) 内の数字で表され、有効数字の最後の桁に対応する。例えば、亜鉛の場合の 65.38(2) は  $65.38 \pm 0.02$  を意味する。

\* : 安定同位体のない元素。これらの元素については原子量が示されていないが、プロトアクチニウム、トリウム、ウランは例外で、これらの元素は地球上で固有の同位体組成を示すので原子量が与えられている。

† : 市販品中のリチウム化合物のリチウム原子量は 6.939 から 6.996 の幅をもつ（「元素の同位体組成表 2010」の注 b を参照）。より正確な原子量が必要な場合は、個々の物質について測定する必要がある。

g : 当該元素の同位体組成が正常な物質が示す変動幅を超えるような地質学的試料が知られている。そのような試料中では当該元素の原子量とこの表の値との差が、表記の不確かさを越えることがある。

m : 不詳な、あるいは不適切な同位体分別を受けたために同位体組成が変動した物質が市販品中に見いだされることがある。そのため、当該元素の原子量が表記の値とかなり異なることがある。

r : 通常の地球上の物質の同位体組成に変動があるために表記の原子量より精度の良い値を与えることができない。表中の原子量は通常の物質全てに適用されるものとする。

©2010 日本化学会 原子量委員会

## 用字例

(注: 送りがなについてーアンダーラインは、注意して送るもの、  
□印は送らないもの)

	よみ	使う字	使わない字 備考
ア	あかるい	明るい	明い
	あきらかに	明らかに	明かに
	あげる	上げる	上る
	あたためる	→加温する	
	あたらしい	新しい	新 <u>い</u> しい
	あたる	当たる	當る
	あつかう	扱う	扱 <u>か</u> う
	あつめる	集める	集る
	あてる	当てる	當る
	あらいこみ	洗込み (名)	
		洗い込み (動)	
	あらかじめ	あらかじめ (副)	予め
	あらたに	新たに	新 <u>ら</u> たに
	あらためる	改める	
	あらゆる	あらゆる	全る
	あらわす	表 (現) す	表 (現) <u>わ</u> す
	ある	ある	あらわす
	あるいは	あるいは	在る, 有る
	あわ	泡	或は
	あわす	合わす	合す
イ	いおう	硫黄 (元素として), イオウ (各条「イオウ」の引用として)	いおう
	いう	いう	言う
	いくぶん	幾分	
	いすれ	いすれ (代)	何れ
	いちじるしい	著しい	著 <u>し</u> い
	いっそう	一層	
	いったん	一端	
	いって	いって	行って
	いる	いる	居る
	いれる	入れる	入る
	いわゆる	いわゆる	所謂
	いんてぐれーたー	イントグレーター	イントグレータ
	うしなう	失う	
	うすい (物・色)	薄い	薄 <u>す</u> い
	うすめる	薄める	うすめる
ウ	うちに	うちに	内に, 中に
	うながす	促す	促 <u>が</u> す
	うるおす	潤す	潤 <u>お</u> す
	えがく	描く	
	えらぶ	選ぶ	
エ	える	得る	
	おうとつ	凹凸	
	おおう	覆う	被う
	おおきい	大きい	大い
	おおむね	おおむね	概ね
オ	おこなう	行う	行 <u>な</u> う
	おこる	起こる	起る

	よみ	使う字	使わない字 備考
オ	おそれ	おそれ	恐れ, 虐れ
	おだやかに	穏やかに	おだやかに
	おとし	落とし	落し
	おのおの	各々	
	おのずから	おのずから	
	おびる	帶びる	
	おもな	主な	凡そ
	およそ	およそ	
	および	及び	
	おわる	終わる	終る
	かいそう	海藻	
	かえす	返す	返 <u>え</u> す
	かえって	かえって	却て
	かかわらず	関わらず	拘らズ
カ	かくはん	攪拌 (名)	攪拌
	かくはんする	→かき混ぜる	攪拌する
	かける	欠ける	欠る
	かさねる	重ねる	
	かじょう	過剰	
	かりょう	過量	
	かつ	かつ	且つ
	かっしょく	褐色	
	かなう	かなう	適う
	かならず	必ず (副)	必 <u>ら</u> ず
	かねる	兼ねる	兼る
	かび	かび	黴
	から	○から作る	○より作る
	がらす	△から再結晶	△より再結晶
イ	かわる	ガラス	硝子
	かわる	代わる	代る (代理・代人など)
	かわる	変わる	変る (うつりかわる, 変化)
	かんでん	カンテン	寒天 (別名としてのみ使用可)
	かげつ	箇月	ヶ月
	10かしょ	10箇所	10ヶ所
	きしやく	希釈	
	きめる	決める	決る
	きやりやーがす	キャリヤーガス	キャリアーガス
	きょうざつ	→混在	
	きりあげ	切上げ	
	きりひらく	切り開く	
	きわめて	極めて	
ク	くふう	工夫	
	くみあわせ	組合せ (名)	
	くみあわせる	組み合わせる (動)	
	くみかえ	組換え (名)	
	くみかえる	組み換える (動)	
	くらい	くらい	位
	くらべる	比べる	比る
	くりかえす	繰り返す	繰 <u>れ</u> す
	けいこう	螢光	
	けいれん	けいれん	痙攣
	けた	桁	
	けんだく	懸濁	

	よみ	使う字	使わない字 備考		よみ	使う字	使わない字 備考
コ	こえる	超える	越える	セ	すみやかに	速やかに	
	こげる	焦げる	焦る		せん	栓	セン
	こころみる	試みる	試る		せんじょう	洗浄	洗滌
	こたえ	答え	答 (表中のみ使用可)		そ	沿う	
	こたえる	こたえる	応える		そう	挿入	
	こと	こと	事		そうにゅう	その	其の
	ごと	ごと	毎		その	そのほか	其の他
	ことなる	異なる	異なる		そのほか	その他	夫々
	この	この	此の		それぞれ	それぞれ	
	こまかい	細かい	細い		タ	大体	
	(洗い) こむ	(洗い) 込む			だいたい	大抵	
	これら	これら	此等, これ等		たえず	絶えず	絶ず
	こんせき	痕跡			だえん	橢円	だ円
	ざいけい	剤形	剤型		たがいに	互いに	
サ	さきに	先に			たくわえる	→保存する	貯える
	さける	避ける	避る		たしかめる	確かめる	確める
	さげる	下げる	下る		だす	出す	だす
	さしこむ	差し込む	挿し込む (挿入の意)		ただ	ただし	唯, 只
	さしつかえない	差し支えない	差支えない		ただちに	ただちに	但し
	さまざま	様々			たとえば	例え (副)	直に
	さら	皿			たの	他の	
	さらに	更に (読点 (,) の後や文中)			ために	ために	為に
	ざんき	→残留物	残渣		たんぱくしつ	タンパク質	蛋白質
	しがたい	し難い		チ	ちいさい	小さい	小い
シ	しげき	刺激	刺戟		ちかづく	近づく	近付く, 近づく
	したがう	従う	従		ちょうど	ちょうど	丁度
	したがって	したがって (接) 従って (動)	従て		ちょうどふ	貼付	
	したのち	した後,			について	について (範囲を限定して説明する用語)	に就いて, に付いて
	したのちに	した後に			ついで	次いで	
	しばしば	しばしば	屡々		つぎに	次に	
	しぶい	渋い			つくる	作る	
	しまう	しまう	了う, 終う		つける	付ける	
	しめす	示す			づつ	ずつ	
	しめる	湿る	湿める		つめる	詰める	
ス	しめる	絞める			つねに	常に	
	しゃこう	遮光		テ	ていする	呈する	
	しやすい	しやすい	し易い, 仕易い		できか	滴加 (液中に添加する場合), 滴下 (ろ紙上に添加する場合)	
	しゃへい	遮蔽			できる	できる	出来る
	じゅうてん	充填			でしけーたー	デシケーター	デシケータ
	じゅうぶん	十分に, 十分な	じゅうぶん, 充分		でーた	データ	データー
	しゅうまつてん	→終点	終末点		ト	とおり	通り
	しゅうれんせい	収れん性	収斂性		とき		
	しょうじる	生じる	生ずる		ときどき		
	じょうりゅう	蒸留	蒸溜		とくに		
ス	じょじょに	徐々に			ところ		
	しらべる	調べる	調る		特に (副)		
	しんとう	→振り混ぜる	振盪		ともせん		
	すくない	少ない	少い		ともなう		
	ずつ	ずつ	宛		ともに		
ス	すでに	既に (副)		セ	共栓	共セン	
	する	捨てる	捨る		伴う	伴因	
	すべて	全て	総て, 凡て,		共に (副)	供に	

	よみ	使う字	使わない字 備考		よみ	使う字	使わない字 備考
	とりあつかい とりだし	取扱い (名) 取り扱い (動) 取出し (名) 取り出し (動)			ませあわせ	混合せ (名) 混ぜ合わせ (動)	
ナ	ないし なお なかば ながら なづける など ならびに なるべく	ないし なお (副) 半ば ながら 名付ける など 並びに なるべく	乃至 尚 中ば 乍ら 名づける 等 成べく, 成可く		ませる また または まだ まで まま まひ	混ぜる また 又は (接) まだ まで (助) まま 麻痺	混る 又, 亦, 復
ニ	にかわじょう にごる にそう にゅうばち	にかわ状 濁る 二層 乳鉢	膠状 2層		ミ	みがく みぞ みたす みとめる みなす みられる	磨く 溝 満たす 認める みなす 見られる
ヌ	ぬぐう ぬらす	ぬぐう ぬらす	拭う 濡らす		ム	むしろ むずかしい むすぶ	むしろ 難しい 結ぶ
ネ	ねんちゅう (ねんちょう)	粘稠			メ	めずらしい めんどう	珍しい 面倒
ノ	のぞく のち のちに のべる のり	除く 後 後に 述べる のり	述る 糊		モ	もえる もし もしくは もちいる もちろん もつ もつとも もっぱら もどす もとづく もとに もる	燃える もし (副) 若しくは 用いる もちろん 持つ 最も (副) 専ら (副) 戻す 基づく 下に 漏る
ハ	ばかり	ばかり	秤		ヤ	やすい やはり やむをえず やや やわらかい	やすい やはり (副) やむを得ず やや (副) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">柔らかい (力を加えると形が変わってしまう場合で、すぐに戻る場合で、しなやかで彈力があること)、軟らかい (力を加えると形が変わって容易に元に戻らない場合で、軟弱であること)</div>
	はがれる はじめて はじめの はじめる はずす はんてん ぱらめーたー	剥がれる 初めて (副) 初めの 始める 外す 斑点 パラメーター	剥がれる 初で				易い 矢張り 止むを得ず 稍々 柔い
ヒ	ひとしい ひとつ ひとつずつ びん	等しい 一つ 一つずつ 瓶					
フ	ふきん ふく ふくざつ ふた ふたたび ふりまぜる ふれる	付近 拭く 複雑 蓋 再び (副) 振り混ぜる 触れる	附近				
ホ	ほか ほど ほとんど ほぼ	ほか, 他 ほど (助) ほとんど (副) ほぼ (副)	程 殆ど 略々, 略ぼ		ユ	ゆえ ゆく	ゆえ 行く
マ	ますます ます	ますます (副) まず (副)	益々		ヨ	よい よういに ようす ように ようやく ようやく よる より	良い 容易に 様子 ように ようやく ようやく よる より
							[比較するときに用いる 例: ○○より△△が大きい]

	よみ	使う字	使わない字 備考
リ	りゅうぶん りんぱ	留分 リンパ	溜分 淋巴
ロ	ろう ろうと ろかする	ろう 漏斗 ろ過する	蠅 (正名はロウ) 濾過する, 沔過する
ワ	わかる わける わずかに わたって	わかる 分ける わずかに (「後わずかに」等の場合のみ) 僅かに わたって	分る, 判る, 解る 分る 亘つて, 渡つて

(注) 文中の (名) は名詞, (代) は代名詞, (連) は連体詞,  
 (動) は動詞, (助) は助詞, (副) は副詞及び (接) は  
 接続詞として用いる場合に使う字であることを意味する。